

1日目 (6月3日)

第2回福生市議会定例会会議録（第6号）

平成20年6月3日福生市議会議場に第2回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	原島 貞夫君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	大野 聡君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市長	加藤 育男君	副市長	高橋 保雄君	教育長	宮城 眞一君
企画財政 部長	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君	総務部 参事	田中 益雄君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子ども 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部長	小峯 勝君	会計 管理 者	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局長	吉野 栄喜君	議会事務 局長 次	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐員	大迫 曄子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成20年第2回福生市議会定例会議事日程

開議日時 6月3日(火) 午前10時

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 市長の所信表明について
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 陳情第20-2号 「同居家族がいても生活援助サービスが受けられる」厚生労働省通達(事務連絡)を徹底させる陳情書
(審査報告)
- 日程第7 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(福生市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第9 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて〔平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〕
- 日程第11 議案第33号 福生市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第34号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第35号 福生市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第36号 福生市基本構想審議会条例
- 日程第15 議案第32号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第37号 福生市と羽村市、瑞穂町及び青梅市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第17 議案第38号 東京都市収益事業組合格約の変更について
- 日程第18 議案第39号 平成20年度福生市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第40号 平成20年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第20 議案第41号 平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第42号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
- 日程第22 議案第43号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
- 日程第23 議案第44号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第24 陳情第20－4号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める国への意見書を提出する陳情書
- 日程第25 陳情第20－5号 下水道使用料の減免についての陳情書
- 日程第26 陳情第20－6号 議会は使命を果たすことを求める陳情書

午前10時1分 開会・開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成20年第2回福生市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回、新たに御当選になりました武藤政義君の議席の指定及び仮議場から新議場に移ったことに伴い、議席の指定を行うものでございます。

議席につきましては、ただいま御着席のとおりと指定いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第80条の規定により、議長において、1番、武藤政義君、2番、清水義朋君、3番、末次和夫君以上3名を指名いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 平成20年第2回福生市議会定例会の招集について（別添参照）
- 2 議案の送付について（議案第32号外12件、報告4件）（別添参照）
- 3 閉会中における委員の選任について（武藤政義議員を建設環境委員会委員及び庁舎建設特別委員会委員へ選任、高橋章夫議員を議会運営委員会委員へ選任）
- 4 福生市農業委員会委員の推薦について（別添参照）
- 5 福生病院組合議会議員の選出について
- 6 陳情書の受理について（陳情第20-4号、陳情第20-5号、陳情第20-6号）（別添参照）
- 7 市議会議事説明員の委任について（別添参照）
- 8 議案説明員の出席要求について（別添参照）
- 9 平成20年2月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 10 平成20年3月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 11 福生市土地開発公社の経営状況について（別添参照）
- 12 平成19年度福生市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（別添参照）
- 13 本会議資料の提出について（報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号、議案第34号、議案第35号）（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。先ほど、議長からもお話がありました。加藤市長が誕生いたしまして初めての定例会でございます。加藤市長におかれましては市のため、市民のため、精いっぱい働きを御期待いたしております。

それから、今定例会から新しい議場での本会議となりました。今後、本会議風景のインターネット配信も行われる予定でございます。なお、本日、本会議初日ということで大勢の方に傍聴にお見えいただいております。議員各位におかれましては、活発な議論を展開していただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、御指名をいただきましたので、去る5月27日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告させていただきます。

まず、日程でございますが、今定例会に提案されております案件は、閉会中に結論づけられました陳情の審査報告1件と、市長から報告4件、議案13件、それから陳情者から陳情3件が提出されております。また、一般質問につきましては18名の議員から通告されており、通告時間は17時間40分となっております。

それから、日程第4でございますが、加藤市長より、市長就任後初の本会議でもあり所信の一端を表明したい旨の申し出がなされましたので、日程事項としていたしました。

日程の順序につきましては、先例に倣いましてお手元に御配付の日程表のとおり編成をいたしました。

次に、一括審議する案件でございますが、日程第12、議案第34号と日程第13、議案第35号を一括して審議することと決定しております。

次に、議案の取り扱いでございますが、日程第7、報告第2号、日程第8、報告第3号、日程第9、報告第4号及び日程第10、報告第5号までの専決処分の承認を求めることについてと、日程第16、議案第37号、福生市と羽村市、瑞穂町及び青梅市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更について、日程第17、議案第38号、東京都市収益事業組合規約の変更について、また、日程第21、議案第42号及び日程第22、議案第43号の福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について、それから、日程第23、議案第44号、福生市表彰条例に基づく一般表彰については慎重審議の上、即決でお願いすることになっております。その他の案件につきましては、既に御配付いたしております付託表のとおり、所管委員会に付託し、審査をお願いすることといたしました。

次に、会期でございますが、本定例会におきましては一般質問の通告者及び通告時間数、また議案数を勘案いたしまして6月3日、6月4日、6月5日及び6月6日の4日間を本会議とし、6月7日から6月19日までを休会として各委員会を開いていただき、最終日を6月20日とする18日間の会期とすることといたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側及び議会側から協議事項がございますので開催することにいたしました。なお、協議事項の関係で2回に分けて行うことといたしておりまして、1回目は一般質問をすべて終了した後に行い、2回目は6月6日の本会議終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜り、今定例会が円滑に運営されますようお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり6月3日から6月20日までの18日間と決定したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって会期は18日間と決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、議員の辞職許可について報告いたします。

平成20年3月28日付、加藤育男氏から「一身上の都合」との理由により、平成20年3月31日付をもって議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により平成20年3月31日、議員の辞職を許可いたしましたので、御報告いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第4、この際、加藤市長から市長の所信表明についての発言の申し出がありますので、これを許します。

（市長 加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君） おはようございます。これからよろしく願いいたします。

平成20年第2回市議会定例会に当たりまして、貴重なお時間をいただき、私の所信を申し述べさせていただきますことを、心から感謝申し上げる次第でございます。

先般の福生市長選挙におきまして、多くの市民の皆様の御支持をいただき、今後4年間、市政を担当させていただくことになりました。まことに身の引き締まる思いとともに、その責任の重大さを痛感いたしているところでございます。

福生市は、町の時代から、その後の市制施行後も、歴代の市長を初め議員各位のたゆまぬ御尽力と市民の皆様の御協力のもとに、着々とまちづくりが進展してまいりました。

地方分権一括法が施行され、本格的に地方分権時代が始まった平成12年に誕生した野澤市政は、市民主権による自立したまちづくりを目指し、2期8年間にわたり一貫して「福生市のことは市民とともに福生市独自で考える」「後世の市民のために、負担を残さない持続可能なまちを創る」ということを基本的な考えに据え、市民との協働によるまちづくり、そして堅実な行財政運営を進めてこられました。

このたびの選挙におきまして、野澤前市長から後継者として指名をいただいた私が、

引き続き野澤前市長が築かれた市民主権のまちづくりを継続し、さらに発展するよう、私に託された市民の声であると信じております。

まだまだ未熟ではございますが、受け継いだたすきの重みと責任を強く認識し、私の全力を傾注し、市政運営に当たる所存でございますので、議員並びに市民の皆様の特段の御指導、御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げる次第でございます。

さて、歴代の市長、議員各位そして市民の皆様が、ともに築いてこられた福生のまちづくりでございますが、今までの礎のもとに、さらに私が目指すこれからのまちづくりにつきまして、その一端を申し述べさせていただきます。

御案内のとおり、地方分権にかかる国の動きは、昨年4月に地方分権改革推進委員会を設置し、「地方が主役の国づくり」を地方分権改革推進の基本的な考え方に据え、目指すべき五つの方向性を決めました。すなわち、一つ目は「分権型社会への転換」、二つ目に「地方の活力を高め、強い地方を創出」、三つ目に「地方の税財政基盤の確立」、四つ目に「簡素で効率的な筋肉質の行財政システム」、そして五つ目が「自己決定・自己責任・受益と負担の明確化により地方を主役に」であります。

そして、昨年11月には同委員会により「中間的な取りまとめ」が発表され、第1次勧告も5月末に示されたところでございます。国は同委員会の勧告を踏まえ、平成21年度中には、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置等を定めた、「地方分権改革推進計画」を策定することとしております。いよいよ地方分権改革も第2ステージに入ってきたと強く感じるところでございます。

今、申し上げました地方分権改革推進委員会の目指すべき五つの方向性は、時代の要請であると同時に、私が目指すまちづくりである「誰もが住んでよかった、住みたくなる夢のある街福生」の実現に、基本的に合致するものであります。そして、そのまちづくり実現のために、これから申し上げます「五つの元気」を、行政運営の柱に据え、市政を着実に進めてまいりる所存でございます。

一つ目が、「子育てが元気」であります。すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長し、安心して子育てできる環境が整うことは、少子化が進む現在の社会の中で保護者のみならず、社会全体の願いでもあると私は思っております。出産や育児について個人の選択を尊重しつつも、安心して子育てができる環境づくりを進めることは、家庭はもとより地域、企業そして行政に課せられた責務であり、市といたしましてもこれまでその充実を図ってまいりました。

保育事業の充実については、保育の質の向上を図るとともに、多様化する市民の保育ニーズに応じたサービスの提供を行う必要があります。今後とも各種の保育事業の充実を図ってまいります。なお、幼稚園と保育所の一元化の流れがあるところでございます。市内事業者の意向等に注視しながら、認定こども園の設置等を支援してまいります。また、児童の健全育成の面では、児童館や学童クラブとともに、ふっさっ子の広場との連携を図りながら、児童の放課後対策の充実を図ってまいります。

子育て支援施策につきましては、本年1月からの子ども家庭支援センター先駆型移行に伴い、子どもとその家庭に関する総合相談体制の充実を努めてまいりました。今

後、さらに関係機関と連携・協力を行い、充実に努めてまいります。また、中学生までの医療費助成につきましては、今後、拡大に向け取り組んでまいります。

二つ目が「お年寄り・障害者が元気」であります。多くの市民の皆さんは、住み慣れた地域社会で安心して心豊かに生活を送れることを願っています。平成18年度に実施いたしました市政世論調査でも、施策の要望として最も高かったのは高齢福祉対策の充実でございました。だれにも訪れる高齢者への道は、避けて通れないものでございます。現に高齢にある方、やがて高齢者になるすべての市民が不安のない老後を送るには、福祉、保健、医療サービスのネットワークづくりを築く必要があると考えております。これは障害のある方も同様と考えます。

それには、市民の生活実態やニーズにあわせたサービスの提供に努め、多様な実施主体との協働を深め、新たな福祉活動への取り組みを行っていくとともに、高齢者や障害のある方が毎日楽しく生きがいをもって生活していくために、趣味やレクリエーションを通じての活動や交流、高齢者の知識や経験を生かしたボランティア活動、市民活動団体等への参加など、さまざまな形で地域社会とかがわっていく体制の充実に努めてまいります。なお、施設のバリアフリーへの対応といたしましては、JRと連携し牛浜駅のエレベーター、エスカレーターの早期設置を目指してまいります。

また、現在建てかえが進む福生病院でございますが、多くの市民の皆様から医師不足に対する不安の声を承っております。御案内のとおり、福生病院は福生市、羽村市そして瑞穂町の2市1町で独立した地方公共団体として一部事務組合を設置し、運営をしております。したがって、組合の構成市町との協議が大前提となりますが、福生病院組合の管理者としてのリーダーシップを発揮し、病院長等関係者と十分な協議を行い、医師不足の解消等に努めてまいります。

三つ目が「教育が元気」であります。教育行政につきましては、基本的には教育委員会の所管でございますが、私は、安心して楽しく、のびのびと学び、遊べる環境づくりが大切であると考えております。教育の分野におきましては、国における教育改革という大きな流れの中で、60年ぶりという教育基本法の改正に始まり、その後、種々の法整備、制度改正が進められております。そのような中で、福生市教育委員会は、諸課題に対して積極的に取り組んできていると考えております。

例えば、学校教育の分野では、今年度から教育センターを開設し、教職員の研究・研修機能、教育相談機能、そして適応指導機能の三つの機能をあわせ持った総合的教育機関としての運営が始まりました。また、小学校から中学校へ進む際に生じるさまざまな学習上、生活上のつまずき、いわゆる「中1プロブレム」と聞いておりますが、その対応の一つとして、中学1年生の生徒を対象とした、宿泊学習教室も実施されております。

社会教育の分野では、放課後対策としてのふっさっ子の広場事業の充実が図られつつあり、今年度は新たに3校で開設が予定されております。かねてから進めてまいりました学社融合施策、つまり地域と学校の協働の芽が出てきたものと考えております。

不登校、学力向上、児童・生徒の健全育成等の諸課題は、一朝一夕に改善が図られ

るというものではありませんが、教育委員会の積極的な取り組みを支援し、教育が元気になるよう努めてまいり所存でございます。

四つ目が、「まちが元気」であります。まちが元気になるために必要なものは、まず、そこに住む人々が生き生きと元気に暮らす姿だと私は思います。それは安心して暮らせると感じられることだと思います。

このたびミャンマーを襲ったサイクロンによる被害や、中国四川省での大地震で、被災された方々には心からお見舞いを申し上げたいと思いますが、福生市でも当然災害に対する備えが必要でございます。地震や風水害に強いまちづくりをハード・ソフトの両面で進めることが必要であり、それには建物の耐震化が万が一の災害時に備え、地域で助け合えるコミュニティーの強化が必要でございます。

このため、今後とも既存木造住宅の耐震診断や、改修についての支援をさらに進めてまいります。また、申し上げるまでもなく、災害時には近隣住民相互の助け合いが重要であり、町会・自治会を中心とした自主防災組織等が大きな役割を担っております。その重要性を踏まえて、町会・自治会等への支援のあり方を検討してまいります。

また、先ほど申し上げたミャンマーのサイクロン被害でございますが、近年の地球温暖化現象も発生の要因の一つではないかと言われております。地球温暖化の原因のほとんどは、CO₂による温室効果によるものだと考えられております。地球規模の対策が求められ、各国も取り組み始め、もちろん我が国も取り組んでおることは御案内のとおりでございます。

福生市は、いち早くこの対策に取り組み始め、福生市環境基本計画に基づき、市も市民・事業者等とともに「福生スクラム・マイナス50%協議会」を設立し、環境と経済の好循環まちづくりに取り組んでおります。CO₂削減に対する基本的な行動指針は、地球規模で考え、地域で行動することであると常々考えております。したがって、この地球規模での環境問題におきましても、地域での取り組み強化がCO₂削減の推進につながると考えております。

そのほか、暮らしに安心感を持っていただくには火災や犯罪、交通事故に対する防止策の強化が必要でございます。消防署や警察署並びに関係団体等との連携協力により取り組みを進めるとともに、安全安心まちづくり条例の制定の準備も進め、市民が住み続けたいまち、定住化が促進されるまちづくりを目指してまいります。

商業の振興は、まちににぎわいと集いをもたらす重要な役割を持っております。しかしながら、福生市の商業につきましては、先進商業都市の発展や近隣市町への大型店舗の進出などにより、ますます厳しい環境にあることは否めません。これまで、ハードの面では商業景観の整備と集客力の拡大を図る観点から、主要商店街のカラー舗装による道路整備や、市営駐車場の設置等を行い、また、ソフトの面では、経営改善普及事業等を推進するため、商工会への補助を行ってきておりますが、消費者ニーズの多様化もあり、依然厳しい状況でございます。

そのような状況でも、若い経営者の中には元気に、かつ、前向きに取り組んでいる方も多くいらっしゃいます。元気なまちをつくるには、まずは、商店街ににぎわいと

集いが必要でございます。また、我が市は外国人の割合が高いまちでございます。多様な国の多様な文化を市民レベルで交流していくことは、まちの元気づくりに結びつくものと考えますので、そうした面からも商工会や観光協会とも連携し、商店街ににぎわいと集いをつくり、活性化を図るための研究を進めたいと考えております。

五つ目が「スリムな市役所が元気」であります。福生市は、これまでも着実に行政改革を進めてきております。前市長の御努力によって効率的、効果的な行財政運営を進め、職員数の改善や給与の改善等を図ってまいりました。分権型社会における地方自治体には、従来からの課題への取り組みや改革手法にとどまらず、新たな課題に対応する取り組みが必要になってきております。

少子高齢化の進展や総人口の減少といった社会構造の変化や、男女共同参画社会の形成による社会環境の変化により、保育や介護といった、今まで私的な領域であったものが新たな公共的サービスへと変化し、また求められるようになってきております。

また、この公共の領域の拡大に伴い、公共サービスの提供を市民みずからが担うという認識が広がるとともに、市民活動団体、NPO、民間企業など、公共サービスの担い手となれる意欲と能力を備えた多様な主体があらわれ、そのような市民等と協働する「新しい公共空間」が生まれてきております。同時に、市職員の意識改革と能力の向上も求められてきております。

福生市は、まちづくりの方向を自己選択、自己決定をし、そして自己責任を負えるという、自立した市民が暮らすまちづくりを目指してまいりました。その前提として大事なことは情報の共有であり、活発な議論であり、そして理解の共有であります。行政と、さまざまな能力を持った市民や市民活動団体の方々との協働をさらに進めることは、結果としてお互いが目指すものへの達成につながると信じるものでございます。そして、市民の機運が高まった時点で、この市民参加型の行政を展開するための基本的な制度規範としての、自治基本条例等の制定をすべきと考えております。

このようなことから、今後は、行政の事務事業は行政でなければできない領域に特化し、スリムな市役所を目指してまいります。そして、まだまだ経験不足でございますが、私が民間で培った発想を取り入れまして、既存の事務事業の見直し・点検をさらに行い、行政が直営で行うべきものを精査し、事務事業のアウトソーシングを進めてまいります。市民サービスの低下を招くことなく、こうした取り組みにより財政上の負担を減らし、市役所に元気を与えたいと考えております。

次に、財政運営についてでございます。自立した自治体にとって、財政面での自立は不可欠であります。今まで申し上げましたさまざまな施策を推進していくためには、その財源の確保が必要であり、そのために、財政の健全化を図っていかなくてはなりません。事務事業の見直しなどによる経常経費の削減、節減を図ることはもちろんのこととして、使用料や手数料などの自主財源の確保を図っていく必要があります。

歳入の根幹となる市税や国民健康保険税などにつきましては収納の向上に努めるとともに、あわせて権利義務意識や自主納税意識の向上、市民負担の公平性の確保を図っていかなくてはならないと考えております。また、前市長の財政運営の考え方を継

続し、基金の取り崩しや起債の借り入れについては、できる限り抑制し、後年度の世代に負担を残さないようにしていかなければならないと考えております。

次に、基地問題でございます。横田基地につきましては、福生市にとって大きな存在であるとともに、基地対策は実に重い課題でございますが、基地問題についての考え方やその対策の進め方につきましては、基本的に前市長と変わるものではございません。基地は動かしがたいという見方の中で、基地の存在に起因する諸問題につきましては、基地周辺の住民だけが犠牲になるということではなく、常に都民あるいは国民すべての問題としてとらえ、その対策について万全を期すよう関係各機関に絶えず要望、要請を行っていかねばならないと考えるものでございます。

とりわけ、市民生活や行財政運営に重大な影響を及ぼすことのないよう、航空機騒音対策や公共施設整備などを図るための防衛補助事業の拡充に努めていくとともに、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会と連携・協力して、国及び米軍に対し、米空母艦載機による離発着訓練の全面中止、航空機の安全運航の推進などについて、引き続き積極的に要請してまいりたいと存じます。

また、横田基地の軍民共用化の問題でございますが、基本的に日米の国レベルでの問題でございますが、この問題は、福生市単独の問題ではございませんので、情報収集に努めつつ、正式な情報が届いた時点で速やかに議会へ相談するとともに、市民の御意見を聞きながら、また、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会との協議も行う中で、市としての考えを決めていく必要があると考えております。

さて、当面、私が全力で取り組んでいかなければならないことは、福生市第3期総合計画の着実な遂行でございます。本計画は、「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」を将来都市像とし、「アクティブ・クリエイティブ・チャレンジング」を行動指針として構築されましたことは御案内のとおりでございます。この計画期間は、平成22年まででございますが、この総合計画の目標達成に向け着実に、かつ全力で取り組む所存でございます。そして、第4期の福生市基本構想の策定でございますが、これは平成22年から平成32年までの10年間にわたる、福生市における総合的、かつ計画的な行政の運営を図るため定めるものでございます。

これは、地方自治法の定めにより、市町村に義務づけられたものでございますが、福生市の重要な長期構想として、市民の代表である議会の議決を経て決定するものでございます。その後、構想を実現するための基本計画の策定へと進むわけでございますが、いずれも福生市のまちづくりは市民とともに考えるという、市民主権の考えにのっとり進めてまいる所存でございます。その前提として大事なことが、先ほど申し上げましたように情報の共有であり、活発な議論であり、そして理解の共有でありますことから、議員各位並びに市民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、るる申し上げさせていただきましたが、野澤前市長から受け継いだすきの重みを十分に自覚し、全力を挙げて市政運営に取り組んでまいりますので、重ねて議員各位並びに市民の皆様への御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

信とさせていただきます。

御清聴、ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 以上で、市長の所信表明についての発言は終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第5、一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に従いまして発言を許します。

まず15番、大野聰君。

（15番 大野聰君登壇）

○15番（大野聰君） ただいま、加藤新市長の所信表明、聞かせていただきました。ありがとうございました。

それでは、御指名をいただきましたので、新しい議場での一般質問のトップバッターを務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

今回の一般質問は、加藤市長が述べられました所信表明に関して何点か、質問をさせていただきます。

まずは、加藤新市長、御就任おめでとうございます。かつてない選挙戦を戦われ、市長に就任され、ちょうど2週間がたちましたが、市長室のいすの感触はいかがでございますでしょうか。6万市民の代表としてこれから4年間、市政発展のため、全力投球されることをまずお願い申し上げます。

さて、加藤市長は先ほどのお話もありましたが、野澤前市長の後継者として、たすきを受け取られ、今までの野澤市政を継続し、さらに発展させることを表明し、市民の皆様から福生市政を負託されました。市政を取り巻く状況は地方分権の流れの中で大きく変遷しており、さらに近年の社会情勢の変化の中で、財政事情も厳しくなってくるのが予想されます。特に、財政基盤が脆弱な当市の財政運営はますます厳しくなってくると思われ、自主財源の確保や事務事業の見直しによるスクラップ・アンド・ビルドを徹底していくことが重要であると考えます。そのような厳しい状況の中で、市民要望を着実に実行していくことが加藤市長に求められており、市長のかじ取りに大いに期待するところであります。特に、選挙戦で示されました「福生に五つの元気」の実現については、多くの市民の方が期待しているものと確信しており、この4年間でどのように進めていくかが正念場であると思います。

ただ、当市の場合は、先ほどもお話がありましたが、平成22年を目標年度とした福生市総合計画を既に策定し、「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」を福生市の将来都市像として新たなまちづくりに向け、施策が推進され、現在は第3期総合計画のもとに着実な行政運営がなされております。さらに、現在、市民の方々の御参加もいただき、第4期総合計画の策定準備が進んでおります。

市長がマニフェストで示した「福生に五つの元気」の施策は、総合計画から逸脱する内容ではないと思っておりますが、総合計画の中にどのように施策化していくか、市民の皆さんの負託にどのようにこたえていくかは、議会とも十分今後相談していた

だくことをお願い申し上げます。

加藤市長は、5年間の議員経験があるとは言え、今度は行政の本丸の中心でリーダーシップを発揮することになります。しかし、現在では戸惑うこともたくさんあると思います。行政の奥深さを理解するにはたゆまない努力が必要であり、職員の皆さんの声にも十分耳を傾ける必要があると思います。

また、今回の市長選は4人が立候補する大激戦となりましたが、他の候補からさまざまな提案がなされました。選挙結果は加藤育男候補7924票で、見事当選されましたが、この得票数は投票総数の37.2%であり、残りは他候補に投票されたこととなります。この結果を真摯に受けとめ、これからの市政運営に生かしていただきたいと念願するものであります。

再三申し上げますが、選挙期間中に市民の皆さんに熱い思いで訴えた数々の施策は夢物語ではありません。加藤市長の若さと行動力で、「五つの元気」の実現のため着実に施策を進めてください。そこで、何点かお伺いします。先ほど市長の所信表明とダブる事柄があると思いますが、よろしくお伺いいたします。

まず一点目は、加藤市長の基本的な市政運営の方針についてお伺いいたします。市長は、選挙期間中、野澤市政を継続し、さらに発展させていくと訴えられましたが、現在もお考えが変わらないのか、その辺についてお聞かせください。

2点目は、選挙戦で戦った候補者との融和についてお伺いします。いろいろなしこりが出てきては困るわけですので、今回の選挙戦ではかなり過激な言動が飛び交っておりました。戦いですから、ある程度はやむを得ない部分がありますが、非難中傷するような状況も見られました。しかし、選挙が終わってこのような状況が続くとすれば、福生市にとって、しいては加藤市政にとって決してよい結果ではないと危惧しております。加藤市長の寛容なお気持ちをお聞かせください。

3点目は、マニフェストの実現に向けての方策についてお伺いいたします。今回の市長選にはマニフェストが導入され、市民の方々に候補者自身の政策を発表する機会ができました。加藤市長は、「福生に五つの元気」の実現を掲げられました。所信表明でも述べられましたが、改めて実現に対しての決意をお聞かせください。

四つ目は、職員に対する基本姿勢についてお伺いいたします。野澤前市長は、職員の中から登用された市長でしたが、加藤市長は民間出身で、御自身より年上の職員も多くおります。行政経験もまだ未知数であり、多くの職員は疑心暗鬼になっていることも心配されます。市長は企業のトップであり、という立場もあります。どのように接するかを、その姿勢についてお聞かせをいただきたいと思っております。

最後に、議会との関係の基本姿勢についてお伺いいたします。加藤市長は、2期5年、我々と議会活動をともにしてまいりました。議会の側から市長に接してきた経験はあるわけですけれども、申すまでもなく市長と議会は車の両輪であり、お互い究極の目的は市民福祉の向上にあることも言うまでもありません。しかし、議会は執行機関に対する牽制機能も持っております。今後、どのように接していくのか、基本的なスタンスをお聞かせいただきたいと思っております。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。よろしく御答弁、お願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 大野(聰)議員さんの御質問にお答えいたします。

私の所信についての1点目、私の基本的な市政運営の方針についてですが、先ほどの所信でも申し上げました「五つの元気」の実現を行政運営の柱に据え、市政の継続、発展を図っていく所存でございます。現在、福生市は第3期総合計画の進行中でございます。本計画は「やすらぎ いきいき輝く街 福生」を将来都市像とし、その理念実現のため、市民と行政の共通の目標に位置づけるとともに、具体的に基本計画を定め施策を展開しております。

私が行政運営の柱に掲げた「五つの元気」は、これらの計画に沿ったものでございます。整合性を保つ中で、特にこの「五つの元気」実現を基本とし、行政運営を進め、各施策の点検評価をしながら、レベルアップを図っていく所存でございます。したがって、計画的な行政の継続、発展を実行するための基本的な視点と御理解をいただきたいと存じます。

なお、財政運営につきましては、健全性を第一に考えるものでございます。過去10年ほどの間、景気低迷による市税の落ち込みや地方交付税が減少し続けてきた厳しい財政状況の中にもありましても、さまざまな施策を実現されてこられた前市長の財政運営は高く評価されるものでございます。

また、昨年まで好転してきておりました景気の動向も、現在では原油や穀物の高騰、円高などにより先行きが懸念され始めております。したがって、財政運営に当たりましては引き続き事務事業の見直し、効率化を進め、また、あらゆる面で歳入の確保に努めていく所存でございます。地方債の借り入れや基金の取り崩しにつきましても極力抑制し、将来に負担を残さないことを念頭に置きながら、身の丈にあった予算規模の財政フレームを基本として据え、スリムな行政を目指し、将来にわたり持続可能な行財政運営を努めてまいります。

次に、2点目の御質問でございますが、さきの市長選挙は、私を含めて過去最多の4人の立候補者による選挙で、福生市としては48年ぶりの激戦の市長選挙でございました。大変厳しい選挙で、それぞれの立場や考え方が異なるわけでございますので、有権者にとっては選択肢が広がるとともに、討論会や政策論争も行うことができました。そうした点で、今回の市長選挙は大変意義のあるもので、今後の福生市のさらなる発展につながるものと認識しております。

私といたしましては、今回の市長選挙をそのようにとらえておりますので、同じ選挙で戦った他の候補者に対しましては、一市民として敬意を表し、今後、意見等をいただいた場合には謙虚に耳を傾け、また、他候補が主張されておられました施策につきましては、今後、内容について検討し、必要と判断した場合には施策に結びつけていきたいと考えております。

次に、3点目のマニフェストの実現に向けての方策についてでございます。我がまち福生市が活力にあふれ、将来に向けますます発展し続けるよう、私は市に五つの元

気を与えたいと考え、選挙時にマニフェスト、つまり政策提言に掲げて、その実現を市民の皆様に訴えてまいりました。

市民の皆様へのお約束として、その実現を果たすのが市長としての責務と強く認識しているところでございます。マニフェストに掲げた「五つの元気」の実効性を確保するため、まず何よりも財源の措置が必要であり、また充実させるには「PDCA」といったマネジメントサイクル、これは「計画、実行、評価、改善」に基づく進捗管理が不可欠でございます。したがって、子育てが元気等「五つの元気」分野の具体的な施策について実効性のある取り組み方法の検討に着手するよう、早速、関係部に指示をしたところでございます。

また、市内ではこれから来年度の実施計画の策定作業が始まりますので、この「五つの元気」の視点により策定を進め、あわせて推進のためのプロジェクトチームを立ち上げていきたいと、そのように考えております。

次に、4点目の職員に対する基本姿勢についてですが、昨今、少子高齢化が進むなど社会情勢が急激に変化する中で、地方分権も着実に進展しておりまして、このような状況を踏まえ、当市では厳しい財政状況のもと、今後も着実に行政改革を進展させていかなければなりません。新たな課題解決や施策実現のために、職員の果たす役割は申すまでもなく重要でございます。

市民要望も多岐にわたり、その対応を正確に迅速に行うことが肝要であり、その際には市民の目線や市民の側に立って物事を推し進めていくことが必要不可欠であります。また、これまで以上に少数精鋭の職員による行政運営が求められ、事務改善や、みずからの資質、能力を高めることに強い意欲を持ち、その能力を最大限に発揮し、業務に取り組む職員の育成が必要でございます。

このような職員の育成のため、既に作成されている「福生市人材育成基本方針」に基づきまして必要な能力、職場環境、人事管理、職員研修などの施策を展開していき、福生市の将来を見据えてあらゆる場面でリーダーシップのとれる職員を目指し、人材の育成を図ってまいります。

給与の改善につきましては、本年4月から人事考課の活用として、職員が高い意識を持って職務に従事していけるように、従来の年功重視から業績、能力、意欲をより一層反映し、努力と成果に応じた新たな昇給制度となっております。今後はこの人事考課制度をさらに活用するため、勤勉手当にも勤務実績を反映し、本制度のさらなる充実を図ってまいります。これらを踏まえ、職員一人一人が資質の向上を図り、能力を最大限に発揮することにより、市民に信頼される職員の育成を図ってまいります。

次に、5点目の議会との関係の基本姿勢についてですが、議会を尊重する姿勢につきましては前市長と同様で、私も変わることはございません。

改めて申すまでもなく、地方自治法において議会は行政の首長との二元代表制として、市民の声を行政に反映させるための重要な機関として位置づけられております。

また、平成12年に地方分権一括法が施行され、地方自治体の自由裁量と自己責任が以前より増すことになりましてからは、議会の持つ機能がますます重要になってき

ていると認識しております。したがって、議会と市長とは役割こそ異なりますが、今後も議会と行政が健全で良好な関係を保ちながら、市民のための市政を進めていきたいと考えております。そのためには、議員の皆様方と同じ情報に基づき議論を重ねていく必要がございますので、情報を共有し、さまざまな場面で案件等について議会に御相談申し上げ、御意見をちょうだいしてまいりたいと考えております。

以上で、大野（聰）議員さんの御質問に答弁させていただきます。

○議長（原島貞夫君） 11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（大野聰君） 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。休憩時間中にちょっと話がありまして、先ほどの加藤新市長の所信表明で、だれも拍手をしなかったのです。みんなもうすごく感心をして聞かせていただきまして、だれも拍手をしなかったということで、大変申しわけございませんでした。改めて皆さんで思いを伝えたいと思います。

御答弁ありがとうございました。今の市長の御答弁をいただきまして、加藤市長の熱い思いが伝わります。新市長を支援した我々にとっても、これからの福生市発展のため大いに期待が持てる御答弁だったと思います。

ちょっと話は飛びますけれども、先般、5月28日に政府の地方分権改革推進委員会が、福田首相に第一次改革をまとめ、勧告をしたとの報道がありました。勧告は、保育所の入所要件や医療計画における基準病床数の算定など地方自治体の自由度を拡大するほか、景観行政団体に対する同意廃止や、都市計画決定などについて都道府県から市町村への権限移譲が強く打ち出されている内容となっております。

また、勧告は基礎自治体優先の原則を強調し、住民にとって最も身近な基礎的自治体である市町村の自治権を拡充し、これを生活者の視点に立つ地方政府に近づけていくことを求めています。

このようなことから、今後、ますます地方分権、地方へ権限が移譲され、自立した行政運営が求められることが必然となると思います。加藤市長は、答弁の中で市政の継承、発展を強く打ち出されております。しかし、先日の新聞記者の取材に対して、市民は改革を望んでいるというような旨の発言をされた記事が載っておりました。もちろん改革が必要な施策もあると思いますが、このような地方分権の流れをよく見極め、当面、余り考え方がぶれないよう自信を持って進んでいただくことを強く望むところであります。

それでは、御答弁いただいた事項について順次要望させていただきます。本来ですと、再質問をさせていただきたいのですが、今回は一応要望にとどめさせていただきます。

まず、1点目の基本的な市政運営の基本方針についてでございます。「福生に五つの

元気」の実現を行政運営の柱に据え、市政の継続・発展を図っていくとの御答弁には大いに賛同するものであります。ただ、政策の中には課題を含んだ事項もかなりあると思います。それらの実現に当たっては、財政上、行政の公平性等多くの課題を解決しなければならないこともあると思います。特に、金銭給付を目的としたいわゆる寄附金等の見直しに当たっては、市民要望等を十分見極め、その是非を検討されるようお願いいたします。

また、市政運営に当たっては、選挙中も訴えておりましたが、市長みずから先頭に立って財源確保のために国や東京都など関係方面への積極的な、しつこいぐらいの働きかけの御努力のお願いを申し上げます。

第2点目の選挙戦で戦った候補者との融和についてでございますが、寛容な御答弁をいただきまして、これからもこの姿勢を貫かれるよう御要望申し上げます。ただ、今回の選挙戦では市政に対する余り正確でない不穏当な情報が流布しておりましたが、これからは市民の方々に市政の情報を正確に、市長の責任において市民の皆さんにお知らせいただくよう要望いたします。

第3点目の、マニフェストの実現に向けての方策については、1点目と重複いたしますので省きますが、市長がマニフェストの中で訴えておられましたそれぞれの施策について、進捗状況を毎年評価しますというようなことを言っておりますけれども、検討・実現に向けての検証については市民の方々も大きな関心事だと思います。何らかの方法で継続的に検証し、その結果を周知されることを御要望いたします。

次に、4点目、職員に対する基本姿勢につきましては、人材育成基本方針を策定し、職員の育成を図っていくとのことですが、ぜひ優秀な職員を育てることの御努力をお願い申し上げます。ただ、職員の皆さんの年齢構成を見ますと、野澤前市長のときには当然のことですが、野澤市長が一番年長で、その他の方は60歳以下ということで、副市長は別ですけれども、すべての職員の方が年下でありましたけれども、加藤市長の代では約15%の方が市長より年長だというようなことになっておるようです。しかも、50歳代の職員の方が全体の40.7%ぐらいを占めていると思いますが、ここ10年ぐらいで、いわゆる団塊の世代の職員が大量に退職することになります。職員の育成は非常に急務でございます。事業の見直し等で採用を控えるとかということもあると思いますが、それ以上に市民の目線で働く職員の育成を急いでいただきたいと思っております。

そこで、努力する職員が報われる組織運営を強く要望いたしておきます。職員の人事につきましては、当然市長の専管事項であり、我々議員が口を挟むことではないと重々承知をしておりますが、市内在住の有無にかかわらず公正・公平な人事を行うことは職員のやる気を喚起することにつながると思っておりますので、その辺についてもぜひ御一考をお願いし、御検討を御要望申し上げます。

最後に、議会との関係の基本姿勢についてでございますけれども、議員と同じ情報に基づき議論を重ねていくとの御答弁をいただきましたが、ぜひ、この基本姿勢はこれからも貫いていただくことをお願い申し上げます。

さきにも申し上げましたけれども、議会は市長が行う行政を監視し、牽制する機能も持っております。仮に加藤市長が独断的な行政を進める姿勢が見えた場合には、議会としても戒めさせていただくこともあると思います。これからは初心を忘れず、若さと行動力をもって、職員の先頭に立って市民の皆さんのために全力を傾注してください。我々といたしましても、加藤市政を全面的に支援していくことを申し述べ、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、5番乙津豊彦君。

（5番 乙津豊彦君質問席着席）

○5番（乙津豊彦君） 御指名をいただきましたので、さきに通告いたしました一般質問をこの席よりさせていただきます。

加藤市長、御就任、おめでとうございます。これからも頑張ってくださいたいと存じます。

私の質問は、大きく3項目ございます。1項目目は福祉バスについて、2項目目は後期高齢者医療制度について、3項目目は個人情報保護法の見直しについて質問するものでございます。

それでは、まず1項目目の福祉バスの試行についてお伺いいたします。市民の期待を担って福祉バスの試行運行が、去る5月7日から始まりました。本年第1回の定例会におきまして、市民への広報という観点で質問させていただいたところでございます。御答弁の中で運行開始日につきましては、とうとう5月の連休明けという表現にとどまり、期日に関しては明確化されませんでした。家に帰ってみたケーブルテレビで5月7日試行開始と発表されたのには驚いたと記憶しております。いずれにしましても、国土交通省からの運行許可がおりて準備する期間を考えますと、ギリギリの選択であったかと思っております。

運行開始日が決まってから、福祉部並びに指定管理者であります福生市社会福祉協議会の力の入れようは大変なもので、私も4月12日に市政報告会を開催させていただきましたが、でき立てのリーフレットをもとに説明することができました。周到な計画を練ってよいよ運行開始日を迎えられ、第1便を送り出したときの御担当の安堵感はいかばかりかと推察するところであります。

さて、試行運行が開始されて約1カ月を経過した今、滑り出しは順調に見受けられますが、準備期間を含め何点かお伺いいたします。この時期での質問は時期尚早かとも思いますが、何はともあれ運行してみて評価し、改良していくとのお考えでしたので、あえてお聞きするものでございます。

まず一点目、市民に対する周知についてでございます。福祉バスの試行運行にしまして市民に対してどのような手段で御理解いただけるよう努力したでしょうか。3月の定例会においては市の広報、ホームページ、チラシ等で、また各種会合等にも出かけて説明する、さらに社会福祉協議会も広報を出しているので活用したいとお答えであったと記憶しております。可能な限りの手段によって周知徹底が図られたと思

いますが、お答えをお願いいたします。

次に、試行開始後1カ月を経過した時点での状況についてでございます。先ほど申し上げましたように、まだ試行開始から1カ月しか経過していない現状で評価するには時期尚早と思われるので、1カ月の実績という観点でお答えいただければと思います。具体的に、まず利用申し込み件数に関して受け付け箇所ごとの件数、利用対象者別の件数などについて教えてください。続いて運行状況ですが、乗車人数などについて教えていただきたいと思います。また、車いす等の利用について実績があればお答えください。

最後に、利用者の反応についてでございます。福祉バスを利用した人、まだ利用していない人から御意見等を聞いていれば、教えていただきたいと思います。また、この時点で判断すべきではないかもしれませんが、改善すべき点があれば教えていただきたいと存じます。

2項目目は、後期高齢者医療制度についてでございます。いよいよ4月1日から東京都後期高齢者医療広域連合による運営が始まりました。この件につきましても、本年第1回定例会におきまして市民への広報という観点で質問させていただいたところでございます。運用が開始されてから新聞に、後期高齢者医療制度に関する記事が載らない日がないほど大きな問題となっております。

そもそも、この制度は2年前に国会で決議された法律に基づき、都道府県単位の広域連合が運営するものであり、制度自体に対して市がどうこう言えるものでもありませんが、直接市民と接する行政機関として市民の理解を得ることは市の役目であると言えるのではないのでしょうか。

そこで、当市における現状についてお伺いいたします。まず、市民に対する周知の問題でございます。制度移行時の混乱は準備不足と国民への説明不足が原因ではなからうかと、今言われております。私は、このままでは高齢者が混乱し、御理解をいただけないと感じて、第1回定例会において質問させていただきました。市は3月の広報に特集を組んで周知を図ったと思いますが、市民への周知という観点から総括していただきたいと思います。

次に、市への問い合わせ、苦情等についてでございます。新聞によりますと、市役所の窓口は市民からの問い合わせで、通常の業務に支障を来すほどと報道されておりました。広域連合においても、お問い合わせセンターを開設し、電話での問い合わせに対応していましたが、市民から見るとやはり、市役所に問い合わせをしたくなるのではないのでしょうか。そこで、当市における問い合わせ件数、苦情等についてお聞きします。わかれば問い合わせの傾向、内容等どのように対応されたか、また、現在の状況についても教えていただきたいと思います。

最後に、厚生労働省から東京都後期高齢者医療広域連合への事務連絡についてでございます。国は国民への説明不足を認め、去る4月2日、都道府県並びにその広域連合にあてて、2項目のお願いを通達しています。この通達の末尾に、都道府県より管内市区町村にお知らせいただくよう依頼されております。このことについて、東京都

から当市に対して通達が行われたでしょうか。行われたとすれば、市はどのように対応してきたでしょうか。また対応していくつもりかお聞きいたします。

次いで、3項目目、個人情報保護法の見直しについてでございます。平成17年4月1日に施行された個人情報の保護に関する法律、(通称)個人情報保護法でございますが、その付帯決議に基づいて、政府は本年4月25日、その基本方針の一部を変更し、閣議決定したところでございます。当市は西多摩の他市に先駆け、平成7年4月より個人情報保護条例を施行しました。この件に関しては先進的な市と考えております。その後、法律の施行に伴い平成17年6月に見直しが行われたと記憶しております。

今回、法の基本方針が見直されたことにかんがみ、当市の条例の運用に影響があるのではないかと思うところです。そこで、何点か、お聞きいたします。まず、政府の見直しについてでございます。改正の焦点は、市民生活や社会の安全に必要な情報が、法を根拠に提供されない、いわゆる過剰反応や、表現に偏りがあるかもしれませんが、情報隠しをどう解消するかでありました。法の見直しが、今回の改正で終わるか不明ですが、今回の見直しに対する市の考えをお聞きいたします。

次に、市への影響についてでございます。基本方針の地方公共団体が講ずべく個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項に改正箇所が見受けられますが、市への具体的な影響は考えられるでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしくお願いたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 乙津議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、福祉バスの試行についての1点目、市民への周知につきましては、さまざまな方法で周知を図ったところでございます。市の広報では4月1日号、4月15日号に、それぞれの運行の開始時期や概要を掲載いたしております。さらに、パンフレットの配布やポスターの掲示、あるいは報道機関へのプレス発表を行ったところでございます。また、個別の団体への周知につきましても、4月の初旬から実施いたしております。また、老人クラブ総会、町会長協議会、民生児童委員会議などにも伺い、直接周知をさせていただきました。

2点目の、試行後1カ月経過時点での状況につきましては、利用登録は4月14日から市役所を初め市内16カ所での受け付けを行っておりまして、5月30日時点で2551人の方に利用登録をしていただきました。受け付け施設別では市役所、福祉センターで全体の7割を超える利用登録の受け付けを行いました。

次に、利用対象者別の内訳ですが、高齢者1877人、障害者64人、妊婦50人、乳幼児・未就学児その保護者の方560人となっております。高齢者の利用登録が7割を超える状況となっております。

また、乗車人数の関係につきましては、5月7日から5月30日までの21日間の運行で4207人の乗車となっております。1日当たりでは約200人となっております。なお、平日の平均乗車人数は225人、土曜日の平均乗車人数は約50人となっております。

ります。また、車いす利用者の乗車は7人で行っていました。

実際の運行状況につきましては、一部時間帯により、おくれ気味の時間帯もありますが、全体的にはほぼ時刻表どおりの運行を確保しているところでございます。今後さらに、運行の状況を見させていただきたいと存じます。

次に、3点目の利用者の反応につきましては、直接正式な形での調査は行っておりませんが、おおむね好意的に受け入れられているものと思っております。しかし、中にはこの福祉バスが市内公共施設利用者の送迎を行う、特定旅客自動車運送で限定した、運行許可であることの御理解をいただいていない方もいらっしゃいますので、御理解を求めていきたいと考えております。なお、利用者の反応につきましては、今後、調査を行ってまいります。

以上、特徴的なところを申し上げましたが、運行開始からまだ日が浅く、試行運行期間中ということもありますので、具体的な改善点につきましては、今後、御意見等を集約いたしまして、検討させていただく予定でございます。

次に、後期高齢者医療制度についての1点目、市民への周知につきましては、これまでも国ではポスターやリーフレット等を作成し、広報活動を実施してまいりましたが、制度内容の確定におくれが見られ、市民の皆様が最も知りたい具体的な内容等が示されない状況がございました。そのような状況の中で、市では制度の整合性を保ちながら、広報等の実施に努めてまいりました。

この制度等の周知につきましては、これまでに市の広報に3回掲載するとともに、対象者すべての方々に「後期高齢者医療制度のしくみ」等を送付し、周知を図ってまいりました。3月1日号の広報では、1ページ目の一面を使用し制度の目的、保険料、支払い方法、手続等につきましてQ&Aの形で、なるべく理解しやすいよう紹介してまいりましたが、この制度につきましては広報等だけの紙面で理解することは非常に難しいと考えております。したがって、この制度を理解していただくためには、直接、市内に出向いての説明が一番効果的であると考えております。

市内に出向いての説明ということで、これまでに前講座を7回行いまして、今後も2回予定されておるところでございます。しかしながら、まだまだ十分だとは考えておりません。今後も広報体制の強化、また、特に高齢者がお集まりになる場に積極的に出向き、その中で、なるべくわかりやすく説明をさせていただきまして、これまでも増して制度の周知を図り、御理解と御協力をお願いしていく所存でございます。

次に、2点目の市への問い合わせ、苦情等につきましては、この後期高齢者医療制度が開始されてから、福生市にもさまざまな問い合わせがございました。問い合わせの件数でございますが、4月1日から30日までの間で合計1503件となっております。問い合わせの内容につきましては、保険証を送付させていただきました当初は、やはり保険証に関する問い合わせが多く、1日から30日までの合計で210件、また、新しい保険証を持参せずに医療機関へ行かれる方もあり、医療機関からの問い合わせが330件と多い状況でございました。

4月の年金受給時になりますと、保険料が年金から天引きされるため、保険料に関

する問い合わせが増加し、合計で522件、問い合わせ内容の中でも最高の件数となっております。担当部署では制度の必要性、個別の内容等につきまして十分に説明をさせていただき、一定の御理解は得られたと考えております。現在では、保険制度全般に対する通常程度の問い合わせ状況へと落ち着いているところでございます。

次に、3点目の厚生労働省から東京都広域連合への事務連絡につきましては、厚生労働省は平成20年4月1日、同日施行された後期高齢者医療制度の名称を、通称として「長寿医療制度」にする方針を決め、4月2日付の事務連絡で都道府県と後期高齢者医療広域連合に示したところでございます。

市へは、同日付けで都から事務連絡があり、その内容といたしましては、次の2項目について可能な範囲で対応するようにとのことでございます。1項目目は、老人クラブや町内会等の高齢者が集まる場を訪問し説明するなど、高齢者の方の疑問点等を再度説明していただきたいということ。2項目目は、これからPRのために作成するパンフレット等の文書については、「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」との記述にさせていただきたいということ、また、既に作成済みの文書については通称の記述にする必要はないということとございました。これは、「後期」という言葉の持つ印象が悪いとの指摘を踏まえたもので、今後、作成するPR用パンフレットなどの文書には、「長寿医療制度」と記述するよう要請するものでございます。

これらについての市の対応でございますが、老人クラブや町内会等の高齢者が集まる場を訪問しての説明ということにつきましては、1点目の市民への周知についての御質問の中で答弁をさせていただきましたとおり、出前講座を積極的に実施する中で、老人クラブや町内会等の高齢者がお集まりになる場を訪問して再度説明をいたしまして、さらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

また、これからPRのために作成するパンフレット等の文書への記述につきましては、今後は各種通知文書等も含めまして「長寿医療制度」、括弧で後期高齢者医療制度との記述に統一をいたしまして、後期高齢者医療制度が通称として「長寿医療制度」となったことの混乱等招かないよう説明をしながら、徐々に浸透させていきたいと考えております。

次に、個人情報保護法の見直しについての1点目、政府の見直しについての市の考えにつきましては、今回は「個人情報保護に関する法律施行令」と「個人情報の保護に関する基本方針」が見直されておまして、このうち地方公共団体が影響を受けるものは「個人情報の保護に関する基本方針」、いわゆる「基本方針」と呼ばれているものでございます。

見直しされた基本方針の主なものは、例えば町会名簿やPTA名簿など、本人の承諾を得ることにより作成可能な名簿の作成を取りやめたり、地域社会で必要な情報が提供されないなどの「いわゆる過剰反応を踏まえた取り組み」、市販されている名簿についてはシュレッダー処理をしなくても安全管理措置義務違反にならないとした「安全管理措置の程度」や「国際的な取り組みへの対応」等が盛り込まれております。

御指摘の「いわゆる過剰反応」については、基本方針で明確に示されており、市と

しても法の施行にあわせ具体的な内容の啓発を積極的に進めていく必要があります。しかし、個人情報是非常にデリケートなもの、個人情報の保護と過剰反応との境は微妙なところであり、取り扱いに最新の注意を払っていく必要があると考えております。

2点目の、地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項の改正に伴う市への影響でございますが、これについても先ほど申しました基本方針の中で示されているものでありまして、地方公共団体の保有する個人情報の保護、住民・事業者等への支援、国・地方公共団体の連携のあり方の3項目となっております、条例の適切な解釈・運用や国・都と連携しての啓発活動を進めていくこととされております。特段の影響はないと思われませんが、東京都の動向を見ながら、なお一層の啓発活動を進めさせていただきます。

以上で、乙津議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○5番（乙津豊彦君） 市長よりの、細かい点にわたるところまでの御答弁、ありがとうございました。それでは、2回目の質問を行わせていただきます。

1項目目の福祉バスの試行でございますが、いろいろな思いで運行を開始した福祉バスですけれども、お年寄りのもとより障害者、小さいお子さん、妊婦など多くの市民に御利用いただいているようでございます。市長の御答弁の中でもおおむね好意的に受け入れられているとありました。やはり、交通手段に対して本当に困っていらっしゃる市民にとっては、助かっているのではないかと感じているところでございます。

また、一部の市民から有料でもいいから、だれでも乗れるようにしてほしいという声が出ていると聞いております。まだまだ周知が足りなかったのではないかと感じているところでございます。

また、利用実績につきましては1日平均200名とのことでした。1日9便、2コースの運行ですので、1便当たり平均しますと12人ほどの乗車になるかと思えます。福祉センターを出発するときには二、三人しか乗っていないときも見受けられますが、途中での乗降が多いのでしょうか。福祉バスの目的は果たしているのではないのでしょうか。つまり、以前の老人福祉センター送迎バスでは、目的地が福祉センターでしたが、福祉バスでは市内の福祉施設等が目的地ですので、途中での乗降が多いことと思われまます。

そこで、2点ほど再質問させていただきます。まず一点目、運行の見直しについてでございます。個人的には緊急に対処することが発生しない限り、しばらくの間は現状のルールで試行運行を行い、利用者の御意見を十分聞いた上で見直しを行っていただきたいと思うところですが、いかがお考えでしょうか。

2点目、次に運行乗務員の管理についてでございます。このバスは通常はワンマン運行でありまして、高齢者、障害者などの乗降には、乗務員の負担は相当なものと思察されます。幸いにも、従来の老人福祉センター送迎バスの乗務員が引き続き運転されており、高齢者・障害者に対してとても親切に対応してくださっていると聞いております。運行業務の拡大に伴い、新しい乗務員も加わってくると思われ、乗務員とのコンビネーションも大切と考えられます。

また、朝夕のラッシュ時に定時運行をするのは大変と思われませんが、そのあたりの管理についてどのように考えておられるか、お伺いいたします。

2項目目の後期高齢者医療制度についてでございますが、新聞における報道も1カ月を過ぎた時点で減少してきた感がございます。私も新聞やインターネットの記事等を通じて勉強させていただきましたが、わかるに従って複雑な制度であることが判明してきました。

また、健康保険について私自身、知識が不足していることも痛感したところでございます。例えば、被扶養者という考えは国民健康保険にはなくて、組合健康保険のように扶養家族の保険料がゼロではないこと、また、後期高齢者医療制度の保険料算定の考えに個人単位と世帯単位が混在していること。現在、70歳以上75歳未満の前期高齢者は、平成21年、2009年の4月から患者の窓口負担が現行の1割から2割へと変わること、自治体独自の保険料減免措置が受けられなくなり、負担増になった人も多いことなどが挙げられます。

そこで、何点かお伺いいたします。まず、市民への周知徹底についてですが、市長から今後、出前講座を積極的に実施して周知徹底を図ると御答弁をいただきました。制度改定という観点から見ますと、当市でも過去に家庭ごみの出し方が変わり、有料化されたことがございます。そのときには町会単位くらいに、今で言う出前講座が開催され、周知徹底が図られたと記憶しております。後期高齢者医療制度においては、制度自体の改正はないにしても低所得者に対する保険料の低減措置等が検討されている事実や、本年10月、来年4月と、一部制度が変わる事実を踏まえ、ごみのときと同じように周知徹底が図られるよう計画を立てていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、国からの要請により、今後この制度を「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」と呼ぶとの御答弁がありました。65歳から74歳を前期高齢者と呼び、しかも来年4月から窓口負担が2割負担になるのが70歳から74歳の前期高齢者に限られることから、言葉をさらに複雑にする恐れがあると思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、事業主体についてでございます。この制度の事業主体は都道府県の広域連合にあるにもかかわらず、全くその姿が見えてきません。確かに配られたパンフレットや、先日新聞折り込みされた「東京いきいき通信」という紙がございしますが、これは東京都後期高齢者医療広域連合が作成したものであることはわかりますが、国が決め、広域連合が運用する制度であるにもかかわらず、矢面に立たされているのが市区町村であるように感じられます。正直な感想をお聞きしたいと思います。また、人件費を含め市の経費が予想以上にかかっている事実はないでしょうか。

最後に、種々のミスについてでございます。保険料の徴収に関して年金から天引きを含め幾つかの市区町村でミスが発生したと聞いております。4月からの保険料は昨年7月31日現在の仮の徴収と聞いておりますけれども、誤差は別として当市において誤って徴収したケース、誤って徴収しなかったケース等はなかったか、お伺いいた

します。

また、保険料の算定は後期高齢者医療連合が行うものと理解していますが、いかがでございましょうか。報道によりますと、ミスの後始末は市区町村が行っており、先ほど申し上げたとおり広域連合が見えてきません。これにつきましては、広域連合と市区町村との連携により事務を分担していると考えてよろしいでしょうか。

次に、3項目目の個人情報保護法の見直しについてでございますが、まだ閣議決定段階の改正ゆえでしょうか、前向きな御答弁はいただけませんでした。しかし、先ほども申し上げましたが、当市はこの分野については先駆的な市であり、個人情報保護審議会も機能していると思われまます。そこで何点か、お伺いいたします。

まず、見直しについてですが、このことに関して個人情報保護審議会で審議するおつもりはないでしょうか。確かに、国も法律の改正にまでは至りませんでしたので、市も条例を改正する必要はないと思われまます、運用面での検討が必要かと思われまます。

次に、過剰反応についてでございます。いわゆる過剰反応は近年問題とされておりまして、国もこの問題について認めたところでございます。今回見直しが行われた基本方針では、3、地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項の(1)地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進の項に、次の事柄が追記されてございます。「又、いわゆる過剰反応が一部に見られることを踏まえ、地方公共団体においても法の趣旨にのっとり、条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる」とあります。

昨年9月議会の一般質問で、学校における名簿の配布について質問させていただきました。教育長の御答弁では「保護者に緊急連絡表を配布し、児童・生徒並びに保護者に注意を喚起している」とのことでした。しかし、緊急連絡表には名前と電話番号という最低限の情報しかなく、家の場所もわからず、また、友達に年賀状を出すにしても住所がわからないという事態も聞いております。改めて、学校における名簿の扱い、連絡表とか卒業アルバム等の名簿でございますが、並びに町会・自治会の名簿、近年廃止、内容の縮小等も聞いてございますが、その現状についてお聞きします。

また、法の基本方針の変更に伴い、条例の解釈・運用にかかわるところが出てくるか、お伺いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、福祉バスの試行につきまして、再質問にお答えさせていただきます。

運行の見直しということでございますが、試行運行でございますので、当然のこととして定期的に見直しを行っていくことが必要であろうかと、そのようには考えているところでございます。

その期間でございますけれども、一般的に半年ほどが考えられますが、試行運行後、間もないこともございまして、当面は3カ月程度の期間ごとに利用状況や運行状況等把握いたしまして、その上で問題点、あるいは課題を検証いたしまして、必要な見直

しを行ってまいりたいと、そのように考えております。

見直しの内容にもよりますが、輕易なものは適宜、また運行路線や運行時間など基本的なことにつきましては社会福祉協議会、あるいは運行事業者等と十分協議をして、対応してまいりたいと思っております。

次に、運行乗務員の管理でございますが、福祉バスの運行に際しましては、やはり何と言っても安全運行、これが第一でございます。乗務員さんにはこのことの徹底を図るとともに、その上で定時運行の確保をお願いいたしているところでございます。ただ、定時運行を確保するために乗務員に何らかの負担があるとすれば、これも社会福祉協議会、あるいは運行事業者等と十分お話をさせていただいて、その対策を考えていく必要があるかと思っておりますが、今のところは、大変恐縮でございますが、朝の時間帯、これが一番ちょっと、交通事情等の関係がございましてなかなか厳しいところがございまして、こうした状況を見させていただきながら対応させていただければと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○市民部長（野島保代君） それでは、私からは後期高齢者医療制度の再質問につきまして、御答弁を申し上げます。

今回の後期高齢者医療制度、特定健診等も含めてでございますが、市民の皆様方には周知不足ということで大変御迷惑をおかけして、申しわけないことと思っております。今後もこの制度、この必要性というものにつきましても、高齢者のみならず現役世代の市民の皆様にも広報であるとか、あるいは出前講座等の計画的活用により周知を図ってまいりたいと考えております。

また、低所得者の保険料軽減など、この制度の見直しも議論されておりますことから、見直し変更等が国から示された際には早急に広報等してまいりたいと、そのように考えております。

次に、2点目の「長寿医療制度」という通称についてでございますけれども、やはりこの高齢者医療制度に関する用語というものは1度の説明ではなかなか市民の皆さんの御理解をいただくことは難しいと考えてございます。国からは「後期高齢者医療制度」の通称として「長寿医療制度」を使用してほしいとの依頼があったわけでございます。基本的には、今後作成するパンフレット、文書等につきましては「長寿医療制度」という通称も併用させていただきます。しかし、どのような制度であってもやはり市民のための制度であるということからすれば、市民がその制度を理解するための前提としての用語、その理解、これは大変重要なことと考えております。そのため、市民の方からの相談、あるいは説明をする際には、基本的にその方が使用する後期高齢者医療制度についてというような形で御質問をいただければ、私どももあえて「長寿医療制度」という形で使わずに、「後期高齢者医療制度」、「長寿医療制度」というふうな形で御質問をいただければ、そのような用語で使わせていただき、説明をさせていただいて混乱を招かないようにしてまいりたいと、そのように考えております。

3点目の市町村窓口としての感想ということでございますけれども、後期広域連合におきましても制度等についての問い合わせに答えるために、「広域連合お問い合わせ

センター」というものが開設されております。しかし、具体的な個別の保険料であるとか、そういうような個人の情報を含む内容というものについてはなかなかそこでは答えられませんので、どうしてもお住まいの市町村窓口等ということになってまいるわけでございます。現在までに多くのお問い合わせをいただいておりますけれども、広域連合の構成市として、また市民サービスということからも身近な窓口として制度についての御理解をいただくよう、市として進めてまいりたいと、そのように考えております。

経費の関係でございますけれども、市民への周知、あるいは不測の事態等への対処としての担当職員の超過勤務等、こちらはございますけれども、予想以上ということはありません。

最後に、誤徴収関係でございますけれども、福生市では年金からの特別徴収に関するミスということが確かにございました。65歳以上74歳までの方で一定の障害のある方は障害認定を辞退することにより、後期高齢者医療制度ではなく、従来の国民健康保険等の被保険者となるわけでございますけれども、今回、障害認定を辞退された方にも、後期高齢者医療制度としての年金からの特別徴収をしてしまったことがございます。件数としては49件となっております。これにつきましては個別に説明をさせていただきます。御理解をいただき、天引きされた保険料につきましてはお返しをしております。

また、保険料の算定、あるいは賦課ということ、これは広域連合の権限となっております。また、広域連合と市町村という形の明確な事務分担に基づきまして、それぞれの役割を果たすことにより本制度の円滑な実施を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○総務部長（野崎隆晴君） 続きます。個人情報保護法の見直しに伴う審議会での取り扱いでございますが、乙津議員さんに御指摘をいただきましたとおり、現時点では閣議決定の段階でございます。したがって、これから改正をされる時点で、さらに内容等を精査して、また国や東京都等の動向にも注視をしていく必要がございますが、その上で審議会へも御相談をさせていただければと、そのように考えております。なお、行政の役割といたしましては、やはり市民の皆様へどのように周知ができるかが問題となってくると、そのように思っておりますので、こういった点を特に考慮して対応してまいります。

○参事（川越孝洋君） 市内各小中学校におけますクラス名簿と、緊急の連絡表、卒業アルバムの住所欄などにつきましてお答えを申し上げます。

これら学校において作成するに当たりましては、保護者には事前にどういう目的でつくり、どの範囲に配布し、どのように利用するものであるか、了解を得ておくことが重要であり、その旨学校へ指導をいたしているところでございます。そして、各学校長より情報の収集と作成後の取り扱いに注意することを指示をいたしてございまして、外部からの問い合わせに応じることがないよう、あるいは他への流出がないよう努めているところでございます。

児童・生徒の緊急連絡表につきましては、主要目的の説明や取り扱い文書におきまして保護者に周知を図り、配布をしております。また、卒業アルバムの住所録につきましては、本市の現状では掲載をしていないというところがございます。今後、このことは同窓会の使用や、あるいは将来にわたり会員相互の親睦を図るために役立つことが考えられまして、大切に価値のある情報でありますことから、掲載する前に保護者と本人の承諾を得て掲載できることを指導してまいりたいというふうに考えております。

これら、学校における個人情報の保護対策といたしましては、法令などにのっとり慎重に扱わなければならないことはもちろんでございますが、御指摘のように緊急連絡表や卒業アルバムなどは活用目的、価値などを明示し、同意を得ること、そして不当な目的に使用しないこと、また、その管理についても他者に渡ることがないことなどが個人情報の保護の観点からも重要でございます。児童・生徒並びに保護者に注意を喚起した上で、過剰な対処に陥るだけで、大切な情報が伝わらないということがないように、適切に見極めてまいりたいというふうに考えておまして、学校にもそのように指導・助言をしてまいりたいというふうに考えております。

○生活環境部長（森田秀司君） 町会・自治会での名簿の取り扱いの現状についてでございます。すべての町会・自治会で会員名簿を作成しているということでございます。ただ、全会員への配布につきましては約8割の団体で行ってはおりません。また、名簿の作成に当たりまして、約1割の団体で住所や電話番号の記載を廃止するなど、内容の見直しを行っているということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（乙津豊彦君） 御答弁ありがとうございました。何点か質問並びに要望をさせていただきます。

まず、1項目目の福祉バスの試行についてでございますが、計画的に見直しを行っていただけるような御答弁でございました。安心したところでございます。意見を集約する際に、利用者はもとより乗務員や運営を請け負っておる社会福祉協議会の意見を幅広く聞いていただきたいと要望しておきます。そして、市民にとってよりよい交通手段になるように期待しておるところでございます。

2項目目の後期高齢者医療制度についてですけれども、当市における75歳以上の方の人口4700人程度でございましょうか、なるべく多くの方が説明を受けられるよう努力してほしいと思います。用語につきましては、御苦勞の一端をのぞかせていただいたところでございます。よろしくお願い申し上げます。

さて、1点だけ確認の意味で質問を追加させていただきます。ここに保険証とともに被

保険者に送られたリーフレットがございます。さらに、5月31日に皆様のところにも新聞折り込みで配られたと思いますが、「東京いきいき通信」というチラシがございます。いずれも東京都後期高齢者医療広域連合が発行したものでございます。これを見比べてみたのですけれども、このリーフレットの方の年金収入の場合の保険料例と、それからこの「東京いきいき通信」に載っている保険料が、実は違うのです。これを解明するのに1日ほど考えたのですが、どうもリーフレットの所得割額に東京都独自の軽減措置が適用されていないのではないかと。それから、夫婦2人世帯の保険料世帯総額が夫婦分を加算してから100円未満が切り捨てられているのではないかと、このように理解をしたところでございますが、これは正しいのでしょうか。この場で細かく検証する必要はありませんけれども、私の推測が事実であるならば、例えリーフレットに注意書き、後ろに書いてあるのですけれども、「今後、制度改正などにより内容が変更になる場合があります」と注意書きしてあろうとも、この間違いを被保険者に伝えるとともに、リーフレットの訂正が必要ではなかったのでしょうか。これは市の業務ではございませんが、一応こういうことがあったということでございます。

ささいなことかもしれませんが、目に見える違いは間違いなのか、誤字誤植なのか、制度変更なのか、いずれにいたしましても不信感を抱かせる原因になると思われまふ。リーフレットは被保険者全員の手に渡っていると思われまふけれども、「東京いきいき通信」は被保険者全員に送られているものなのではないでしょうか。新聞折り込みでは被保険者全員が見ているとは思えまふ。

また、均等割額が世帯の所得ごとに算出されることから、保険料が夫婦別になるといっても、夫の年金が高額の場合、妻の年金から天引きされる保険料が高額になります。例え夫婦間とは言え、妻の方から不満が出てくるのではないのでしょうか。夫婦で世帯を分けることによって妻の負担が減るという仕組みになってございます。こんなことをやる方がいらっしゃるとは思えまふけれども、おもしろい仕組みを考えたものだなと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、これからの出前講座は広域連合のホームページにあるスライドをもとに説明するだけではなく、今、申し上げたようなこんな厚い冊子が新しくまた広域連合から出ているのですが、これも絵が多くなってわかりやすくはなっているのですけれども、抜き取ってもよくないし、これを全部皆さんに配ってもやはり説明に相当苦勞されるのではないかなと思っているところでございます。

これを参考にされるのもいいのですが、この医療制度の必要性を解いて、仕組みについて工夫を凝らした説明を行って、市民の御理解を深めることに重点を置いて計画をしていただきたいと思うところでございますが、いかがでしょうか。

それから、3項目目の個人情報保護法の見直しについてですが、市民に法の趣旨を御理解いただけるよう啓発に努めていただけるよう要望いたします。特に、学校等においては保護者の意識を高め、子どもの将来に禍根を残さないよう運用していただきたいと思ひます。

卒業アルバムに住所録が載っていないということでもございましたが、同窓会の通知

等もつくるのに苦勞するのではないかと思う次第でございます。また、町会・自治会等の名簿につきましては、今でこそ取り扱いに苦慮しているところですが、本来の地域コミュニティ形成という観点からは、この名簿というのは本当は必要ではないかと思っております。私としても、今後の課題とさせていただきます。

それでは、2項目目の質問に対する御答弁だけお願いいたします。

○市民部長（野島保代君） それでは、後期高齢者医療制度に係る質問をいただいております。まさに今、乙津議員、御指摘のとおり、この3月に作成いたしました、保険証を御配布させていただいたときに、同封させていただいたこのリーフレットの保険料例の算定と、この5月31日に新聞折り込みでお配りさせていただきました「東京いきいき通信」、こちらの保険料では数値が違うという事態が確かにございます。

ここで、言いわけをするわけではございませんが、このリーフレットを作成いたしましたのは3月ということで、この東京都の独自、つまりこのリーフレットの中にも確かに東京都独自の政策として所得割の関係の額を軽減すると、こういうものがございます。リーフレットの中では均等割についての軽減措置のみでの計算、そしてこの所得割の東京都独自の軽減がされないで、一つの例としては200万円の単身世帯では6万1000円というような数字が出てしまう。

なお、この5月31日に配布させていただきましたものにつきましては、きちんと東京都の独自の所得割の軽減措置も含めた形で計算をして、そしてお示しをさせていただいたと。

ただ、制度の決定が2月とはいえども、このような形でやはり情報に差異が出てくると、こういうことは大変市民の方々に御迷惑をおかけし、混乱を招く要因であると、そのように考えておりました。今後はこのような小さなことであろうが、一つ一つきちんとした形で精査をしながら説明等させていただきたいと、そのように考えております。

次に、今後の説明ということなのでございますが、今後につきましてはやはり出前講座であるとかさまざまな会議の中で、その前に少しお時間をいただきながら絶えず説明というものをさせていただきたいと考えておりますが、その際にはやはり与えられた資料のみではなく、市独自と申しましうか、わかりやすい資料というものを活用して説明をさせていただきたいと、かように考えております。

○5番（乙津豊彦君） 御答弁、ありがとうございます。この計算式に関しましては、やはり非常に複雑と言いますか、広域連合の方でも何例か、前から出ているのですけれども、なかなか自分がそこに当てはまらない。また、ケースごとに、1人ごとと言っていくくらい、計算が難しいような形になってございますので、今ではもう皆さん方に保険料は通知が行っていると思うのですが、皆さん、もう信じてやまないのですね。再計算する方はまず余りいらっしやらないと思うのですが、だんだんわかっていくに従って計算してみようか、もしくはインターネットで計算する画面も、実は用意されてございまして、それで自分の収入等を入れれば出るようになっておりますので、今後、それによって差異が生じたというのがないように願っているところでござ

います。

年金から天引きの件につきましても、今までの精算を年金から引き落とす額によって調整するというようなことも聞いてございますので、そのような点につきましても、あらかじめ市民の方に御説明いただければ、これは正しく変わるのだなど、確かに前回と引かれた額が変われば、「これは何だ」と質問が来ると思うのですね。その辺のところを十分に説明をしていただきたいと思います。

それから、市の方でも独自に説明資料を加えるというお話でございましたので、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、14番増田俊一君。

（14番 増田俊一君質問席着席）

○14番（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、通告に基づき1項目、公立福生病院について一般質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ちまして、私からも一言、さきの市長選挙におきまして見事、御当選されました加藤市長に、心からのお祝いを申し上げますとともに、大変厳しい財政状況の中でのかじ取りでございます。強いリーダーシップを発揮されまして、市政に取り組んでいただきたいと思いますようお願い申し上げます。

それでは、公立福生病院について何点かお伺いをさせていただきます。御案内のように、公立福生病院は福生市、羽村市、瑞穂町の2市1町で組織された一部事務組合が運営いたしており、それぞれ議員が派遣されておりますので、恐縮に存じますが、市民の皆さんへの情報公開、市民の皆さんとの情報の共有ということから、福生病院を取り巻く状況などについて、市長はどのように認識されているのかお尋ねしたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

御承知のように現在、新病院の建設工事が進められております。遠くからでも新病院の風貌が見てとれるようになってきましたが、それに伴い、どんな病院になるのかなど市民の皆さんの福生病院に対してのいろいろな声が増しに大きくなってきております。市長も所信の中で、福生病院について御所見を述べられておりますが、福生病院には福生市民、羽村市民、そして瑞穂町民の皆さんの税金が投入されており、公立病院として地域の中核的な役割を担いつつ、地域医療の確保と良質な医療を提供し、地域住民の皆さんの負託にこたえていただかなくてはなりません。

そこで、まず気になりますのが、現在多くの病院が医師などの人材確保や高度医療機器の導入などの面で非常に厳しい状況にありますので、福生病院の経営改善は進んでいるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

福生病院では、地域の中核病院としての使命を果たすため、一つとして新病院の建設事業の推進、二つとして医師の確保、三つとして地域の診療所との連携強化の三つを最優先課題として掲げることにより経営改善を行い、地域住民の皆さんや病院職員の皆さんが愛着と親しみを感じ、信頼の得られる病院づくりに取り組んでいると聞いて

ております。経営改善が進んでいるのかの目安として、この三つの現況と言いますか、進捗状況などをお聞かせいただければと思います。

その一つ目の、新病院の建設についてでございますが、第1期工事分の建物ももう完成間近ではないかと思われるほどでき上がってきております。先ほど述べましたように、かなり遠くからでも新病院の建物を見ることができそうですが、やなぎ通りの正面入り口のところで立ちどまって見ている人の数がふえてきたような気がします。工事が完了しますと、今の仮設外来からいよいよ待ちに待った新病院での診療が始まると思いますが、どのような段取りと言いますか、スケジュールなのか、流れをまず初めにお聞かせいただきたいと思っております。

二つ目の医師の確保についてですが、先月の終わりごろですか、あるテレビの報道番組でしたが、「東京でも医師不足が深刻」と題して、日野市立病院が産婦人科の医師不足によりお産ができなくなり、5月いっぱい閉めることになったと聞きました。たしか二百二十何人かの人がある他の病院でお産をしなくてはならなくなったと。このことは人ごとではなく、平成16年から始まりました卒後臨床研修制度などを原因とする医師の大学病院への引き上げが起これ、このため全国の病院で医師不足が起き、大きな社会問題となりましたが、福生病院も例外ではなく、内科、産婦人科において大きな影響を受け、入院制限や人工透析の休止を招き、産婦人科ではいつとき産婦人科の常勤医師がいなくなるという事態に陥り、入院や分娩ができないときがありました。おかげさまで院長並びに事務長を初めとします職員の皆さんの御努力により、全国の大学病院への呼びかけや公募、求人広告など懸命な募集の結果、産婦人科の業務が再開されましたことはまだ記憶に新しいところでございます。

しかしながら、福生病院の目指す医師数の確保は難しく、苦しい状況は続いているようですが、もう間もなく新病院での開院となります。医師の確保は病院経営の根幹ですので、現在の状況と今後の見込みについて教えていただければと思います。

三つ目の地域の診療所との連携強化についてですが、福生病院では開放型病院としての取り組みが進められていると伺っております。現況などをお聞かせいただければと思います。

次に、2点目としては市長として福生病院組合に要請していきたいものとは何かでございませう。選挙公約に掲げました福生病院組合に対するミッション、何を目標に、どのような施策を掲げているかなどをお聞かせいただければと思います。

最後に、3点目として公立福生病院の改革プラン策定にかかる取り組み状況についてお伺いたします。平成19年12月24日付総務省自治財政局長通知にて、病院事業を設置する都道府県及び市町村に、公立病院改革プランの策定が要請されていると聞いております。必然的に福生病院は福生市、羽村市、瑞穂町の2市1町による一部事務組合病院、つまり公立病院ですので、その通達は届いており、提出しなければならないものと聞いております。私の知るところでは、国は各自治体に対してガイドラインを示し、改革プランを策定するよう求めていると聞いておりますが、どのような内容なのか、また、福生病院組合ではそれに対してどのような取り組みを現在して

いるのか、差し支えない程度で結構でございますので、お聞かせいただければと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 増田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、公立福生病院についての1点目、医師不足の解消など、病院の経営改善は進んでいるのかにつきましては、まず、新病院の建設工事はこの5月をもってその8割ほどが完成するとのことでございます。今後といたしましては、使用する機器の据え付け、調整、試行運転などによるデータの把握をした後に、東京都の検査を受けることとなっております。

病院といたしましては、総合情報システムとしての電子カルテ、医事会計、各検査システム等の設置とともに数回のリハーサルを実施していく中で、10月1日の第1期開院に向けた準備を進めているとのことでございます。

福生病院の医師の確保についてですが、医師の数は3月31日現在で31人でしたが、この6月1日現在では37人となっております。今後も、産婦人科医師1人、循環器科医師1人が採用される見込みであるとの報告を受けておりまして、徐々にではありますが、医師は増員されているところでございます。なお、今後におきましても内科医の確保を最優先課題として取り組むよう、福生病院に働きかけてまいります。

また、開放型病院としての福生病院の現状につきましては、病院では地域の診療所との連携の強化を進めております。具体的には地域診療所から患者の紹介を受け、あるいは紹介を受けた患者を診療所に逆に紹介し、また、福生病院における共同診療などを通して、来院する患者の増員を図る取り組みを進めているとのことでございます。

次に、2点目の市長として福生病院に要請していきたいものとは何かにつきましては、私は市行政を遂行する上で「福生に五つの元気」を実現することを中心目標に据えております。その中の一つの柱に「お年寄り・障害者が元気」の目標があり、ここで私は、「福生病院の医師不足を解消をし、安心して24時間受診できる病院」にしていくことも目指しております。

このような病院の実現のための方法はさまざまございますが、例えば、一つには大学病院とのつながりを強化して医師の確保を図り、まず医師不足を解消する。二つには、福生病院で初期救急診療ができるように開放型病院としての機能と特性を十分に発揮しながら、市内、近在医療機関との連携と協議を進めていただく。三つには、福生病院で勤務する職員、看護師の方などが働きやすい職場としていくことにより、病院業務のクオリティを高め、効率化を推進するため保育室などを設置するなどの方法があると考えております。

これらの実現につきましては、当然のことではあります。独立主体としての福生病院組合による方針の決定等がなされ、福生病院の活動としてなされるものであります。私はこれらの対策の前進と実現に向けて取り組んでまいります。

次に、3点目の公立福生病院の改革プラン策定にかかわる取り組み状況につきましては、国は公立病院の経営状況の悪化や、医師不足による診療体制の縮小、また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴う地方公共団体が経営する病院事業につきまして、一層の健全経営を求めているところでございます。

国が求める内容は、必要な医療機能を備えた体制の整備とともに、経営の効率化を図るものとして持続可能な病院経営を目指すためのガイドラインを国が示していく中で、公立病院は平成20年度中に「公立病院改革プラン」を策定していくというものでございます。具体的には民間的経営手法の導入を図る観点から、地方公営企業法の全部適用、非公務員型の地方独立行政法人化、指定管理者制度、民間移譲について検討することとなっております。

福生病院組合では、この改革プラン策定に当たりましては、病院経営に見識を有する方、経営改善の専門家など外部の有識者や組織市町財政担当等で構成される「公立福生病院改革推進委員会」を設置していくとのことをごさいますして、平成20年度中におきまして、福生病院の改革プランが策定され、経営形態の方向性が示されてまいります。以上で、増田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○14番（増田俊一君） 御答弁、ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

御答弁をいただき、福生病院の現況についてはおおむね理解をさせていただきましたが、もう少し、大変恐縮でございますが、数字を交えて具体的にお聞かせいただければと思います。まず、新病院の建設工事についてでございますが、御答弁で、この5月に8割程度が完成しているとのことですが、予定どおりなのか、たしか私の記憶では9月に第1期分がオープンして、平成21年の12月には新病院としてフルオープンする予定と聞いておりますが、先ほどの御答弁で10月1日のオープンに向けて準備を現在進めているとのことですので、多少おくられているのかどうか、その辺のところをお聞かせいただきたい。それと、一番大事なことだと思いますが、第1期オープンでは患者さんなどの出入口はどこになるのか。それと、地域住民の皆さんへのお知らせと言いますか、PRはいつごろ、どのようにされるのか。そしてまた、旧病院と比較いたしまして、ここがよくなったと言えるものがございましたら、教えていただきたいと思っております。

それから、次の医師の確保のことでございますが、内科医の確保を最優先課題として取り組むように福生病院に働きかけていくとのことですが、福生病院の一番の問題は医師不足の解消であることは、私も間違いのないと思っております。私が組合議員として在籍しておりましたときでしたが、福生病院組合では新病院全体収支計画の中でフルオープンの3年後、平成24年度になりますか、における診療別人員体制の数値目標を公表しておりますが、その進捗状況を少し教えていただければと思います。

それと、現在、閉鎖されている診療科、あるいは外来診療しか行えない状況にある診療科がありましたら、教えていただきたいと思っております。

それと、開放型病院の取り組みですが、これはたしか西多摩医師会との病診連携と

ということのようでございますので、この関係につきまして福生病院は大変いいと聞いております。内容についてもう少し教えていただければと思います。例えば、連携しております診療所の数とか、連携の仕方、それと3年ぐらい前から始まったと聞いておりますので、その状況などについてももう少し教えていただければと思います。

次に、経営状況についてもお願いしたいと思っております。たしか平成13年度から15年度までは順調にと言いますか、健全に推移してきていたと記憶しておりますが、ここ数年は医師不足が収支にも大きな影響を与えていると思われまますので、参考までに結構でございますので、平成16年度から18年度ぐらいまでの収支状況について教えていただければと思います。

それと、公立病院改革プランについてでございますが、昨年12月に総務省がガイドラインを提示して以来、本当にいろいろなメディアで取り上げられるようになってきましたので、ありがとうございます。ただ、もう少しだけでございますが、総務省のたしか通達では、この取り組みについての状況を、この4月30日までに提出することになっていたと思っておりますが、福生病院組合では提出されたのかどうか、提出されたとすれば、総務省では内容について公表を予定しているとのことでございますので、その内容について教えていただければと思います。

それと最後に、福生病院についての出前講座が行われているということをお聞きしました。市の事業の出前講座で福生病院が取り扱われたということでございますので、今までに何回ぐらい開かれたのか、また内容はどんなものであったのか、教えていただければと思います。

以上、6点になりますか、市民の皆さんへの情報の提供ということで教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、増田議員さんの再質問にお答えさせていただきます。初めに、新病院の建設についてでございます。新病院の第1期オープンにつきましては、当初計画では御指摘のとおり、ことしの9月が予定をされておりましたが、開院に向けた十分な準備を行う必要があることなどから、10月1日に変更となっております。また、フルオープンは平成22年1月の予定となっているとのことでございます。

次に、患者さんの入り口でございますが、第1期オープン時にはまだ玄関部分が完成しておりませんので、病院の東側でございます既存の新館を改修いたしまして、仮設玄関、それと受け付けセンターを設置し、また、駐車場につきましては現在の駐車場を使用するとしております。

これらの市民へのPRでございますが、本年9月に病院建物の内覧会を行う予定というふうに聞いております。また、出入口の変更や引っ越し期間中の診療体制等を8月と9月に広報をしてまいるということでございます。

旧病院との比較で、改善されるものということでございますが、建物・設備はもちろん、総合医療システムの導入や最新高度医療機器の導入、歯科口腔外科の開設、医療スタッフの充実などによりまして、来院する患者さんにとりましてよりよい信頼さ

れる病院へと改善されるところでございます。

次に、医師の確保と診療科目についてでございます。まず、医師の確保状況でございますが、平成18年2月に開催されました福生病院組合議会全員協議会におきまして、医師の年度別計画が示されました。それによりますと、平成20年度は48人、このうち常勤医師は43人、平成24年度には57人、うち常勤医師は51人とされております。この計画に対しましては、平成20年度は現在のところで、市長答弁では37人と申しましたが、これに研修医も含めた常勤医師は40人となっております。したがって、平成24年度の目標に対しまして進捗状況は約8割という状況でございます。

また、現在閉鎖されている診療科でございますが、心臓血管外科でございます。これにつきましては、循環器内科医師が検査によりまして、心臓に関する手術が必要となった場合の診療科でございます。循環器内科医師の検査件数の状況を勘案いたしまして、外科医医師の採用を図っていくと聞いております。

そのほかには、内科における人工透析が平成16年度から休診の状況でございますが、これ以外には閉鎖されている診療科はないということでございます。

次に、開放型病院でございますが、その目的としては、公立福生病院が地域の中核病院としての責務に加えまして患者中心の一貫性のある医療と、地区医師会員の生涯研修を目指しまして、病院の開放、高度医療機器の共同利用や、相互の医学研修などを行うことによりまして、病院と診療所との連携が推進された医療を地域住民に提供するものでございます。

西多摩医師会と平成17年11月に、開放型病院に関する協定が締結され、その開設が始まりました。優先的に6床の病床が用意をされております。現在のところ、西多摩医師会員97人の医師が、福生病院の登録医となっております。なお、現状といたしましては、地域の各病院や各診療所から、いわゆる紹介による福生病院の全入院患者数は平成19年度で約400人、このうち開放型病院として登録医からの紹介患者で、共同診療の申し込みがあった患者数は23人、そのうち共同診療が現実に実施されましたのは15人ということになっております。

次に、16年度から18年度までの収支状況でございますが、各年度いずれも純損失を生じておりまして、その額は平成16年度2億9944万9000円、17年度8982万6000円、18年度2470万2000円となっております。この純損失につきましては各年度ともに繰越利益、余剰金をもって補てんいたしておりますが、その額も年々減少いたしまして、平成18年度末で2億8509万円となっております。ただ、病院事業の費用化をいたしております現金支出の伴わない減価償却費、あるいは固定資産徐却費が留保資金といたしまして蓄えられております。その額は、平成18年度末の現金で約13億円が留保されておりますことから、病院経営の資金繰り等につきましては、特に問題はないというふうに聞いております。

次に、公立病院改革プランについてでございます。国からの公立病院改革プラン調査に対する報告は、議員御指摘のとおり4月30日までに提出をいたしましたというふう

に聞いております。福生病院ではこのプランの策定を審議するために「公立福生病院改革推進委員会」を立ち上げまして、来年度予算に反映させるためにも本年10月までに審議を終了し、この審議結果に基づきまして、福生病院としての具体的な改革プランを策定するという取り組みの方向を、国へ報告したということでございます。

最後に、福生病院についての出前講座でございます。市では市民に市行政をより理解していただくために出前講座を実施いたしておりますが、福生病院に関する出前講座につきましては、病院を市民により理解していただくためにも、福生病院組合の協力を得て実施をいたしております。実施状況につきましては平成19年3月に初めて福生病院に関する出前講座の依頼がございまして、医師不足や建設中の新病院などに関するテーマで、福生病院組合の協力を得て実施をいたしたところでございます。また、本年の6月にも新病院に関する出前講座を実施する予定となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○14番（増田俊一君） 御答弁、いろいろと本当に詳細にわたり、ありがとうございました。先ほどもお尋ねいたしましたけれども、市の出前講座で福生病院についてのお話があるというようなことで、大変市民の皆さんにとりましては福生病院はどんな状態なのか、これから建物が建って、中身がどうなっていくのかということに関心が高いわけございまして、大体今、私がお尋ねしましたことで御理解いただきましたので、本当に感謝を申し上げたいと思っておりますが、同時に、御答弁の中で察するには、院長を初めとします病院関係者の皆様の日ごろの御努力が本当にいろいろな課題に着実に取り組んで、それが改善されているというように伺い知ることができまして、本当にどうもありがとうございました。

それと、新病院の建設工事で、先ほど第1期オープンのPRについては9月に内覧会を、そしてお知らせは8月と9月に広報していくとのことでしたが、そのPRについてでございますが、以前、先輩議員が昭島市の民間病院の徳洲会をたしか例に挙げておりまして、公立病院でもPRはしていかななくてはいけないのではないかなというようなお話がございましたが、私も大変大事なことだと思ひまして、福生病院の現在の広報活動はどうなっているのか、私なりに少し調べさせていただきましたが、市民の皆さんへの広報というものに限らせていただきますと、一つはホームページが開設されております。それと、病院内に数カ所ですが、テレビモニターが設置されております。それともう一つ、A4判のパンフレットが受け付けなどに置いてある、この3点ぐらいではないかと思うのですが、このA4判のパンフレットですが、実はこれでございます。「病院ニュース」ふっさc o m。と言うのですか。毎月発行されているようでございますので、福生病院のかわら版ではないかと思ひますが、私が組合議会議員に在籍いたしましたときは、これを資料としていただいておりますが、こういったパンフレットでございますので、先輩議員が指摘されましたように、市内の公共施設にはぜひ置いていただければどうかと思ひます。御答弁でこのパンフレットで「第1期オープンのお知らせ」を、8月、9月号で恐らくされると思ひます。前も、公立福生病院改築工事の起工式というのがこんなふうに乗っておりますので、その都

度、その都度、福生病院の様子というのはこれで市民の皆さんには理解いただけるのではないかと思いますので、市の広報というわけにはまいりませんので、せめて福生市、羽村市、瑞穂町、それぞれの役所や保健所などの公共施設に常時置いていただくことはどうなのかと。病院の親しみも増してきますし、本当に福生病院の事業内容も理解していただけますので、ぜひこの点、福生病院組合に働きかけをしていただきたいと、まず要望させていただきたいと思います。

それから、医師不足についてでございますが、市長から「内科医の確保を最優先課題として福生病院組合に働きかけていく」との御答弁をいただきましたが、本当に全く私も同感で、それも副院長クラスの先生を招聘できれば一番いいのではないかと考えておりますが、市長は、市長となられる前の約3年間、福生病院組合の議員を務められておりました。それだけに、福生病院についてはよく御存じで、「すべての解決策は現場にある」との持論で、見事に日産自動車を再建されましたカルロス・ゴーン社長の有名な言葉でございますが、医師や看護師を初め病院で働く職員の皆さんの働きやすい職場づくりなど、市長選挙で掲げられました政策は、現場をよく御存じだからこそ、提案されたものだと思います。

また、ここで、福生病院組合では、御答弁をいただきましたように、新たに公立福生病院改革推進委員会を設置されまして、福生病院の改革プランをこれから策定していかれるとのことでございますので、市長が掲げられました福生病院についての政策課題は、福生市民の皆さんの願いであると同時に、羽村市、瑞穂町の皆さん、地域住民の大勢の皆さんの願いでもあると私は認識いたしておりますので、ぜひともこの点につきましても福生病院組合で、この改革プランの中に盛り込んでいただけるよう、強い働きかけをお願いさせていただきたいと思います。

本当に細かい部分までいろいろ御答弁をいただきまして、ありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、2番清水義朋君。

（2番 清水義朋君質問席着席）

○2番（清水義朋君） 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まずは、加藤市長、御就任、おめでとうございます。私の方からも一言お祝いの言葉を申し述べさせていただきたいと思います。

質問は、大きく分けて2項目でございます。まず、1項目目は、中央体育館について質問させていただきます。中央体育館は平成18年度に、約5カ月間にわたり休館をして行われた耐震化工事のおかげで、安全面では非常に安心して利用できる施設となりました。いつ、どこで、どんな時に起こるのか予想できない災害において、施設利用中にそのような心配をせずに利用できること、また、震災などで倒壊の危険がないことは避難所として利用することになった場合においても、市民の方には安心できる要素が一つふえることにもなっていると思います。

さて、そんな中央体育館ではありますが、現在は健康相談のような相談業務から幼児の体操教室、子育てママの体操教室、運動不足解消になるようなヨガの教室や専門の運動器具を利用した指導員とともに行うような運動、そして、高齢者を対象にした健康体操を進めるなど、非常に多岐にわたるものを広い年代と、それぞれ利用時間にも非常に工夫されたプログラムが組み立てられているかと思えます。幅広い利用が推進されていることは体育館としてだけの利用を超えたものでもあるかと思えますし、さらに期待できる部分もあるかと思えます。

そこで、2点質問させていただきます。1点目は、中央体育館のバリアフリー化についてであります。このことは昨年も数名の議員さんが質問されておりまして、幾分重複する部分もあるかと思えますが、よろしく願いいたします。

福生市には3館の体育館がありますが、主競技場に障害を持たれた方や高齢者などが簡単にアクセスできないのは、中央体育館だけであります。熊川体育館並びに地域体育館は1階に主競技場が設置されていること、そして入り口の部分もバリアフリー対応となっており、非常にアクセスしやすい状況かと思えます。また、地域体育館には第2体育室と言われる3階の競技場もありますが、エレベーターの設置がされているため余り問題なくアクセスできます。さきに申しましたとおり、中央体育館は耐震化工事を行ったばかりであります。バリアフリー化への対応は今後どのようにお考えか、お聞かせ願えればと思えます。

次に、2点目ですが、その耐震化工事は主競技場の床と周りの廊下との段差を解消させる工事も行われ、非常に利用しやすい形となりました。先日、体育館に行くと、その競技場の床と廊下とが接している部分にすき間があいているところや、廊下側のタイルが割れているところを多数見かけました。場所によってはそのすき間に私の指が入り込むほどの間隔と、コンクリートの少し崩れているような部分も見えるような状態でありました。工事が終わってからまだそれほど時間がたたない状況ではありますが、この辺の状況がどうなっているのかお聞かせ願えればと思えます。

続きまして、2項目目、環境政策について質問させていただきます。来月、7月には北海道、洞爺湖サミットでは主要テーマが「地球温暖化」であるように、環境に対する関心は世界各国の政府機関においても、また企業、民間でも非常に高いものがあるかと思えます。福生市の状況を見ると、環境市民会議の始まりから環境をテーマにした市民会議が幾つもあること、そこから実際に活動している市民団体が出てきたり、行政と市民との協働の政策として新エネルギービジョンを策定し、温室効果その削減に大きな数値目標を立てていることができていることなど、先進的なことが行われていると思えます。

また、ごみの回収についても、今や当たり前ではありますが、分別回収を早くから進めており、このことは言うまでもありませんが、ごみと資源を分類し、ごみの削減、資源の有効活用には有効な手段で、ごみと資源がまざってしまったものを分類するには、非常に多くの手間と時間を要することを事前に防いでいます。

福生市では、細かなものまで含めるとごみと資源を19の分類とし、個別の回収を

しているかと思いますが、その分類の多さに時には市民の方の混乱を招くようなこともあるようでございます。時折、ごみの袋に黄色いシールが張られているのを見かけますが、それでも導入当初よりは理解も進み、ごみ及び資源の増減が市報に載せられるなど、市民に対するPRも強く行われています。

さて、このように行政も市民も環境に対して意識が高いという部分において、昨今話題になっているレアメタルの回収について質問をさせていただきます。レアメタルとは希少金属と呼ばれ、地球上にその存在がまれであるか、またはその抽出が経済的、物理的に非常に難しい金属とされております。経済産業省では47元素の31鉱種として定義されているようであります。

例えば、どのようなものがあるかと言いますと、タンタル、インジウム、ストロンチウムなどの、ほとんど聞いたことがないようなものから、プラチナ、チタン、リチウムのように、最近では耳にする機会が多いものまで多種あります。

近年、レアメタルの価格高騰、使用している製品の多さから注目を浴びていますが、例えば携帯電話や携帯ゲーム機などに多く含まれているものであり、その回収には期待がされております。福生市においてそのようなものが現状はごみとして捨てられているようでありますが、今後、分別して回収などをお考えかどうかお聞かせ願えればと思います。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 清水議員さんの御質問にお答えいたします。初めの、中央体育館については、教育委員会からお答えいたします。

次に、環境政策についての、レアメタルの回収につきましては、福生市では資源循環型社会を目指し、市民の皆様の御協力をいただきながら各種資源の回収を行っております。現在、市では新聞、雑誌、缶、瓶、ペットボトルなど16種類を資源として回収しておりますが、レアメタルを抽出することを前提といたしました回収は行っておりません。

御質問のレアメタルでございますが、国では地球上にもともと量が少ない金属や、量は多くとも経済的、技術的に純粋なものを取り出すことが難しい金属31種類を総称いたしましてレアメタル、希少金属と位置づけております。レアメタルは多くの電気製品等で利用されておりますが、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機の家電5品目につきましては平成13年4月施行の家電リサイクル法によりまして、販売店などが回収を行うことになっております。また、パソコンにつきましては平成15年10月から、資源有効利用促進法に基づきまして各メーカーが回収を行っております。家電5品目やパソコンを除くいろいろな製品にもレアメタルが含まれており、特に携帯電話の2次電池、液晶デジタルカメラや電子レンジなどに使われております。

レアメタルをどのように回収し、資源として再利用していくかということは大きな課題であろうと認識しているところでございます。しかしながら、現在、国内では家電5品目のような収集システムがほとんど整備されておられませんので、市として独自

にレアメタルを含む機器の回収や資源化を行おうとすると、広域的な中間工程を設ける必要があり、この中間的な工程のシステムがないと多大な経費が発生すると思われる。

なお、東京都ではことしから広報誌を通し、使われなくなった携帯電話の回収を呼びかけております。市といたしましても東京都同様に、販売店での回収を進める旨のPRをしたり、また、レアメタルの大切さを「清掃だより」などで広報してまいりたいと考えております。

以上で、清水議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 清水議員さんの御質問にお答えをいたします。

福生市中央体育館についての1点目、バリアフリー化についてでございます。議員、御指摘のとおり、より多くの市民の皆様健康増進や介護予防などさまざまな目的で中央体育館を御利用いただくためにも、施設のバリアフリー化を推進していく必要性の高いことは私どもも十分認識をいたしているところでございます。中央体育館につきましては、現在、老朽化への対応が大きな課題となっているとともに、バリアフリーへの対応や環境負荷軽減、また、施設の見直しなど計画的に取り組む段階に来ていると考えております。

中央体育館のバリアフリー化につきましては、耐震補強工事が終わったばかりでもあり、他の体育施設との優先度や財政計画などを考慮しながら、できるだけ早い時期に着手できるよう対応いたしてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いを申し上げます。

次に、2点目の耐震化工事のその後についてでございますが、おかげをもちまして、中央体育館につきましては平成18年度に耐震補強工事が終了し、緊急の課題でございました施設の安全面については改善を図ることができました。また、この工事におきましては、市民の利用者の皆さんの御理解と御協力をいただき、約5カ月間の休館をさせていただいたところでもございました。

御指摘の主競技場のフロアと廊下の接した箇所のPタイルが割れている件についてでございますが、耐震化等の工事に伴い、老朽化した床の段差解消を考慮いたしまして改修いたしました際に、既存の廊下側の基礎と同じ高さまで主競技場の床をかさ上げいたしております。そのことで、主競技場の床と廊下側の接する箇所で微妙な段差等が発生し、Pタイルのひび割れが生じている状況がございました。利用者の皆様には御迷惑をおかけいたしましたところではございましたが、先日、休館日を利用いたしました施工業者の責任により補修をいたしております。御利用に当たり御心配をおかけいたしましたこと、大変申しわけなく存じております。

以上、清水議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 2時10分まで休憩いたします。

午後1時56分 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（清水義朋君） 御丁寧な御答弁、ありがとうございます。それでは、幾つか再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、中央体育館についてであります。答弁にもありましたとおり、バリアフリーの必要性を強く認識されているということで非常に心強く思います。単に運動施設ということではなく、より多くの市民の方々に対し健康増進とそして介護予防のための施設として使われることは、「健康ふっさ21」にもあるかと思えますし、縦割りの行政となりがちな部分を乗り越えたものとなっている部分もあるかと思えます。介護予防、健康増進には医師などの適切な助言をもとに行えば、さらに効果の高いものとなりますので、運動機会をふやすための施設の充実を強く要望したいと思えます。

さて、再質問であります。競技場の床と老化との境目の工事であります。先ほどの答弁で原因の糾明と対策がとられたようであります。聞くところによると、補修は今回だけではなく、耐震工事後に同じように補修が行われ、さらに今回の状況に至ったと聞きます。あわせて、耐震化工事直後にはバスケットボールの位置がずれている、床に引かれたラインの寸法違いがあったとも聞きます。現状は対応がとられたと聞きますが、どのような管理であったのか、もう少し詳細に状況をお聞かせ願えればと思えます。

また、Pタイルのひび割れに対する補修は終わったと聞きました。つい先日、その場所を見てまいりましたが、きれいにステンレスのプレートが張られ、安心できるレベルかと思えますが、まだタイルが浮いているようなことを確認できる場所もあります。そのような場所は、ある程度時間が経過したときに、同じように割れなどが起こらないのか、起こってしまうのではないかと、そういうふうなことも懸念されますので、お聞かせ願えればと思えます。

次に、レアメタルについて再質問させていただきます。市長答弁にもありましたとおり、レアメタルの回収についてはまだまだ多くの課題があります。収集ルートの問題、中間処理、最終資源化のための施設なども豊富にあるわけではないので、市独自で何もかも進めるというわけにはいきません。かといって、何もできないのではなく、東京都のようにできるだけ回収をしていただくようPRを強く進めるといったことは、これから効果で出てくることかもしれません。

先ほどの答弁で、携帯電話を販売店に戻すようにPRすることや、レアメタルの大切さを清掃だよりで広報することとありましたが、非常に大事なことかと思えます。

さて、レアメタルは主に電子部品や鋼材などの高機能化に伴いその需要が増しており、そのリサイクルに注目が集まっております。パソコンやテレビなども多く使われておりますが、こちらは家電4品の回収システムやPCリサイクルというシステムなどが動いておりますので、それ以外のものに注目が強く集まっております。

携帯電話については、通信事業者が参加している社団法人電気通信事業者協会と、製造メーカーが参加する情報通信ネットワーク産業協会というもので、モバイルリサ

インターネットワークというシステムを動かしております。使用済み携帯電話、その周辺機器の積極回収、回収したものを再資源化に向け、適正処理するなどの活動しております。実績報告などもされておりますが、年々回収数量は減少しております。幾つか要因がありますが、今後、ごみとして捨てられることを防ぐため、自治体のごみではないという項目に携帯電話を掲載要請していくことも検討されております。

携帯電話以外にもデジタルオーディオプレーヤーや携帯ゲーム機にも注目が集まっております。携帯電話と同じように多くの電子部品、液晶などが使われ、国内に非常に多く販売されております。液晶は備えていないものの、据え置き型のゲーム機も非常に多く販売され、皆さんの御家庭にもあるのではと思います。

先ほどの答弁で携帯電話については言及されましたが、それ以外のものについてどのようなお考えか、お聞かせ願えればと思います。

以上、2点についてよろしくお願いいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） それでは、清水議員さんの再質問にお答えします。

初めに、主競技場の工事で、利用者の皆様には御迷惑をおかけしましたことにつきましてお詫びするとともに、工事の施工管理方向については深く反省をいたしております。

それでは、1点目の主競技場の工事の管理方法はどのような管理方法であったか申し上げますと、工事着手前に主競技場で、市、設計管理事務所、工業者と3者で設計図面をもとに立ち会いを行った後、工事着手をしております。工事の進捗ごとに打ち合わせ会議をして工事を完成させる施工手順を進めておりましたが、結果として、測量を実施する際、測量の基準点のとり方に行き違いがあり、議員御指摘の主競技場のバスケットコートラインの位置や、ゴールポストの高さの手直しが発生しました。このことは、現場内の指示系統に問題がありましたので、今後は各指示が作業される方まで正確に伝わる現場管理体制の徹底を図ってまいりたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

2点目は、Pタイル部分が浮いていることについてですが、教育長答弁にもありましたように、今回、主競技場の床を20センチメートル程度かさ上げいたしまして、既存の床との段差をなくすバリアフリー化を図る工事を実施いたしました。その際、既存部分の床の仕上げ材料がビニール系と主競技場の床の仕上げ材料が木質系の材質が異なる接合の関係で、既存部分の微妙な段差が発生したPタイルのひび割れを補修したところでございます。

補修方法といたしましては、材質が異なる部分、接合部分についてはステンレス製の金物を設置して解消をいたしました。既存部分のタイルが浮いている部分でございますが、現地を確認したところ、3枚のタイルが浮いている部分がございますので、早急に補修を実施したいと考えております。

また、既存部分のPタイルのひび割れの原因でございますが、中央体育館建設当時につくられたPタイルの下地コンクリートのひずみが既存部分の微妙な段差の原因でございますので、今後の時間の経過により施工した部分のPタイルにひび割れが発生

した場合には、教育委員会と連携をとりまして、補修をいたしたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○生活環境部長（森田秀司君） レアメタルの回収につきまして、再質問にお答えしたいと思います。

携帯電話や家電5品目や、パソコンにつきましては、回収ルートの確立ができております。しかし、それ以外のゲーム機、また小型の電子機器につきましてはいまだ回収ルートの確立ができていないような状況でございます。

レアメタルは、今後ますます資源として大切なものになるかと思っておりますので、今後、市長会などを通じまして回収ルートの確立等を要望していきたいというふうに考えております。

○2番（清水義朋君） 答弁ありがとうございます。それでは3回目なので、要望とさせていただきますと思います。

中央体育館のバリアフリー化については、先ほども申しましたとおり、単なる運動施設という見方だけではないものがあるかと思っております。妊婦さんを対象にしたものから、幼児・高齢者の健康増進、体力維持、そして介護予防にも対応したプログラムを用意され、それなりに応じた利用がなされております。それらは今後、中央体育館以外の施設においても、さらに充実していただきたいと思っておりますし、指定管理者が運営するにしても同様のことが行われることを望みたいと思っております。

さて、市長の所信に多少かかわる部分があるかと思っておりますが、私も今よりもさらに高齢者や障害を持たれた方々が生きがいを持って生活していただきたいというふうには思っております。趣味やレクリエーションと、体を動かすことが同じレベルでできることを目指し、財団法人日本レクリエーション協会では福祉レクリエーションというものを推進しております。遊び、レクリエーションを通し福祉の中でたくさんできることがあると紹介されております。もちろん、それらすべてが運動施設を利用しなくてはならないものではありませんが、身近にある運動施設を高齢者や障害を持った方でも安心して利用できるのは、運動や活動の機会を広げることになるかと思っております。ぜひとも、そのような観点からバリアフリー化にも積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

2点目の、耐震化工事のその後については、詳細に御答弁をいただきありがとうございます。おっしゃるとおり、管理されているところと作業されているところの指示に少し問題があったのではというふうに思います。

体育施設ということで多少使用の仕方が通常の施設よりも負担の高い部分があるかと思っておりますが、それを見越して工事の管理がなされていると思っております。補修については補償期間内ということもあり、業者さんの方で対応されると思っておりますが、そもそも今回のようなところであれば、補修などが起こらないようにチェックしていただくものと思っております。今後、他の施設について耐震化やバリアフリー化など工事があるかと思っておりますが、ぜひとも同じようなことが起こらないようお願いしたいと思います。

2項目目のレアメタルについてであります。厳密に言えば環境というよりも産業経済の分野であるかもしれませんが、地方ではなく国策と言えるかもしれません。しかし、回収・再利用ということから環境、そして福生市のように環境に関して意識の高いと思われるところが先駆けて行うことは非常に有益なことだと思います。

もう少しレアメタルの現状をお話しさせていただくと、昨今の中国の経済成長、そして震災の、地震の影響から種類によってはさらに資源加工の厳しいものが出てきていると言われております。また、そうした不安定な供給の状況を回避するため、国では7種類のレアメタルに対して民間の備蓄と国家備蓄を目標、計画を立てて行っております。目標では、それぞれ国内基準使用量の60日分と言われておりますが、実際は半分程度、30日分程度しかないのが現状であります。

また、その存在は種類によっては現在埋蔵量の半分以上が、都市鉱山と言われる日本国内に存在しているものと言われております。資源としてきちんと取り出せば幾ら貴重なものでもリサイクルされ、新たに製品化されますが、現状はほとんどごみとして処分されております。

携帯電話を取り上げれば、回収されるのは10%程度しかないと言われております。携帯ゲーム機や小型のオーディオプレーヤーなどはそもそも回収のシステムがありませんので、そのほとんどがごみとなっております。こういったものが分別回収されて、きちんと収集され、現状、多少費用がかかるかもしれませんが、高値高騰しているレアメタル市場を勘案すると、そうした負担をせずに回収されることも近い将来考えられると思います。ぜひとも、PR、告知というところにとどまらず回収システムが始まるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、6番堀雄一郎君。

（6番 堀雄一郎君質問席着席）

○6番（堀雄一郎君） 加藤市長への私の初質問となります。これからよろしく願いいたします。

御指名をいただきましたので、通告に基づきまして1、広域連携について、2、総合窓口について、3、自転車・歩行者等の安全について、4、教育行政について、以上4項目について一般質問をします。

1項目目、広域連携について伺います。1点目、公共施設（プール等）の利用について。市では市町村の枠にとらわれず、広域的に統一した方が効率的な課題について、広域連携協力を進めてきました。図書館の利用等ではさまざまな困難を乗り越えて御苦労もされたと思いますが、相互利用を実現しています。

今回、一例としてプールについて取り上げさせていただいたのは、室内プールについて建設を希望する高齢者の方が複数おられるからです。福生市には室内型市営プールの建設計画はありません。私も財政負担と効率から考えると、市独自で室内プールをつくらないことは賢明であったと思っています。過去には市民が気軽に利用できる

公共のプールに対する要望にこたえるため、市内で3カ所あった室内民間プールとの提携を模索されたようなこともあるようですが、今のところ実現に至っていません。

室内プールを希望される方にその利用法を聞いてみると、ウォーキングと同じようにだれにでも安全に、かつ効果的にできる運動として水中歩行というものをしたいと、そのような要望があります。これは1年を通してできることなので、室内プールが欲しいという話になるのです。

水中で運動することの最大の利点は、浮力が働くということで、腰にかかる負担が少なくなり、安全に運動できるという点です。泳げないという人でも水中を歩くだけなら気軽にできます。しかも、水中歩行はその人の状態にあわせ、負荷を変えることができます。ゆっくり歩けば水の抵抗が少なく、早く歩けば水の抵抗が大きくなります。慣れるに従って水中を歩く速度を早めて歩くことにより、大きな抵抗を受けるようにすれば効率よく筋力が鍛えられます。また、腰を冷やさないために温水プールを利用した方がよいとのことでした。

最近では水中歩行者用の専用コースが用意されているプールや、浴場も見られます。このようなプールを利用すれば、自分のペースで落ち着いて水中歩行ができるので、健康づくり、体力づくり、リハビリに役に立ちます。こう聞くと、市民の健康づくりやリハビリのニーズには何とかこたえられないものかと思うわけです。

羽村市とあきる野市、特にあきる野市には二つの室内プールもあり、一つは福生市に近い草花にあります。福生市民の利用を積極的に促してもよいのではと思うのですが、今、行きたい方は他市の利用者ということで、そちらの市民に紛れて利用しているという雰囲気です。当然ながら、他市のプールでありますので、市では積極的に広報は行われていません。

近隣市町との相互利用を推進することも市民サービスにこたえる一つの手段と考えられてはいると思いますが、プール等公共施設の分野では、広域連携による利用をどのように考えられているのかを伺います。

2点目、福祉バス利用状況と広域活用について。福祉バスの運行は5月7日からスタート、喜びの声も既に多数聞こえています。車も自転車も高齢で使えず、どうしてもタクシーを使用しなくては病院等へ行けなかった方が、1回で2000円以上にもなる交通費、この負担が生活費に占める割合が高いため食事を減らしていましたという人が、今回のバス運行で減らさず行けるようになったと。出歩くことも楽しくなったと言われていました。私は、この話を聞き、本当にうれしく思いました。このバスの運行の目的にかなっているのではないかというふうに感じた次第です。この運行が始まったばかりのバスですが、その利用状況を伺いたいと思います。

また、広域活用についてですが、福祉バスで近隣の市町村等の公共施設にもアクセスできるようになれば喜ばれ、そういったものが身近になると思います。瑞穂斎場、西多摩衛生組合のフレッシュランド、このような施設へのアクセスを図れるようにすることはできないのかという点について伺います。

2項目目、総合窓口について伺います。新庁舎で名実ともに福生市の顔となった総

合窓口の利用状況について伺います。長年の議論を経て、周到に準備、役所のたらい回しをなくし、スピーディーで親切な対応をしようと、そういった期待の窓口です。フロアマネージャーさんがかぎで、市民は目的にかなった窓口へ誘導され、そこでは窓口担当者から証明書等の発給や諸届けを済ませ、手続完了という流れかと思えます。ほとんどすべての方にフロアマネージャーさんは声をかけられているようですが、市民は慣れないため、どこに向かって進んでいけばよいのか、戸惑っている方も見えます。残念ながら、フロアマネージャーさんの声がけに漏れた方や、申請書類の記載台を真っ先に見つけて、そこへ直行した方は以前同様に申請書に記入して、申請書自動作成システムの恩恵を受けることなく手続が終わってしまいます。記載台をなくして、フロアマネージャーへすべて誘導し、フロアマネージャーの対応力を上回る数の市民が訪れた場合は、窓口からヘルプに入るなどした方がよいと思うのですが、運営は現在順調に行っていますでしょうか。期待した成果が得られているのか、お伺いします。

また、再度使い方の広報についてもしていただきたいと思えます。この点はいかがお考えでしょうか。

3項目目、自転車・歩行者の安全について伺います。1点目、自転車関連事故の傾向と対策について。先日も平成20年版交通安全白書で、平成19年の交通事故による死者数は、前年比608人減の5744人で、7年連続で減少と発表された。一方、自転車が無秩序に歩道を通行するなどルールを守られないケースも目立ち、自転車対歩行者の事故は増加傾向にあるとの報道が、5月27日付けのサンケイニュースにありました。昨年の自転車の事故件数は2856件ということで、10年前の4.5倍にふえています。

昨年の議会でも多くの議員から自転車の通行にかかわる質問が出されました。一昨日、6月1日より改正道路交通法が施行され、この中で自転車に関する通行ルールも改められました。主な自転車に関する改正点は自転車の歩道通行に関するルール、もう一つは、子どもへのヘルメット着用があります。中でも歩道走行の要件を明確化した点が注目されています。今回の改正を機に、自転車が歩道を走行できる要件は拡大されました。この拡大で自転車が歩道を走行しやすくなります。そこで、市内自転車事故の傾向についてと早期に改善を要する道路関係施設はないのかについて伺います。

2点目、自転車・歩行者等対象の交通安全施設について。多摩川沿いの自転車・歩行者専用道路の安全な通行確保について、他の議員も質問されており、私も現場に何度か行ったり来たり、見に行ってみました。自転車の数とスピードから見ると、いつ事故が起きてもおかしくないとの声も聞かれます。歩行者の安全確保を検討されていると、昨年の議会でも答弁もお聞きしましたが、これから施行されるようなので、改めてどのような対策を講じられるのか伺います。

また、銀座通りの一方通行路を牛浜駅方向から福生駅へ走行する自転車が多数見られます。一方通行を逆方向から通行してくる自転車ですが、これは違反ではありません。この通行に対しての安全確保の観点から、車が自転車と事故を起こさないようにカーブミラーを設置することについても検討を進められてはどうかと思えますが、こ

の点の所見も伺います。

4項目目、教育行政について伺います。1点目、小中学校の植栽点検と管理について。福生市内の小中学校では、校庭の樹木が大きく成長している様子が見られます。大木に育った木があるというのは、歴史ある学校が多いということでもあるのですが、市民の皆さんの中には校庭の樹木の落葉で困っている方もいたり、時々剪定をお願いされたりしているようです。その都度、必要に応じ剪定はされているようですが、その剪定されている木をごらんになっている方の中から、中にある大木を見ているとすべてが剪定されるわけではないので、バランスを崩しているものはないかと、例えばということで第二小学校の桜の木は張り出した方面が剪定され、バランスが崩れて倒木の恐れはないのかという声や、このようなことがほかにはないかと。また、第五小学校では実際に古木が最近倒れたというお話もお聞きしました。

倒木ということは、そう多くあることではないと思っていましたが、実際に目の当たりにした方や枝を切る方に伺うと、木の枝は大変な重量ということで、下にいたら大けがをするそうです。市内の小中学校には樹木がどのくらいあってということや管理され、また十分にその点、危険等に対する管理は行われているのか、その点をお聞きしたいと思います。

2点目、学校給食用食材の地産地消等について。初めに、昨年食物アレルギー対応を求める質問を私、させていただきましたが、給食センターの設備上、なかなかできることは限られているということでしたが、お金をかけないでできる、手間だけかければできる範囲を積極的に対応していただきまして、随分給食の印象が変わりました。ありがとうございます。

国では、食育基本法が2005年6月に成立し、この基本法に基づき5年間の食育基本計画を策定・実施しています。具体的には学校給食での地場産物の使用を全国平均21%から30%にすることなどの目標があります。福生市では、本年より給食費の値上げが実施されました。そこで、さっそく地産地消をやってもらいたいと伺うつもりでございました。ところが、相次ぐ食材の高騰のニュースで、小麦や油も値上がりしているようなので、今後は心配にもなります。米の価格は下がり、減反しようという国の予想もあるようですので、米飯の利用をふやしたらよいのではということもここで思うのですが、地産地消の取り組みとあわせて状況をお伺いします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 堀議員さんの御質問にお答えいたします。

初めの、広域連携についての1点目、公共施設(プール等)の利用につきましては、教育委員会からお答えいたします。

広域連携についての2点目、福祉バスの利用状況と広域活用につきましては、5月30日現在では2551人の方の利用登録がございました。受け付け施設別では、市役所、福祉センターで約7割を超える受け付けを行ったところがございます。利用対象者別内訳では高齢者1877人、障害者64人、妊婦50人、乳幼児・未就学児そ

の保護者の方560人となっております、高齢者の利用登録が7割を超える状況となっております。

また、乗車人数につきましては、運行開始の5月7日から5月30日までの総利用者は4207人となっております、1日当たりの平均は約200人でした。今後も引き続き利用状況の把握に努めてまいります。

次に、近隣市町の公共施設利用のための福祉バス広域活用につきましては、現行では特定旅客自動車運送事業という内容により、国土交通省関東運輸局から許可をいただいております。営業区域を東京都福生市とし、福生市内の特定公共福祉施設への送迎を行うとする許可内容でございます。以上のことから、広域活用での運行を行うといたしますと、新たな運行許可が必要になるものと思われま。また、現時点では試行運行開始直後でございますことから、その検討につきましてはもう少し利用状況や市民要望等を把握する中で様子を見させていただきたいと存じます。

次に、総合窓口についてでございますが、ワンストップサービスなど市民の利便性の向上について、施設面として対応することを目的とした新庁舎での業務が始まり、1階の総合窓口については福生市の顔としてさまざまな証明書等の交付申請や、届け出の受付、相談、納税等毎日多くの市民が訪れてまいります。広い空間を活用した窓口業務は、市民がわかりやすいように待たせず、迅速かつ正確な業務と効率化を図り、質の高い市民サービスを目指しております。

市民の方には、今までの狭い旧庁舎から広い新庁舎になり、交付申請や届け出等に戸惑いや迷いもあったようでございますが、来庁目的に適切に対応するため、今年度から増員したフロアマネージャーによる案内や記載指導・誘導等、親切、迅速かつ的確な対応を行い、また、転入・転出届け出等の諸手続を可能な限り一つの窓口で完了できるように、いわゆるワンストップサービスなど市民サービスの向上が図られております。しかしながら、窓口の混雑時には目の行き届かないところもあり、来庁された市民全員に「お声がけ」するには困難な状況もありますので、カウンター内の職員についても対応するよう指示しているところでございます。特に、フロアマネージャーにつきましては、市役所全体の総合案内人として市民をエスコートすることで、短時間で市民の方の目的が達成できるよう配慮し、さらなる市民サービスの充実に向けて努力しているところでございます。

さらに、昨年10月から市民サービスの向上を目的として住民票や印鑑証明等の証明書をその場で発行できる申請書自動作成システムを導入し、市民の方が申請書へ記入する作業等の簡素化や、ペーパーレス化につながるよう改善いたしました。しいが、現記載台等は撤去する予定で考えておりましたが、届け出等につきましては申請書等への記載の必要な場合もありますし、市民の方の不慣れな戸惑いなどもございますことから、いましばらく様子を見てまいりたいと考えております。

なお、申請書自動策定システムについては、短時間で証明書が受給できるようになったことで、市民の方には大変喜ばれておりますが、混雑時等には御案内できないこともあり、カウンター内の職員も含めて御案内をし、PRに努めているところでござ

います。また、来庁される市民の方がスムーズに目的の窓口に行けるように、案内板や表示板等を増設する方向で考えております。今後も、ワンストップサービス向上を目指し、窓口案内などの利用方法について市広報等で周知いたしまして、市民サービスの一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、自転車・歩行者等の安全についての1点目、自転車関連事故の傾向と対策につきましては、警察庁によりますと平成19年の全国での自転車と歩行者の事故は2856件にのぼり、10年前の4.5倍増となっております。本市においての自転車事故は平成19年は121件と、10年前と比較すると半分ほどに減少しており、大変喜ばしいことではありますが、全くなくなったわけではございません。

警視庁によりますと、市内の事故は主に出会い頭などに発生しております。自転車側の主な原因は、安全確認不足や交差点での安全進行義務違反などでございますので、見通しの悪い交差点や「止まれ」の標識のある場所では必ずとまって、左右の安全の確認をすることを怠らないようにしていただきたいと存じます。

「道路交通法の一部を改正する法律」が平成20年6月1日から施行され、30年ぶりに自転車の通行区分が見直されました。「車道通行が原則で、例外的に歩道通行が可能」という基本は同じで、歩道では車道寄りを徐行すること、歩行者の妨げになるときは一時停止すること、この原則は変わりません。歩道ではどんな場合でも歩行者の安全が最優先されます。

次に、改正道路交通法施行に伴い、早期に改善する道路関係施設はないかとのことでございますが、これまで自転車は道路交通法上、軽車両と位置づけられておりまして、公安委員会で指定された通行可能な歩道以外は車道の通行が原則でございました。しかし、道路交通法の改正に伴い、自転車が歩道を通行できるのは公安委員会で指定された場合以外にも、運転者が13歳未満70歳以上及び障害者等の場合、車道または交通の状況から見て、やむを得ない場合など、通行できる範囲が広がってまいりました。これに伴う道路の改善につきましては、歩行者と自転車を分離することで安全対策は図れますが、現在、市道で歩道が設置されている道路では、歩道幅員が最も広い場所で、やなぎ通りの3.5メートルとなっており、その中に植樹ます等も設置されており、有効幅員は約2.5メートルとなるため、歩道内の歩行者と自転車の物理的な分離は困難でございます。このため、当面の対策といたしまして歩道内の標識をまとめるか、民地内に設置するなど障害物をなくし、広いスペースを確保するなど、標識等で自転車利用者に歩行者の安全を促す注意看板の設置などの対応をしていきたいと考えております。

なお、自転車等の事故を起こさせないために、今後も福生市交通安全推進委員会及び福生警察署に御協力をいただき、交通安全教室等を実施し、正しい交通ルールと交通マナーのさらなる浸透を図っていききたいと考えております。

次に、2点目の自転車・歩行者等対象の交通安全施設につきましては、多摩川沿い自転車歩行者専用道路の安全な通行確保については、以前、他の議員さんからも御質問をいただいております。この自転車歩行者専用道路は、近隣のまちへ続いているた

め早いスピードで走る自転車が多く見られ、ジョギングや散策等で利用する人たちの中を通過し危険なため、物理的に自転車のスピードを抑制するような何らかの安全対策ができないかとの御質問をいただきました。歩行者と自転車の通行レーンを物理的に分離するには幅員が狭く、通行に支障を来しますので、自転車歩行者専用道路の各公園の出入口等にU型の車どめを設置して、自転車利用者に注意を促し、スピードを落とさせるような対策をとり、歩行者等の安全対策を図っていきたくと考えております。この堤防敷は、国土交通省の占用を受けて利用していることから、現在、国土交通省と占用許可について協議をしておりますので、設置までにもう少し時間をいただきたいと存じます。

次に、自転車専用となるカーブミラーの設置につきましては、カーブミラーは基本的に車両の交通安全対策の一環として見通しの悪い交差点や、道路が曲がっている場所などに設置をして通行の安全を図っております。以前は、市で計画的に設置をしておりましたが、現在では市民の皆様の要望により設置をしております。設置に当たっては現地をよく調査し、道路や周辺の状況に支障がないことを確認し、設置する場所に住んでいる方の了解が得られた場合に設置をしております。必ずしもすべての設置要望にこたえられるわけではございませんので、御理解をお願いしたいと存じます。

銀座通りのような一方通行の道路の、逆方向から通行してくる自転車の確認のために、カーブミラーを設置できないかとのことですが、これまで一方通行の道路には通行方向からの車両が確認できるように設置をしております。逆方向については基本的には対応をいたしておりませんでした。しかし、近年、全国的に自転車関係の事故が増加している現状でもありますし、自転車の通行の安全確保も必要と思いますので、現地をよく調査して、見通しが悪いなど危険な場所の一方通行の逆方向につきましても、カーブミラーの設置について調整していきたくと考えております。

また、カーブミラーの設置が困難な見通しが悪い交差点の安全対策につきましては、交差点びょう、カラー舗装等の交通安全施設を設置して、車両や歩行者等の通行の安全を図ってまいります。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

以上で、堀議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 堀議員さんの御質問にお答えをいたします。広域連携についての1点目、プール等公共施設の利用についてでございます。

現在、西多摩地域広域行政圏協議会内におきまして、公共施設の広域利用といたしまして図書館が、平成14年10月1日から貸し出し業務を開始しております。図書館につきましては、西多摩地域広域行政圏協議会内の各市町村におきましては、施設規模や設置数の違いはありましても、構成市町村すべてに設置をされていること、図書の利用については一律に無料であることなど、広域利用が実施しやすい状況にあったことが早期実現につながったものと考えております。

御質問のプール等の体育施設の広域利用につきましては、現在、西多摩地域広域行

政圏協議会教育文化部会におきまして、研究課題となっております。と申し上げますのは、体育施設の有無や設置規模、そして使用料などに差がありますことから、これらの問題を調整していくことがなかなか困難な状況にあることによるものでございます。しかし、実際には各市町村の体育施設は当該自治体住民以外の方でも利用できることになっておりますので、そのような意味では広域的利用が図られているとは思われます。ただ、施設利用にあつては当該自治体住民の利用が優先をされておりました、目下の状況からして、この点はやむを得ないことだろうというふうに住じます。

議員御指摘の室内温水プールの広域利用に関しましては、羽村市とあきる野市の2市だけが設置をしている状況でございます。両市とも現在その施設の有効利用を図るため、両市の市民以外の方も利用できるようになっておりますので、御利用いただければというふうにと考えるとございまして。

続きまして、教育行政についての1点目、小中学校の植栽点検と管理でございますが、市内小中学校には現在992本の樹木がございまして、内訳としまして、キンモクセイ、ツバキなどの常緑広葉樹が小学校193本、中学校62本の計255本。松、ヒマラヤスギなどの針葉樹が小学校72本、中学校76本の計148本。桜、イチョウ、ケヤキなどの落葉樹が小学校439本、中学校150本の合わせて589本でございます。また、幹周りが90センチメートル以上の樹木が小学校では212本、中学校では138本で、合計350本となっております。開校以来の樹木も多く、各学校とも大きな木がふえている状況でございます。

これら樹木の管理の状況でございますが、福生市環境基本計画の中に、学校を含めた公共施設は可能な限り緑地を確保し、緑化推進に取り組まなければならないと示されておりますことから、各校に剪定希望樹木の調査依頼を行い、各校の希望樹木、優先順位を把握をし、業者委託による剪定を実施いたしております。特に、学校の敷地内から伸びました枝で、道路や民家あるいは校舎に支障を来す場合には、優先的に剪定を実施いたしております。

また、副校長、学校用務員が目視によりまして大きな木や古木等の樹木の中に倒木の恐れや腐食している樹木はないかなどを確認いたしまして、特に危険の恐れがある場合には伐採や剪定を最優先に実施をいたしております。

御質問の中で、第五小学校におけます倒木の件でございますが、ことしの2月23日の夜間からの強風によりまして、南側のバックネット裏にあります、幹周り76センチメートルのニセアカシアと幹の中が腐食をして空洞化しておりました、幹周り93センチメートルのヤナギが根元から折れておりました。幸い倒木いたしましたのは日曜日でございましたので、児童への影響等はございませんでした。

また、福生第二小学校の桜の木でございますが、道路や校舎に向かって枝が伸びていましたことから、道路、校舎に支障のないように枝の剪定をいたしました。その剪定による倒木の恐れはないであろうというふうに見ております。なお、学校の樹木類は年数がたつて、大きくなっている樹木が多くなってきておりますことから、安全対策のためにも、今後、樹木医等の専門家による診断も検討をしていかなければな

らないかというふうに考えております。

次の、学校給食用食材の地産地消等についてでございますが、近年、消費者の農産物に対する安全・安心指向の高まりや、生産者の販売の多様化の取り組みが進む中で、消費者と生産者を結びつける「地産地消」への期待が高まってきております。福生市の小学校給食は、今までも可能な範囲で国産の食材を使用し、手づくりを原則に調理を進めてまいりました。

お尋ねの地産地消は、地元で生産をされたものを地元で消費するというところでございますので、地場産品を通じた食文化への理解促進といった「食育」や、生産者の顔が見える安全・安心で新鮮な食材の提供、地場農林水産物の消費拡大が得られるという効果がございます。

当市では、野菜が対象になると考えられますが、地元農業の振興、その結果としての緑の保全等が図られ、また、学校では子どもたちに「この野菜は近隣の農家がつくったものである」などの話題を通して、食育を進めることができるといったメリットも考えられます。

現在、当市では指定業者による月1回の見積もり合わせを行うことで、食材を購入いたしております。結果として都内産として西東京市、清瀬市、立川市、武蔵村山市等のキャベツ、ホウレンソウ、白菜、小松菜などが入荷する回数は、旬の時期はほぼ毎回となっております。福生市で生産されました食材を求めるということはまだできてはおりませんが、今年度、JA西多摩と協議を開始することとなっております、西多摩産を加えることでタマネギ、ジャガイモ、ニンジン等を単発的に使えるようになるのではないかと考えております。

次の米飯給食につきましては、ことし4月から従来週2回であったものを週2回と3回と交互に行うことで、平均2.5回とふやしております。米飯はパンと比べましてカロリーを確保することが難しく、また、副菜にも工夫が必要となりますので、当市では炊き上がったご飯を業者から購入するのではなく、センターで炊いておりますことから、調理場が狭いこともありまして、米飯の回数をこれ以上ふやしていくことは困難と考えております。

食材の高騰につきましては、他市との情報交換を行っておりますが、他市においては給食費の改定を検討せざるを得ないというところが多いようでございます。福生市は今年度改定をさせていただいておりますので、今の段階では何とか工夫をしていけると考えておりますが、より豊かな食材でというわけにはいかない状況にございます。

以上、堀議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後3時15分まで休憩いたします。

午後3時 休憩

~~~~~

午後3時15分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（堀雄一郎君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1 項目目の広域連携について、1 点目、室内温水プールについては、「今でもどうぞ使ってください」というふうになっているということですね。では、私もそのように皆さんに積極的にお伝えしていこうと思います。

図書館の利用以外にもほかにもいろいろと西多摩では公共施設がたくさんつくられています。相互利用という角度での積極的な広報は余りされていないようにも見えます。たまたま、皆さん当然のように使っているものだと思って、行く者もいれば、これは市民向けではないかと恐る恐る行っている者もいたりというふうになっているように感じるのですが、運用している各自治体に考え方の違いがあり、調整すると非常に難しいのですが、西多摩地域広域行政圏協議会での話が少し出てきましたが、現在の検討の状況についてももう少しお伺いしたいと思います。様子を伺いたいと思います。

2 点目、福祉バスの営業区域は福生市内ということで、今のままでは市外への運行はできないということですね。全体の検証に入るにはまだまだ早いと思うのですが、今後の課題としてとどめていただきたいと思います。

また、福祉バスの停車位置を探しているうちに一つ前の角をバスが曲がって行ってしまい乗り遅れた、それで1 時間待ったというようなお話や、どの位置か、いつも不安でうろろうろしてしまうという方がいらっしゃるようです。停車位置について示すような表示は何か今、検討されていないのか、この点についてもお聞きします。

2 項目目の総合窓口についての質問をさせていただきます。案内板等で市民の誘導を工夫していただけるということをお聞きしました。ぜひよろしく願います。年に何度も来ない市民も多いかと思っておりますので、わかりやすい案内表示をしていただき、ぜひ申請書の自動作成システムというものを実感していただきたいと思っております。

また、福生市役所の窓口の先進性をアピールするような広報も、ぜひしていただきたいと思っておりますが、この点をお願いしたい。これはまた予定されますでしょうか。また、先ほども予定はされるというようなお話もありましたが、ぜひ早期をお願いしたいと思っております。

これまでお聞きした利用者の話の中では、フロアマネージャーさんに声をかけてもらって説明を親切に受けた方や、申請書自動作成システムで証明書を取った方が、大体2 分ぐらいで終わったなどと感動されています。窓口でのサービス向上を示す具体的なデータ等もあれば示していただきたいのですが、その点、いかがでしょうか。

それと、3 項目目の自転車・歩行者等の安全についての1 点目ですが、答弁いただきました内容では、自転車と歩行者の通行を歩道上で分離することはどうも市内では困難というようなお話のようでしたが、歩道に白線を引いて分離するなどして、歩行者と自転車の安全な通行を確保するとしたら、歩道の幅員は何メートルぐらい実際に必要と考えられるのか。また、改正道路交通法には先ほど確認しました自転車の歩道走行についての要件の明確化、子どものヘルメット着用について等重要な点が含まれていますが、市民への周知をやはり改めて図った方がよいと思っております。この点の計画はありますでしょうか。

以上の4点について再質問します。

○企画財政部長（大越英世君） それでは、堀議員さんの再質問のうち施設の相互利用、広域利用につきましての、西多摩地域広域行政圏協議会での検討状況についてお答えいたします。協議会では、平成19年の2月、昨年でございますが、住民と住民以外の利用者に対する使用料の統一化などを内容といたしました「公共施設広域利用基本方針（案）」をたたき台といたしまして作成し、これまで検討してきております。検討経過の中では、住民と住民以外の使用料に差がある場合がございますので、その使用料統一のための値下げは難しいことですか、あるいは体育施設の種別ごとの検討が必要であり、住民と住民以外の利用者に対する使用料の統一は難しいなどといった意見が出されておまして、広域利用の検討については合意に至りませんでして、継続の形となっております。

したがって、今後につきましては、合意に至らなかった使用料統一の部分を除きまして基本方針を作成していくのか、あるいは住民と住民でない人との使用料統一に向けましてさらに協議を進めていくのかといったことを改めて検討いたしまして、早期に広域利用が進みますように協議をしていきたいと考えております。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、福祉バスに関係いたしまして、バスの駐車場所の表示ということでございますが、確かにまだ試行運行後、間もないことから、議員御指摘のようなことがあろうかと思えます。したがって、現在、社会福祉協議会と検討させていただいておりますが、何らかでの表示を考えていきたいと、そのように考えております。

ただ、経費的なものもございますので、本格的なものはなかなか難しいかと思いますが、簡易な方法で、可能な範囲のものを考えていきたいと、いわゆるバス停の目印的なそうしたものになるかと思いますが、そんなことを考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○市民部長（野島保代君） それでは、総合窓口関係でございますが、やはり総合窓口、市民の皆様のご利便性向上ということで、私どもその充実を図っているわけですが、市民の方々が市役所に来て総合窓口の機能を知る、あるいは申請書の自動作成システムを知ることよりは、来る前にそういうものの機能であるとか、こういうものを持っていけば簡単に1分、2分で証明が受けられると、こういうことを知っていくことは大変重要なことでございますので、今後ともそういうような面の広報については随時努めさせていただきたいとかように考えております。

また、新庁舎でのこの総合窓口の効果等のデータでございますが、実は私どもでも総合窓口と申しますか、窓口で要した時間、あるいは利用窓口の数、こういうものにつきまして随時実施しておまして、旧庁舎では平成18年の4月に実施しておまして、新庁舎では平成20年4月、いずれも4月の末から5月の初めにかけて2週間ほど調査をさせていただいております。この調査につきましては、基本的には転入・転出等の相談に関するものの調査でございますが、証明書の発行関係につきましてはこれは除かれております。この調査結果でございますが、まず、来庁した市民の方が

窓口で要した時間につきましては10分以内、これが18年では56%、これに対しまして今回では46%、10%ほど下がっております。10分を超え30分以内では、平成18年度の調査では39%、今回の調査では49%、30分を超えるというものにつきましては平成18年が5%、今回も5%となっております。

これに関係することですが、来庁した市民の方が何カ所の窓口で対応されたか、あるいは目的が達せられたか、これにつきましては一つの窓口での対応が平成18年は53%に対しまして、今回、新庁舎では79%、26%増となっております。二つの窓口での対応と申しますと18年が31%に対して、今回は13%に減っております。三つ以上の窓口での対応は、18年が16%、今回は8%と、このような形で18年の調査、旧庁舎での調査と、今回の新庁舎の総合窓口と言われるものの調査結果を比較しますと、窓口での所用時間につきましては大きな変化はございませんけれども、10分以内の数値は減ったということがございますけれども、これは同時に調査しております一つの窓口での対応というものが79%にふえていると、こういうことがあると考えております。つまり、本市が目指すワンストップサービス、一つの窓口ですべての手続が完了するこの総合窓口機能の成果が、少しずつではございますけれども、あらわれてきていると、そのように考えております。今後もこのような調査を随時実施いたし、そしてその結果を反映させながら、総合窓口、ワンストップサービスの向上を図ってまいりたいと、かように考えております。

○都市建設部長（小峯勝君） 自転車・歩行者等の安全についての再質問をいただいておりますので、お答えします。歩道の幅員が何メートルあれば、歩行者と自転車が安全に通行できるかとの御質問でございますが、道路設計をする場合には一つの基準でございまして、国が定めています全国的な基準でございますが、道路構造令というのがございまして、一般的には自転車・歩行者道の幅員は基本があります。歩行者の通行量が多い道路に当たっては4メートル以上、歩行者が少ない道路に当たっては3メートル以上の規定となっております。当市では、東京都の公安委員会が指定する自転車道を可としていまして、やなぎ通りの幅員が3.5メートルということで該当となっております。

なお、歩道内に白線を引いて歩行者と自転車を分離させるということで通行させるために必要な幅員ということでございますが、特に定めはございませんが、先ほど申し上げましたように道路構造令で自転車道の幅員、あるいは歩行者の歩道の幅員という形を考えますと、道路構造令では自転車道の幅員は2メートル以上、また歩道の幅員は歩行者の交通量が多い道路では3.5メートルでございますから、これらを基準に考えますと、分離して、相互に安全に通行できる幅員は歩行者と車いすや自転車が安心してすれ違いを考慮しますと、自転車通路の2メートルと歩行者分の3.5メートルを考えまして、5メートル50ということが必要となりますが、これは現実的に用地の関係で不可能でございますので、いずれにしましても、今後は歩道を新設する場合には用地等の関係もございまして、幅員3メートル以上を目標とすることも視野に入れて考えていきたいと思っております。

○総務部長（野崎隆晴君） 続きまして、改正道路交通法の施行に伴う市民の皆様への周知についてでございますが、今回の改正点の主な内容といたしましては、自転車以外では自動車の後部座席のシートベルトの着用が努力義務から義務化に変更になった点、それと高齢者運転対策として75歳以上の運転者の方にモミジマークの表示が義務づけられた点が主な改正点でございます。このようなことも含めまして、広報、あるいはホームページ、あるいはまた研修会等での啓発をしていきたいと考えております。

なお、広報への掲載は6月15日号に掲載をするよう準備を進めておりまして、それとホームページへは早速掲載をいたしております。今後につきましても、やはりこういった啓発活動が重要であると、そのように考えておりまして、各地域の研修会の実施や、また自転車の正しい乗り方の周知の方法として高校生に対しても徹底を図ってまいりたいというふうに考えておりまして、例えば、高校の正門でのチラシの配布等を計画いたしております。こういったことの具体的な実施等を踏まえまして、今後どういったことが有効な手段なのかといったことも考えさせていただきまして、より効果的な啓発活動を実施してまいりたいとそのように考えております。

○6番（堀雄一朗君） 再質問への答弁、ありがとうございます。では、要望という形で、まだいろいろお伝えしたいことがありますので、述べさせていただきたいと思っております。

1項目目の1点目、公共施設の広域連携について、今までのお話をお聞きしますと、利用料金の統一等も課題になっているということですが、各施設の設立の経緯から財源などを考えていきますと、何もかも異なっている市町村間で議論を始めてもこれは難しいのではないかと思います。ですので、当然大事な議論をされているのだと思いますが、私はぜひ、市民にとっては利用料金が統一されることが第一ではなく、まずは、使いたい者が使えばよいのだということだと思っておりますので、そのような一つの視点からぜひ推し進めていただけないかと。現在も羽村市のスイミングセンターでは市内と市外で、個人も団体も料金は別設定になっております。あきる野市のプールでは個人利用については同一料金となっておりまして、まちまちとなっております。これはまちまちですが、利用をされる方にとっては、これはいろいろな考え方がございまして、別で書いてあると何か堂々と利用していいような気がする方もいますし、「何だこれは、差別だ」という方もいますけれども、逆に何か後ろめたいような気持ちで行かなければ行けないような方もいらっしゃるようですので、積極的な広報が今、されていないと思っておりますので、その点、ぜひ広域利用についての意見を集約していただいて、可能なものから紹介し合っていくと。また、利用をぜひしていただきたいというものを進めていただく。また、逆に言いますと、既に利用率が高くて、余り来られては困るというものを無理に、これも差し出さないといけないということではないと思っておりますので、その点、できるところからということを進めていただけないかなと。現在でも言われなくても使えるものは何でも使っているという市民と、紹介もないのによその施設は使いにくいという方がいらっしゃいますので、利便性を第一、

公共施設の有効利用、有効活用第一で取り組みを進めていただくことを要望します。

2点目、プールの話と絡めてしまいましたが、あきる野市や羽村市のプール利用を高年齢者の皆さんに私も「ぜひ使ってください」と勧めていくことになるのですが、どうも距離を考えてしまうと今度はアクセスのことを考えなくてはいけないという気持ちになります。恐らくそういった要望も多く出てくるのではないかと思うのですが、バスの広域活用については施行実施全体の検証時に、課題の一つとしてとらえてもらいますよう要望します。

また、停留所、バス停に準ずるようなマークにつきましては、ぜひ早期にお付けいただきたいというふうに要望します。

2項目目の総合窓口の受け付け対応の調査結果を今、お聞きしました。特にたらい回しの減少、これを一般的な言葉で言いますと「たらい回し」ですけれども、これの減少はねらい通り顕著になったということは数字でわかりました。

窓口の所用時間は短くなったというより、複数の処理をするために10分から30分ぐらいがふえているようですけれども、市民にとっては1回の手続が2度、3度となる方が大変なことです。時間が少々かかっても、おせっかいなぐらいやっていただいて、1回で終わらせるようにしてもらった方がお互いにも助かるというふうに思います。この方がお互いに効率もいいと思いますので、さまざま、お一人お一人の申請には事情と背景があって、無数の要件が重なり合っておりますので、すべての方に完全な——例えばアドバイスですとかがしきれないかもしれませんけれども、こちらの方に相談したらこれしか聞かなかったので、これしかやらなかったと。その結果申請してなかったとか、そういったことが何かの給付において欠けていたりとか、そういうことが起こらないように、どの方が来ても一通りのことはちゃんと教えてもらえたと。一通りの手続は順調に済んだというふうに、皆さんが感じていただけるようにしていただきたい。そのためには、職員の皆さんが、こんな方が来たらこう対応する、こういう人が来たら、こう対応するというロールプレイングというのをぜひやっていただく必要があると思います。やられていると思いますけれども、また、特にここでは成功例や失敗例などを皆さんで語り合っ、幅広く紹介し合いながらスキルアップを図っていただきたいというふうに思っております。

市民の皆さんにとって、窓口はたった1年前に来たばかりという職員の方に会ったとしても、長年やられているベテランの職員の方に会ったとしても、その違いはわかりません。ですので、ぜひ気遣いやおせっかいができる日本一の窓口と言われるような、そのような窓口になっていただきたいというふうに思います。来た方はハードではなく、窓口の対応の部分に、ソフトの部分に感動して帰っていただくような福生の市役所、そのようなサービス精神のあふれる市役所を目指していただきたいというふうに思います。

また、3項目目の自転車・歩行者等の安全について、1点目でお聞きした点ですが、有効幅員の5.5メートルなどという幅では、福生市内に分離を図っていけるような歩道は当面ないように思いました。ただ、今回の改正で自転車も歩行者優先を意識し

て徐行をするという形には変わりはありませんが、13歳未満の子どもたちや70歳以上の方、障害者、それに車道に危険を感じる方、こういう方は皆狭い歩道でも走っていきなるといふことになりました。当面の対策として、一例、一つ挙げていただきましたが、標識をまとめ、電柱等への共架も進めていくというふうなお話がありました。またさらに民地内への設置ということについてもお願いしていこうというお話もありました。この話は2月、景観フォーラムで紹介された件だと思うのですが、ぜひ推進していただきたいと思ひます。この共架またまとめるという作業ですけれども、大きな歩道確保が難しい以上、こういった作業の積み重ねで何か成果が出てくるころを一つ一つ期待していきたいと思ひます。

そして、今回の道交法の改正については、先ほど広報の6月15日ということでお聞きしましたので、ぜひ楽しみにしていきたいと思ひます。

また、2点目の自転車・歩行者等対象の交通安全施設について、車どめのお話がありました。私も羽村市の車どめを見てきましたが、そこをよける自転車がその外側に道をつくってしまっていくような、だんだん外側に広がっていくような様子が見られました。車どめについても何かシャットアウトというふうな感じではなくて、減速してゆっくり間を抜ければいいのだなと考えられるような具合に、よく具合を考えて設置していただきたい。さらに、走行注意、歩行者の安全最優先という看板が今も立っていますが、ぜひ車どめの近くにもこういったものがさらにあつた方がよいのではないかというふうに思ひました。現在の走行注意、歩行者の安全最優先の看板の数ではちょっとやはり少ないかなというふうにも感じます。

さらに、銀座通りの例でお話ししましたが、自転車確認カーブミラーの件は、これから場所によっては設置を進めていただけるといふ、これまでもそのようなことで一部二小の前あたりとかの設置がありましたけれども、これからもぜひ、より積極的に、危ないといふところについては事故を防ぐために、先ほど福生市内の自転車事故は減少傾向といふことで非常にいいお話もありましたけれども、またさらに、これまで福生市内のカーブミラー設置、その他の道路の構造についての改善の積み重ねがそのような結果になっていると思ひますので、順次設置の方もまた進めていただきたいと思ひます。

4項目目、1点目の小中学校の植栽の管理につきましては、二小の桜は問題がないといふことで安心しました。ただ、今後もいろいろとその点、注意をして見ていただきたいと思ひます。ほかの学校にも葉っぱが一つもない枝が横に大きく伸びたものがあつたりとか、葉っぱがない、これは中が空洞化したものが先ほど折れたといふ話もありましたけれども、外見ではしっかりした幹のようにも見えてましたが、葉っぱが一つもないといふのは何か理由があるのだろうかというふうにも思ひまして、そのようなものも見受けられました。そういうことから考へると、小中学校だけで1000本近い樹木を全部診断はできないと思ひますが、各校、御確認をいただいて、何かちょっと様子がおかしい、大きな木等がありましたら、先ほどお話がありました診断等にもぜひ当たって確認していただきたいというふうに思ひます。

2点目の学校給食用の食材につきましては、地産地消への取り組みもできるところからというところでは具体的な話があるということが見えました。福生市の農業ですべてを賄うことはできないことは十分想像がつくのですけれども、西多摩地域ということを考えれば少しできる。また、先ほど紹介がありました食材をいろいろお聞きしますと、東京都とか多摩地区ぐらいの範囲で考えれば相当、結果的には地産のものになっているというものがあるようです。これを意識して取り組むことで少しずつ実績をつくっていただき、次は農業と子どもたちを結びつけていくという学校の食育につなげていかれることを、考えられているとは思いますが、その点、期待しております。

また、米飯をふやすことは難しいと、現状でもふやされていて、またさらにふやすとなると難しいということでしたが、給食センターの早期改修についてもまたお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、1番武藤政義君。

（1番 武藤政義君質問席着席）

○1番（武藤政義君） 本定例会より出席をさせていただきます武藤政義でございます。改めまして、皆様方にはよろしくお願い申し上げます。

それでは、さきに通告させていただきました内容に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、福生七夕まつりについて質問させていただきます。福生七夕まつりは御存じのとおり、福生を代表する大きなお祭りであります。企画運営に市民ボランティアが多く携わり、野澤前市長が掲げておりました市民との協働が最も色濃く表現されている事業ではないかと思っております。私自身も福生青年会議所七夕実行委員会イベント部会の一員として、市民の立場から企画運営に携わらせていただきました。

ボランティアスタッフの方々と一緒に七夕まつりについて考え、仕事の合間を縫って作業し、とても楽しい時間を過ごさせていただきました。これらの活動を通し、奉仕・修練・友情が芽生え、さらには地域愛の核につながっていくのではないかと思っております。今後とも多くの市民に参画していただき、いろいろなものを得ていただくことによって、福生市の発展に大きく寄与できるのではないかと思っております。

この、福生七夕まつりを、福生市の代表的な事業として続けていくことを前提にし、みずからの体験の中で感じたことを踏まえ、2点ほど質問させていただきます。

1点目としまして、福生七夕まつりの企画・運営について質問させていただきます。福生七夕まつりは実行委員会の中にイベント部会、飾りつけ部会、模擬店部会があり、それらの事務処理を七夕事務局が行うという形で運営されております。この組織体系の中で問題点、反省点が発生した場合、それらを改善することが容易な環境にあるのでしょうか。また、新しいことに挑戦したり、組織の枠組みを変更したりということが可能なのでしょうか。時代が大きく変化する昨今、福生七夕まつりも時代にあった形をプロデュースしていく必要があるかと思っております。例年どおりということにとらわ

れるのではなく、そういったことが可能な企画・運営の体制が整っているかについて御質問させていただきます。

2点目としまして、福生七夕まつりの将来的なビジョンについて質問させていただきます。福生七夕まつりの予算は年々減少傾向にあります。福生市の年度予算を考えれば、減少傾向は避けられないことでしょう。また、今後の少子高齢化などを考えれば、さらに減少していくこともいたし方ないと思われまます。

そういった長期のスパンで考えた場合、予算が減っていく中で内容を維持していくのは極めて難しいことかと思ひます。そのためにはエリアの縮小、期間短縮、さらには内容の縮小をも視野に入れていく必要があるかと思ひます。そういった将来的なビジョンがあるのかどうかについて質問させていただきます。

次に、輝き市民サポートセンターのホームページについて質問させていただきます。まちの活性化において地域の各種団体が元気に活動することは非常に大きな意味があると思ひます。福生市としましては、もっともっと多くの市民に地域活動を呼びかけ、参加してもらうことが望ましいと思ひます。

そういった考へのもと、輝き市民サポートセンターのホームページには多くの団体が掲載されており、大変貴重なものであると思ひます。しかしながら、市民の皆様が掲載事項を閲覧した際、積極的に参加したいと思わせる内容とは言いがたいと思ひます。活動内容、代表者の連絡先などが記載されておりますが、見る側の立場からすれば活動の様子を知りたいところだと思ひます。

近ごろ、大変手軽になりましたホームページ上での映像配信や参加者の感想を期待するなど、ホームページの工夫次第で、輝き市民サポートセンターの目的達成度を上げることは容易であると思ひます。

そういったことに対する取り組みが、輝き市民サポートセンターとして可能なのかどうかを含め、今後の期待される効果についてお伺ひします。以上、よろしくお願ひします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 武藤新議員、おめでとうございます。これからよろしくお願ひいたします。

それでは、武藤議員さんの御質問にお答えいたします。福生七夕まつりについての1点目、企画・運営につきましては、七夕まつり実行委員会の中にはイベント部会、飾りつけ部会、模擬店部会がありまして、多くの市民の方々に参画をしていただき、それぞれが担当する事業の内容を、自分たちの発想で作り上げていただいております。問題点や反省点が発生した際には、それぞれの部会の中でまず検討し、対処するように努めておりますし、実行委員会においても検討または協議をしていただいております。また、新たな企画につきましては、早い時期から部会員の方々に御検討いただき、実行委員会での協議を経て実施されております。このように、各部会の皆様には来場者の方々に、より楽しんでいただける内容にしようと努力していただいております。

多くの市民の方々に参加していただいている七夕まつりは、平成5年度にそれまでの露天商を廃止し、市民団体による模擬店へと切り変えてから大きくさま変わりをきてきております。模擬店以外にも飾りつけ、イベントへと市民の方々にはボランティアで御参加いただき、商店街の振興としてだけでなく、大きな観光資源でもある七夕まつりを盛り上げていく大きな原動力になっていただいていると認識しておるところでございます。

そういった中で、七夕まつりを時代にあったと申しますか、前例にとらわれない企画や演出について検討していくということも大切なことであると考えております。現在の七夕まつりは実行委員会を中心に、それぞれの部会で組み立ててきておりますので、先ほども申し上げましたが、新たな企画への対応は十分に可能であると考えております。このような組み立て方は、「協働」の考え方に合致するものではないかと考えております。今後も市民の皆様には創意工夫をお願いいたしまして、より多くのお客様においでいただき、楽しんでいただける七夕まつりにしていきたいと考えております。

2点目の、今後のあり方につきましては、厳しい予算の中で、これまでと同様に、また、新たな発想を盛り込んでつくり上げていくということは、大変なことであるとも認識しております。これまでの事業内容につきましても、それぞれの予算内で工夫を凝らして検討していただき、限られた予算で大きな成果を上げていただいていることは大変ありがたいことであると感謝しております。

福生の七夕まつりは、昭和26年に福生駅前の商店街で商売繁盛を願い、始められたことが最初であり、それ以後、今回で58回目を迎えます。その間には市民の皆様にも御参加いただき、多くのお知恵を拝借しながら七夕まつりを盛り上げてきております。今後、七夕まつりをどのような方向に進めていくかを実行委員会でも検討していく上で、商店街の皆様や、御協力をいただいている市民の皆様の御意見もお聞きして、進めていく必要があると考えております。

次に、輝き市民サポートセンターのホームページについての期待される効果につきましては、この輝き市民サポートセンターは市民とパートナーシップ関係を形成し、力をあわせ、活力あるまちづくりを促進するため、まちづくりのすべての分野で公益活動を行う市民の活動拠点、また、市民と行政とが地域の共通の課題に取り組む「協働の場」として、平成17年10月に設置いたしました。

サポートセンターでは、住みよい、活力あるまちづくりを目指し、自発的に貢献する市民の公益的活動を積極的に支援し、活動の拠点として活用していただくために会議室や交流スペースの設置、また、印刷機・パソコンなどの作業設備を整えております。また、情報の共有を図るため交流と協働の場、情報提供と交換の場などの機能を持ち合わせ、市民活動促進のための講座や事業を開催し、市民活動のサポートを行っておるところでございます。

サポートセンターのホームページについてですが、市民との協働を進める上では情報の共有が大変重要となりますことから、市民・市民活動団体相互の情報の交換のための「登録団体情報」、公益的な市民活動をサポートするための「助成金情報」、また、

「イベントや各種事業のお知らせ」「市のボランティア」「市政出前講座」「センター設備の紹介」などの情報を積極的に掲載いたしまして、市民活動の広がりを図っているところでございます。

地域のさまざまな課題を解決するに当たり、市民と市が共通認識を持つための情報交換や、市民と市民活動団体相互の理解を深めるための情報の交換が行われております。また、公益的な市民活動をサポートするため情報を提供することで、現在、センターに登録している111の市民活動団体がまちづくり、環境、福祉、社会教育、文化、国際協力など、さまざまな課題に取り組む上で活用していただいております。このホームページは活発に活動するための一助となっております。なお、映像配信につきましては、機器の関係で、現状では対応が難しいところでございますが、今年度におきまして登録団体からの情報発信の充実を図るため、ホームページ内に「登録団体からのお知らせ」というカテゴリーを設け、その中で市民活動団体の活動がわかるような写真等を掲載していきたい、そういうふうを考えております。

これからも、市民活動団体はもとより、市民活動を始めたいと考えている多くの市民の方に役立つよう、ホームページの改善を図り、より多くの情報を発信してまいりたいと考えております。

以上で、武藤議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 4時10分まで休憩いたします。

午後3時56分 休憩

~~~~~

午後4時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（武藤政義君） 御答弁ありがとうございました。それでは、福生七夕まつりについて再び質問させていただきます。

御答弁の中にもありましたとおり、企画運営においては多くの市民のお知恵が重要な位置にあるということですので、今後も市民との協働の考えに基づいて企画・運営していただきたいと思っております。商店街の皆様や御協力いただいている市民の方々の御意見をお聞きして進めていくことは、非常に大切なことであると思っております。

福生七夕まつりは、福生市のシンボルと言っても過言ではないほどのお祭りであると思っております。私も福生市民として福生七夕まつりを誇りに思っております。そのようなイベントであるからこそ市民の気持ちを企画・運営に注ぎ込み、よりよいお祭りであり続けてほしいと願っております。そのためには、市民の方々の創意工夫がより大きな効果を生み出せるような体制づくりを常に意識し、続けていただきたいと思っております。

各部会には市民ボランティアの方々がたくさんおり、皆様それぞれに反省点、改善点をお持ちかと思っております。それらを各部会が報告書としてまとめ上げ、実行委員会が検討、または協議していくということで理解しました。すばらしい意見があれば取り入れればよし、そうでない意見があれば取り入れない、それらの選択をし、実行に移

していくのは大きな責務であると思いますので、実行委員会におかれましては慎重なる検討・協議を引き続きお願いしたいと思います。

そこで、2回目の質問をさせていただきます。御答弁をいただきました中に「厳しい予算の中で」という発言がありましたが、ここ数年の委託料とその間の来場者数はどのような推移になっているのでしょうか、お聞かせください。

また、新たな企画についても各部会や実行委員会で検討・協議され、実施されているとのことですが、昨年度、新たに取り組まれたものとしてはどのようなものがありましたでしょうか。こちらもわかる範囲で結構ですので、お聞かせください。

以上、2点でございます、2回目の質問を終わらせていただきます。

○生活環境部長（森田秀司君） 七夕まつりにつきまして、2点ほど御質問をいただきました。委託料と来場者の推移につきまして、過去3年間の推移でお答えさせていただきます。委託料につきましては平成17年度が3050万円で、18年度も同額でございました。平成19年度が2910万円でございました。また、来場者につきましては天候などで大きく左右されるものでございますが、平成17年度が35万7000人、平成18年度が40万4000人、平成19年度が36万4000人でした。

また、昨年第57回の七夕まつりで、新規に行ったものと、催し物の関係でございますが、星のパレード、また、中央大学チアリーディング部、それと七夕大抽選会、福生第二中学校吹奏学部によるマーチングパレードや、観光協会によりまして8月の4日、5日、土日に行われましたアメリカン・ファイア・トラックなどがございました。

なお、昨年は学校の奉仕の時間の一環で、イベントスタッフといたしまして、都立第五商業高等学校並びに都立の多摩工業高校の多くの高校生の皆さんにお手伝いをいただいたところでございます。

また、模擬店の関係では模擬店の看板コンテストというのも行いました。さらに、外国人の来場者向けに東京都の観光ボランティアをお願いをいたしまして、英語での案内放送を行ったところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（武藤政義君） ありがとうございます。質問の中で予算の減少、エリアの縮小、期間の短縮、内容の縮小ということをおっしゃっていただきましたが、それらが福生七夕まつりの将来像とは思っておりません。少ない予算の中でも今以上の効果を生み出せる方法はたくさんあるかと思えます。現に、予算が多ければ来場者が多いという図式ではないということもわかりました。ぜひとも、福生市民のため、将来を見据えた企画・運営をお願いいたします。そして、福生七夕まつり発展のためにもさらに多くの方々に意見を伺うということをお検討いただければと思います。意見を伺うということは評価をしていただくということであるかと思えます。よい評価をいただけることに対しては積極的に取り組むべきであり、よくない評価をいただいた場合にはそのことのあり方から見直す必要があるかと思えます。

各部会の報告書だけにとどまることなく、客観的な意見を取り入れていくことによ

って、福生七夕まつりの質が向上していくことでしょう。ぜひとも福生市民のため、近隣市町村から来られる方々のため、よりよい福生七夕まつりの企画・運営をお願いいたします。

続きまして、輝き市民サポートセンターホームページについての御答弁をいただき、ありがとうございました。映像配信につきましては、機器の関係ということで了解いたしました。最近では御自身で録画された映像のデータを御自身でアップロードしてインターネット配信するというのを始めている人もふえてまいりました。そういったことをされている市民団体の方々には連絡を密に取り合ってください、リンクを張って対応するなどをして、よりよいホームページの作成に努めていただければと思います。

登録団体からのお知らせにつきましては、非常に期待するところであります。ホームページというものはつくり方次第で予想以上の効果を上げることができ得る媒体でございます。登録団体とホームページ作成者との間で意見を出し合い、市民の方々が地域活動に参加したくなるような情報提供をお願いします。

福生輝き市民サポートセンターの意義は、公益的な市民活動の支援、市民が行う社会貢献活動の支援でございます。そのかぎを握っているのが、このホームページであります。ぜひとも市民の目線に立ち、期待される効果を得られるようなホームページへと成長していただければと願っております。

インターネットの普及率は年々上がっております。インターネットは若者のものというイメージがあるかもしれませんが、今の時代は決してそうではないと思います。若い世代の方がインターネットで知りたいことを調べ、インターネットを利用できない方に情報を印刷して渡すということも手軽にできる時代です。

福生市で提供する情報が多ければ、福生の市民が世代を超えて福生の話題で交流できることにつながるのではないのでしょうか。そういった意味でも、より多くの情報を、よりわかりやすく提供していただき、大いなる効果を生み出していきたいと思っております。

福生七夕まつりを初め、市民の方々が地域の活動を通して元気になっていただきたいと、心より願っております。今後とも市民の皆様が元気になっていただくことを想像しながら、行政サービスを続けていただきたいとお願い申し上げ、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は、6月4日、午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 4 時 1 9 分 延会

写

福総総発第 32 号

平成 20 年 5 月 27 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

平成 20 年第 2 回福生市議会定例会の招集について

平成 20 年 5 月 27 日付け、福生市告示第 88 号（別紙参照）をもって、平成 20 年第 2 回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第 88 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 5 項の規定に基づき、平成 20 年第 2 回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 20 年 5 月 27 日

福生市長 加藤育男 印

- 1 期 日 平成 20 年 6 月 3 日
- 2 場 所 福生市議会議場

写

福総総発第 33 号

平成 20 年 5 月 27 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

議案の送付について

平成 20 年第 2 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 1 議案第 32 号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 33 号 福生市手数料条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 34 号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 35 号 福生市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 36 号 福生市基本構想審議会条例
- 6 議案第 37 号 福生市と羽村市、瑞穂町及び青梅市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更について
- 7 議案第 38 号 東京都市収益事業組合格約の変更について
- 8 議案第 39 号 平成 20 年度福生市一般会計補正予算（第 1 号）
- 9 議案第 40 号 平成 20 年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 10 議案第 41 号 平成 20 年度福生市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 11 議案第 42 号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
- 12 議案第 43 号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
- 13 議案第 44 号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

- 14 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- 15 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 16 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 17 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））

議案第 32 号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

新たに福生市基本構想審議会を設置することに伴い、同審議会委員の報酬の額を定めたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例
第 13 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

行政改革推進委員会委員	日額	8,500 円	
-------------	----	---------	--

を

」

「

行政改革推進委員会委員	日額	8,500 円	
基本構想審議会委員	日額	8,500 円	

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

福生市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成 12 年政令第 16 号)の改正に伴い、規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市手数料条例の一部を改正する条例

福生市手数料条例(昭和38年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号オ中「準用する場合を含む。）」の次に「若しくは第126条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

福生市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

市営住宅の入居資格等について暴力団員の排除に関する規定を加えるとともに、住宅の取壊しに伴い戸数を変更したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市営住宅条例の一部を改正する条例

福生市営住宅条例（平成9年条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条」を「第53条」に改める。

第6条第1項中「できる者」の次に「（第5号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）を含む。）」を加え、同項第2号中「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第7条第2項中「同条第1項各号」を「同項各号」に、「、第3号及び第4号」を「及び第3号から第5号まで」に改める。

第12条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第13条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項に規定する引き続き当該市営住宅に居住を希望する者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第40条第1項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 住宅を取得したとき。

(6) 暴力団員であることが判明したとき(同居する者が該当する場合を含む。)

第40条第4項中「第5号」を「第7号」に改め、同条第5項中「第6号」を「第8号」に改める。

第42条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の駐車場を使用しようとする者が暴力団員であるときは、前項の許可をしてはならない。

第46条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 暴力団員であることが判明したとき(同居する者が該当する場合を含む。)

第51条を第53条とし、第50条を第52条とし、第49条の次に次の2条を加える。

(許可等に関する意見聴取)

第50条 市長は、市営住宅の入居資格の審査、入居の許可、同居若しくは入居の承継の承認をしようとするとき又は現に市営住宅に入居している者(同居するものを含む。)について市長が特に必要があると認めるときは、第6条第1項第5号、第12条第2項、第13条第2項、第40条第1項第6号及び第42条第2項に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。

(市長への意見)

第51条 警視総監は、市営住宅に入居しようとする者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)又は現に入居している者(同居する者を含む。)について、第6条第1項第5号、第12条第2項、第13条第2項、第40条第1項第6号及び第42条第2項に該当する事由の有無について、市長に対し、意見を述べることができる。

別表第1第一市営住宅の項戸数の欄中「10戸」を「9戸」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福生市営住宅条例（以下「新条例」という。）第 40 条第 1 項第 6 号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 11 条第 4 項の規定により入居の許可を受けた者に適用する。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の福生市営住宅条例（以下「旧条例」という。）第 11 条第 4 項の規定により入居の許可を受けた者が、新条例第 40 条第 1 項第 6 号の規定に該当していること（次項に定める場合を除く。）が判明したときは、市長は、当該許可を受けた者に対して、明渡しを勧告をするものとする。
- 4 施行日前に旧条例第 11 条第 4 項の規定により入居の許可を受けた者が暴力団員と同居しており、新条例第 40 条第 1 項第 6 号の規定に該当していることが判明したときは、市長は、当該許可を受けた者に対して、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告するものとする。
- 5 市長は、前 2 項の規定による勧告に従わないときは、入居者に対して明渡しを請求することができる。
- 6 第 2 項から前項までの規定にかかわらず、施行日前に旧条例第 11 条第 4 項の規定により入居の許可を受けた者が新条例第 40 条第 1 項第 6 号の規定に該当し、他の入居者の安全が著しく害されるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められる場合は、市長は、入居者に対して明渡しを請求することができる。
- 7 前 2 項の規定による明渡しの請求については、新条例第 40 条第 2 項及び第 4 項の規定を準用する。

議案第 35 号

福生市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

特定公共賃貸住宅の入居資格等について、暴力団員の排除に関する規定を加えたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

福生市特定公共賃貸住宅条例（平成8年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「しようとする者」の次に「（第5号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）を含む。）」を加え、同条第2号中「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）」を削り、同条に次の1号を加える。

- （5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

第4条中「第49条」を「第49条から第51条まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際入居の許可を受けた者が暴力団員であることが判明した場合の住宅の明渡請求に係る経過措置については、福生市営住宅条例の一部を改正する条例（平成20年条例第 号）附則第2項から第7項までの規定の例によるものとする。

議案第 36 号

福生市基本構想審議会条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

福生市基本構想（第 4 期）の策定に当たり、福生市基本構想審議会を設置
したいので、本条例を制定する必要がある。

福生市基本構想審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項に定める基本構想を審議するため、福生市基本構想審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、福生市の基本構想の策定について必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会の委員は、14人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民等の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了し、市長に答申するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、会議の議長となる。

議案第 37 号

福生市と羽村市、瑞穂町及び青梅市との間の証明書の交付等の
事務委託に関する規約の変更について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の改正に伴い、福生市と羽村市、瑞穂町及び青梅市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約について、規定を整理する必要があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項の規定に基づき、本案を提出する。

福生市と羽村市、瑞穂町及び青梅市との間の証明書の交付等の
事務委託に関する規約の変更について

1 福生市と羽村市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更について

福生市と羽村市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を
改正する規約

福生市と羽村市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約(平成14年4月1日東京都知事受理)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事に届け出て受理された日から施行する。

2 福生市と瑞穂町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更について

福生市と瑞穂町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を
改正する規約

福生市と瑞穂町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約(平成14年4月1日東京都知事受理)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事に届け出て受理された日から施行する。

3 福生市と青梅市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更について、

福生市と青梅市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を
改正する規約

福生市と青梅市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約(平成17年7
月1日東京都知事受理)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事に届け出て受理された日から施行する。

議案第 38 号

東京都市収益事業組合理約の変更について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

東京都市収益事業組合の事務所の位置を変更することに伴い、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 290 条の規定により、本案を提出する。

東京都市収益事業組合同規約の一部を改正する規約

東京都市収益事業組合同規約（昭和 45 年 10 月 15 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号」を「清瀬市中里五丁目 842 番地」に改める。

附 則

この規約は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

平成 20 年度福生市一般会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

平成20年度 福生市一般会計補正予算（第1号）

平成20年度福生市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232,118千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,425,118千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年 6月 3日 提出

福生市長 加藤 育男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,943,046	945	2,943,991
	2 国庫補助金	992,901	945	993,846
15 都支出金		2,387,537	11,758	2,399,295
	2 都補助金	1,402,299	4,048	1,406,347
	3 委託金	172,252	7,710	179,962
16 財産収入		24,787	28,212	52,999
	2 財産売払収入	1	28,212	28,213
18 繰入金		387,766	20,203	407,969
	1 特別会計繰入金	3	5,103	5,106
	2 基金繰入金	387,763	15,100	402,863
21 市債		231,900	171,000	402,900
	1 市債	231,900	171,000	402,900
歳入合計		20,193,000	232,118	20,425,118

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,231,098	362	2,231,460
	1 総務管理費	1,498,772	362	1,499,134
3 民生費		8,092,903	10,218	8,103,121
	1 社会福祉費	2,976,337	10,218	2,986,555
4 衛生費		2,667,777	15,192	2,682,969
	1 保健衛生費	1,066,161	15,192	1,081,353
8 土木費		1,867,855	6,879	1,874,734
	3 都市計画費	658,300	6,879	665,179
10 教育費		2,446,668	7,710	2,454,378
	1 教育総務費	304,080	7,710	311,790
11 公債費		1,284,757	171,748	1,456,505
	1 公債費	1,284,757	171,748	1,456,505
12 諸支出金		145,499	28,205	173,704
	1 基金費	145,499	18,522	164,021
	2 普通財産取得費	0	9,683	9,683
13 予備費		48,447	△8,196	40,251
	1 予備費	48,447	△8,196	40,251
歳 出 合 計		20,193,000	232,118	20,425,118

議案第 40 号

平成 20 年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 3 日

福生市長 加藤 育 男

平成20年度 福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

平成20年度福生市の老人保健医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,396千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ444,656千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年 6月 3日 提出

福生市長 加藤 育男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		219,921	27,924	247,845
	1 支払基金交付金	219,921	27,924	247,845
2 国庫支出金		124,025	△1	124,024
	1 国庫負担金	124,025	△1	124,024
3 都支出金		31,006	△1	31,005
	1 都負担金	31,006	△1	31,005
5 繰越金		1	10,474	10,475
	1 繰越金	1	10,474	10,475
歳入合計		406,260	38,396	444,656

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 諸支出金		204	38,399	38,603
	1 償還金及び還付金	203	33,296	33,499
	2 他会計繰出金	1	5,103	5,104
3 予備費		100	△3	97
	1 予備費	100	△3	97
歳 出 合 計		406,260	38,396	444,656

議案第 41 号

平成 20 年度福生市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

平成20年度 福生市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成20年度福生市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,540千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ754,435千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年 6月 3日 提出

福生市長 加藤 育男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		369,429	7,540	376,969
	1 他会計繰入金	369,429	7,540	376,969
歳入合計		746,895	7,540	754,435

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 保健事業費		9,836	7,540	17,376
	1 保健事業費	9,836	7,540	17,376
歳 出	合 計	746,895	7,540	754,435

議案第 42 号

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

次の者は、福生市表彰条例（昭和 58 年条例第 9 号）に規定する自治功労表彰に該当するので、同条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 住 所 福生市加美平二丁目 15 番地 1
- 2 氏 名 野 澤 久 人
- 3 理 由 第 3 条第 1 項第 1 号に該当

多年にわたり福生市長として福生市の発展に貢献したので、その功績に対して、表彰しようとするもの

市長歴

平成 12 年 5 月 21 日就任

平成 20 年 5 月 20 日退任

議案第 43 号

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

次の者は、福生市表彰条例（昭和 58 年条例第 9 号）に規定する自治功労表彰に該当するので、同条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 住 所 福生市東町 12 番地 8
- 2 氏 名 清 水 希 益
- 3 理 由 第 3 条第 1 項第 3 号に該当

多年にわたり福生市教育委員会委員として福生市の発展に貢献したので、その功績に対して、表彰しようとするもの

教育委員会委員歴

平成 7 年 10 月 3 日就任

平成 19 年 10 月 2 日退任

議案第 44 号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 3 日

福生市長 加藤 育 男

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

次の表に掲げる者は、福生市表彰条例（昭和 58 年条例第 9 号）に規定する一般表彰に該当するので、同条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

第 4 条第 1 号に該当する者

番号	住 所・氏 名	理由（功労・功績）	功 勞 期 間
1	福生市加美平四丁目 1 番地 加美平住宅 5-407 加 藤 明	多年にわたり体育指導委員として市行政に貢献した功績	体育指導委員歴 昭和 59 年 4 月 1 日 就任 平成 20 年 3 月 31 日 退任
2	青梅市梅郷 4 丁目 603 番地の 3 杉 本 美知子	多年にわたり体育指導委員として市行政に貢献した功績	体育指導委員歴 昭和 59 年 4 月 1 日 就任 平成 20 年 3 月 31 日 退任
3	福生市北田園二丁目 13 番地 4 木 下 和 子	多年にわたり体育指導委員として市行政に貢献した功績	体育指導委員歴 平成 2 年 4 月 1 日 就任 平成 20 年 3 月 31 日 退任
4	福生市大字福生 1232 番地 2 野和田 修	多年にわたり体育指導委員として市行政に貢献した功績	体育指導委員歴 平成 3 年 5 月 1 日 就任 平成 20 年 3 月 31 日 退任
5	福生市武蔵野台二丁目 11 番地 8 原 田 孝 子	多年にわたり体育指導委員として市行政に貢献した功績	体育指導委員歴 平成 8 年 4 月 1 日 就任 平成 20 年 3 月 31 日 退任
6	福生市大字熊川 1689 番地 27 吉 岡 千恵子	多年にわたり体育指導委員として市行政に貢献した功績	体育指導委員歴 平成 8 年 4 月 1 日 就任 平成 20 年 3 月 31 日 退任

7	福生市牛浜 34 番地 町 田 成 司	多年にわたり都市計 画審議会委員として 市行政に貢献した功 績	都市計画審議会委員歴 平成 7 年 9 月 1 日 就任 平成 20 年 3 月 31 日 退任
8	福生市武蔵野台二丁目 22 番地 6 橋 本 ヨシ子	多年にわたり社会福 祉協力委員として市 行政に貢献した功績	社会福祉協力委員歴 平成 4 年 12 月 1 日 就任 平成 19 年 11 月 30 日 退任
9	福生市大字福生 1118 番地 佐 藤 和 男	多年にわたり社会福 祉協力委員として市 行政に貢献した功績	社会福祉協力委員歴 平成 4 年 12 月 1 日 就任 平成 19 年 11 月 30 日 退任
10	福生市大字熊川 989 番地 29 平 野 裕 子	多年にわたり社会福 祉協力委員として市 行政に貢献した功績	社会福祉協力委員歴 平成 6 年 1 月 1 日 就任 平成 19 年 11 月 30 日 退任
11	福生市大字熊川 1685 番地 杉 本 敏 明	多年にわたり社会福 祉協力委員として市 行政に貢献した功績	社会福祉協力委員歴 平成 7 年 12 月 1 日 就任 平成 19 年 11 月 30 日 退任
12	福生市志茂 133 番地 笹 本 修 司	多年にわたり社会福 祉協力委員として市 行政に貢献した功績	社会福祉協力委員歴 平成 7 年 12 月 1 日 就任 平成 19 年 11 月 30 日 退任
13	福生市大字熊川 550 番地 13 高 橋 洋 子	多年にわたり社会福 祉協力委員として市 行政に貢献した功績	社会福祉協力委員歴 平成 7 年 12 月 1 日 就任 平成 19 年 11 月 30 日 退任
14	福生市大字熊川 139 番地 店舗 10 号 増 井 厚 和	多年にわたり学校薬 剤師として市行政に 貢献した功績	学校薬剤師歴 昭和 52 年 4 月 1 日 就任 平成 20 年 3 月 31 日 退任
15	福生市大字熊川 859 番地 大 友 和 夫	多年にわたり交通安 全推進委員会委員と して市行政に貢献し た功績	交通安全推進委員会委員歴 昭和 63 年 4 月 1 日 就任 平成 20 年 5 月 31 日 退任
16	福生市大字福生 1717 番地 2 高 橋 エツ子	多年にわたり交通安 全推進委員会委員と して市行政に貢献し た功績	交通安全推進委員会委員歴 昭和 63 年 4 月 1 日 就任 平成 20 年 5 月 31 日 退任
17	福生市牛浜 53 番地 2 笹 本 家久仁	多年にわたり交通安 全推進委員会委員と して市行政に貢献し た功績	交通安全推進委員会委員歴 平成 5 年 4 月 1 日 就任 平成 13 年 3 月 31 日 退任 平成 14 年 4 月 1 日 就任 平成 20 年 5 月 31 日 退任
18	福生市志茂 5 番地 村 野 勇 作	多年にわたり交通安 全推進委員会委員と して市行政に貢献し た功績	交通安全推進委員会委員歴 平成 8 年 4 月 1 日 就任 平成 20 年 5 月 31 日 退任

19	福生市武蔵野台一丁目18番地3 上 條 文 子	多年にわたり保護司として市行政に貢献した功績	保護司歴 昭和54年9月17日 就任 平成19年9月16日 退任
20	福生市大字熊川1315番地 都営熊川アパート 6-105 菅 野 勝 男	多年にわたり身体障害者相談員として市行政に貢献した功績	身体障害者相談員歴 昭和60年12月1日 就任 平成20年3月31日 退任
21	福生市大字福生2436番地6 原 島 實	多年にわたり廃棄物減量等推進員及び消防団員として市行政に貢献した功績	廃棄物減量等推進員歴 平成13年7月1日 就任 平成19年6月30日 退任 消防団員歴 昭和51年4月1日 入団 昭和63年3月31日 退団
22	福生市大字熊川45番地10 細 谷 博 司	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成8年4月1日 入団 平成10年4月1日 班長 平成14年4月1日 部長 平成16年4月1日 副分団長 平成18年4月1日 分団長 平成20年3月31日 退団
23	福生市大字熊川1315番地 都営熊川アパート 2-201 尾 崎 孝 一	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成8年4月1日 入団 平成12年4月1日 班長 平成16年4月1日 部長 平成18年4月1日 副分団長 現在に至る
24	福生市大字熊川367番地19 山 口 哲 也	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成8年4月1日 入団 平成14年4月1日 班長 平成18年4月1日 部長 平成20年4月1日 副分団長 現在に至る
25	福生市北田園一丁目52番地6 原 田・康 正	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成8年4月1日 入団 平成8年4月1日 部長 平成20年4月1日 副分団長 現在に至る
26	福生市大字熊川543番地3 サンリディア熊川101号室 師 岡 昭 次	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成8年4月1日 入団 平成12年4月1日 班長 平成18年4月1日 部長 現在に至る

27	福生市本町 105 番地 森 田 憲 治	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 14 年 4 月 1 日 班長 平成 20 年 4 月 1 日 部長 現在に至る
28	福生市大字熊川 804 番地 玉 井 達 浩	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 13 年 4 月 1 日 班長 平成 20 年 4 月 1 日 部長 現在に至る
29	福生市大字福生 2337 番地 25 シティハイムいずみⅡ 202 号室 猪 又 豊	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 14 年 4 月 1 日 班長 平成 20 年 4 月 1 日 部長 現在に至る
30	福生市大字福生 2458 番地 荒 川 大 輔	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 14 年 4 月 1 日 班長 平成 20 年 4 月 1 日 部長 現在に至る
31	福生市大字熊川 973 番地 5 高 木 誠	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 16 年 4 月 1 日 班長 平成 20 年 4 月 1 日 部長 現在に至る
32	福生市大字熊川 1683 番地 36 大 熊 敏 幸	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 18 年 4 月 1 日 班長 現在に至る
33	八王子市七国 2 丁目 8 番 14 号 福 田 敏 信	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 18 年 4 月 1 日 班長 現在に至る
34	福生市牛浜 54 番地 2 山 崎 勉	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 16 年 4 月 1 日 班長 現在に至る
35	福生市大字熊川 1654 番地 3 白鳥ビル第 5 - 302 号室 松 本 裕・幸	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 16 年 4 月 1 日 班長 現在に至る

36	福生市大字福生 2976 番地 1 グリーンパーク田園 16 号 A-204 号室 小 嶋 克 弥	多年にわたり消防団 員として消防行政に 貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 18 年 4 月 1 日 班長 現在に至る
37	福生市牛浜 73 番地 田 村 富 司	多年にわたり消防団 員として消防行政に 貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 18 年 4 月 1 日 班長 現在に至る
38	あきる野市油平 196 番地 2 ヒルトップD棟 111 号 石 川 恭 央	多年にわたり消防団 員として消防行政に 貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 18 年 4 月 1 日 班長 現在に至る
39	福生市大字熊川 526 番地 20 川 島 靖 貴	多年にわたり消防団 員として消防行政に 貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 14 年 4 月 1 日 班長 現在に至る
40	福生市大字福生 980 番地 大 村 信 仁	多年にわたり消防団 員として消防行政に 貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 14 年 4 月 1 日 班長 現在に至る
41	福生市東町 9 番地 2 笹 本 智 昭	多年にわたり消防団 員として消防行政に 貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 16 年 4 月 1 日 班長 現在に至る
42	福生市大字福生 594 番地 1 古 谷 健 司	多年にわたり消防団 員として消防行政に 貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 18 年 4 月 1 日 班長 現在に至る
43	福生市大字福生 648 番地 田 村 光 弘	多年にわたり消防団 員として消防行政に 貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 18 年 4 月 1 日 班長 現在に至る
44	福生市大字福生 1276 番地 内 野 和 也	多年にわたり消防団 員として消防行政に 貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 20 年 4 月 1 日 班長 現在に至る
45	福生市大字福生 2124 番地 8 井 上 忠 大	多年にわたり消防団 員として消防行政に 貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 20 年 4 月 1 日 班長 現在に至る

46	福生市大字福生 699 番地 3 ローズマンション 502 号室 田 村 晃 也	多年にわたり消防団 員として消防行政に 貢献した功績	消防団員歴 平成 8 年 4 月 1 日 入団 平成 20 年 4 月 1 日 班長 現在に至る
----	--	----------------------------------	---

第 4 条 第 3 号 に 該 当 す る 者

番号	住 所 ・ 氏 名	理 由 (功 勞 ・ 功 績)	内 容
47	神奈川県横浜市中区山手町 105 番地 小 谷 ハルノ	教育行政の重要性を深 く認識し、文化財資料 として書籍等を寄附 した行為	寄附物品 中西悟堂旧蔵資料 寄附の日 平成 20 年 3 月 25 日

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年6月3日

福生市長 加藤 育 男

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、福生市
税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙写しのとおり専決処分したので、
同条第3項の規定により、報告し、その承認を求める。

②

専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、福生市
税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成20年4月30日

福生市長 野澤久人

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

福生市税賦課徴収条例(昭和 30 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項第 4 号中「及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(第 3 項に規定するものを除く。第 31 条第 2 項及び第 41 条第 1 項において同じ。)」を削り、同条第 3 項中「廃止したものを含む。」の次に「第 31 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。」を加え、「この節中法人」を「この節中法人の市民税」に改める。

第 31 条第 2 項中「法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この節において同じ。)」を「法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び法第 294 条第 7 項に規定する公益法人等のうち、法第 296 条第 1 項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法(平成 7 年法律第 105 号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第 45 条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額))を有する法人(法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに	年額 5 万円

掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円

第31条第3項中「若しくは第4号」を削る。

第33条の5(見出しを含む。)中「法人等」を「法人」に改める。

第35条の2第5項中「給与所得に」を「給与所得若しくは公的年金等に係る所得に」に改める。

第44条(見出しを含む。)中「法人等」を「法人」に改める。

第45条(見出しを含む。)中「法人等」を「法人」に改める。

第48条第1項中「定のある」を「定めのある」に改め、同条第5項中「本

項」を「この項」に、「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法」に改め、同条第6項中「本項」を「この項」に改める。

第112条第2項中「本節」を「この節」に改め、同条第3項中「本項」を「この項」に改め、同条第4項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法により行う同法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法」に、「本項」を「この項」に改め、同条第5項中「本項」を「この項」に改める。

附則第9条の3第3項中「記載した申告書」を「記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「市長に提出した場合()の次に「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税の住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるとき又は」を加える。

附則第12条の2第1項中「附則第16条第1項」を「附則第15条の6第1項」に改め、同条第2項中「附則第16条第3項又は第4項」を「附則第15条の8第1項又は第2項」に改め、同条第3項中「附則第16条第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条第6項」を「附則第15条の8第4項」に改め、同条第5項中「附則第16条第7項」

を「附則第 15 条の 8 第 5 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 16 条第 8 項」を「附則第 15 条の 9 第 1 項」に改め、同項第 6 号中「提出できなかった」を「提出することができなかった」に改め、同条第 7 項中「附則第 16 条第 11 項」を「附則第 15 条の 9 第 4 項」に、「同条第 12 項」を「同条第 5 項」に、「同条第 11 項に規定する改修工事」を「同条第 4 項に規定する居住安全改修工事」に改め、同項第 5 号及び第 6 号中「改修工事」を「居住安全改修工事」に改め、同項第 7 号中「改修工事」を「居住安全改修工事」に、「提出できなかった」を「提出することができなかった」に改め、同条に次の 1 項を加える。

8 法附則第 15 条の 9 第 9 号の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第 12 条の 3 を次のように改める。

第 12 条の 3 削除

附則第 15 条の 6 第 4 項中「法附則第 16 条第 4 項」を「法附則第 15 条の 8 第 2 項」に改める。

附則第 20 条の 3 第 1 項中「附則第 35 条の 3 第 11 項」を「附則第 35 条の 3 第 9 項」に、「附則第 18 条の 6 第 22 項」を「附則第 18 条の 6 第 17 項」に改め、同条第 2 項中「。第 8 項において同じ」を削り、同条第 3 項中「附則第 35 条の 3 第 14 項」を「附則第 35 条の 3 第 12 項」に改め、同条第 4 項中「及び附則第 20 条の 2 の 3」を削り、「、附則第 20 条の 2 第 1 項」を「、同項」に改め、「と、附則第 20 条の 2 の 3 中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(附則第 20 条の 3 第 3 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」」を削り、同条第 7 項及び第 8 項を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の福生市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 20 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 19 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行日(以下「施行日」という。)前に改正前の福生市税賦課徴収条例(以下「旧条例」という。)附則第 20 条の 3 第 7 項の市民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第 8 項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第 7 項中「平成 21 年 3 月 31 日」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 21 号)の公布の日前」とする。

3 施行日から平成 22 年 3 月 31 日までの間における新条例附則第 20 条の 3 第 4 項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第 20 条の 2 の 3 の規定の適用について」と、「同項」とあるのは

「附則第 20 条の 2 第 1 項」と、「とする」とあるのは「と、附則第 20 条の 2 の 3 中「計算した金額()とあるのは「計算した金額(附則第 20 条の 3 第 3 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。

(法人の市民税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

2 旧条例第 23 条第 1 項第 4 号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成 19 年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

3 新条例第 31 条の規定(同条第 2 項の表の第 1 号アに掲げる法人に係る部分に限る。)は、平成 20 年度分以後の年度分の法人の市民税の均等割について適用し、旧条例第 31 条第 2 項の表第 1 号中法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び同条第 6 号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものに対して課する平成 19 年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

4 施行日から平成 20 年 12 月 1 日の前日までの間における新条例第 31 条第 2 項の規定の適用については、同項の表の第 1 号中

「

ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当

するものを除く。)

エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)

オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

とあるのは、

ウ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(ア及びイに掲げる法人を除く。)

エ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年6月3日

福生市長 加藤 育 男

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、福生市
都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙写しのとおり専決処分したので、
同条第3項の規定により、報告し、その承認を求める。

⑤

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、福生市
都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成20年4月30日

福生市長 野澤久人

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

福生市都市計画税条例(昭和 31 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「から第 28 項まで、第 30 項、第 31 項、第 33 項又は第 36 項から第 38 項まで」を「、第 24 項、第 26 項、第 27 項、第 29 項又は第 31 項から第 33 項まで」に改める。

附則第 16 項中「第 14 項、第 15 項、第 32 項、第 34 項、第 38 項、第 41 項、第 42 項、第 44 項、第 45 項、第 47 項から第 52 項まで、第 55 項若しくは第 57 項」を「第 13 項、第 28 項、第 30 項、第 34 項、第 37 項、第 38 項、第 40 項、第 41 項、第 43 項から第 48 項まで、第 51 項若しくは第 53 項から第 58 項まで」に、「第 36 項から第 38 項まで」を「第 31 項から第 33 項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福生市都市計画税条例の規定は、平成 20 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 19 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年6月3日

福生市長 加藤育男

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙写しのとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し、その承認を求める。

写

専決第 5 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、福生市
国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 20 年 4 月 30 日

福生市長 野 澤 久 人

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険税条例（昭和 54 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「要する費用（」の次に「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」を加え、「）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）」の次に「及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項中「53 万円」を「47 万円」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 12 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は 12 万円とする。

第 3 条第 1 項中「第 7 条において」を「以下」に、「100 分の 5.4」を「100 分の 3.6」に改める。

第 5 条中「25,000 円」を「14,000 円」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第 6 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後 5 年を経過するまでの

間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第14条において同じ。)

以外の世帯 1,200円

(2) 特定世帯 600円

第10条を削る。

第9条中「第3項」を「第4項」に改め、同条を第10条とする。

第8条を削る。

第7条中「第3項」を「第4項」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.80を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、11,000円とする。

第13条第1項中「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「第6条第1号から第5号」を「第6条第1号から第8号」に改め、同条第4項及び第6項中「第6条第1号から第5号」を「第6条第1号から第8号」に改める。

第14条中「53万円を超える場合には、53万円)並びに同条第3項本文」を「47万円を超える場合には、47万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)並びに同条第4項本文」に、「ウに」を「エに」に改め、同条第1号ア中「15,000円」を「8,400円」に改め、同号イを次のように改め

る。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 720円

(イ) 特定世帯 360円

第14条第1号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について6,600円

第14条第2号中「1人につき地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第1項に規定する金額」を「及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき245,000円」に改め、同号ア中「10,000円」を「5,600円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 480円

(イ) 特定世帯 240円

第14条第2号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人

について4,400円

第16条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯に係る納税義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当

する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納したものを除く。

附則第2項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「（次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。）」及び「次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。」を削る。

附則中第3項から第6項までを削る。

附則第7項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第3項とする。

附則第8項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第9項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第5項とする。

附則第10項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、

「第35条の2の6第7項」を「第35条の2の6第15項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第11項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第35条の3第13項」を「第35条の3第11項」に、「第9項」を「第5項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第12項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第8項とする。

附則第13項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第9項とする。

附則第14項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第10項とする。

附則第15項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第11項とする。

附則第16項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第12項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年6月3日

福生市長 加藤 育 男

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙写しのとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し、その承認を求める。

⑦

専決第6号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成20年5月23日

福生市長 加藤育男

平成20年度 福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成20年度福生市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145,712千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ6,263,016千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年 5月23日 専決

福生市長 加藤 育男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,432,215	145,712	1,577,927
	1 国民健康保険税	1,432,215	145,712	1,577,927
歳入合計		6,117,304	145,712	6,263,016

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 前年度繰上充用金		0	145,712	145,712
	1 前年度繰上充用金	0	145,712	145,712
歳 出 合 計		6,117,304	145,712	6,263,016

平成20年5月16日

福生市議会議長

原島貞夫様

福生市長 野澤久人 回

福生市農業委員会委員の推薦について（依頼）

このことについて、福生市農業委員会委員の任期が平成20年7月19日をもって満了することに伴い、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第2号の規定に基づき、次のとおり委員を御推薦くださるようお願いいたします。

- 1 推薦する委員数 1人
- 2 推薦する期日 平成20年6月30日
- 3 任 期 平成20年7月20日から
平成23年7月19日まで

陳情第 20-4 号

高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の
中止・撤回を求める国への意見書を提出する陳情書

(陳情趣旨)

政府は、本年4月より75歳以上を対象とした新たな「後期高齢者医療制度」を実施した。同制度は、①これまでの保険料負担のなかった扶養家族を含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料（初年度平均月額6千円）を徴収する。②月額1万5千円以上の年金受給者は、年金から保険料を天引きする。③保険料滞納者は、保険証を取り上げ、資格証・短期証を発行する。④75歳以上を対象とした診療報酬を設定している。さらに、70歳から74歳の窓口負担を1割から2割に引き上げる（1年間凍結）、65歳から74歳の国民健康保険税も年金から天引きが、今年10月から予定されている。

憲法25条で保障された生存権・基本的人権を擁護し、医療費削減を目的とした後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める。

(陳情事項)

以下の事項について、国へ意見書を提出していただきたい。

- 1 後期高齢者医療制度は中止・撤回すること。
- 2 70歳から74歳の窓口負担の1割から2割への引き上げをやめること。
- 3 保険料の年金天引きをやめること。
- 4 資格証・短期証を発行しないこと。
- 5 医療に使う国の予算を増やして、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること。

平成20年5月16日

陳情者代表

羽村市緑ヶ丘1-15-10

西多摩社会保障推進協議会

代表者 小舟保雄 ㊟

福生市議会議長

原島貞夫 様

陳情第 20－5 号

下水道使用料の減免についての陳情書

(願意)

障害者に対して、下水道料金を減免していない、については、調査を求める。

(原因)

福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例、廃棄物処理手数料の減免との整合性に問題がある。

(理由)

障害者基本法第 21 条

平成 20 年 5 月 21 日

陳情者代表

瑞穂町むさし野 1-5

瑞穂アパート 24-303

齋藤隆男 ㊞

福生市議会議長

原島貞夫 様

陳情第 20-6 号

議会は使命を果たすことを求める陳情書

(願意)

議会の使命として、執行機関の行財政の運営や処理ないし事業の実施が、すべて適法、適正に、しかも、公平、効率的に、そして民主的になされているかどうか批判し、監視することである。議会は使命を果たすことを求める。

(原因)

下水道使用料について、障害者に対して、減免を講じていない、不作為の疑義がある。

(理由)

障害者基本法第 21 条

平成 20 年 5 月 26 日

陳情者代表

瑞穂町むさし野 1-5

瑞穂アパート 24-303

齋藤隆男 ㊞

福生市議会議長

原島貞夫 様

平成20年4月1日

福生市議会議長

原島貞夫様

福生市長 野澤久人 圖

市議会議事説明員の委任について

平成20年4月1日付けの人事異動に伴い、平成20年1月4日付け、福総総発第191号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更したので通知します。

変更前	変更後
収入役 並木 茂	会計管理者 小林重雄
企画財政部長 野崎隆晴	企画財政部長 大越英世
総務部長 総務取扱 高橋保雄	総務部長 野崎隆晴
市民部長 石川 弘	市民部長 野島保代
生活環境部長 吉沢英治	生活環境部長 森田秀司
都市建設部長 清水喜久夫	都市建設部長 小峯 勝
企画財政部 企画調整課長 野島保代	企画財政部 企画調整課長 福島秀男
企画財政部 財政課長 大越英世	企画財政部 財政課長 野島憲一
企画財政部 主幹 渡辺良郎	企画財政部 主幹 田村博敏
企画財政部 情報システム課長 田村博敏	企画財政部 情報システム課長 桑原 融

市 民 部 総合窓口課長	島 田 兼 男	市 民 部 総合窓口課長	平 野 頼 利
市 民 部 保険年金課長	田 中 実	市 民 部 保険年金課長	島 田 忠 好
生活環境部地 域振興課長	森 田 秀 司	生活環境部 地域振興課長	谷 部 清
生活環境部 環境課長	土 井 真	生活環境部 環境課長	島 弘
都市建設部 まちづくり計画課長	小 峯 勝	都市建設部 まちづくり計画課長	渡 辺 清
会 計 課 長	小 林 重 雄	会 計 課 長 会 務 取 扱	小 林 重 雄

福生市議会議長

原島貞夫様

福生市教育委員会委員長 長谷川 貞夫 回

市議会議事説明員の委任について

平成20年4月1日付けの人事異動に伴い、平成20年1月4日付け、福教庶発第164号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更したので通知します。

変 更 前	変 更 後
庶務課長 福島秀男	庶務課長 中村守一
主 幹 吉澤 淳	主 幹 栗林昭彦
学校給食課長 中村守一	学校給食課長 土井 真

平成20年4月1日

福生市議会議長

原島貞夫様

福生市農業委員会会長 野崎博 回

市議会議事説明員の委任について

平成20年4月1日付けの人事異動に伴い、平成20年1月4日付け、福農委発第35号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更したので通知します。

変更前	変更後
生活環境部長 吉沢英治	生活環境部長 森田秀司
生活環境部 地域振興課長 森田秀司	生活環境部 地域振興課長 谷部清

平成20年4月1日

福生市議会議長

原島貞夫様

福生市固定資産評価審査委員会

委員長 森田展州 圃

市議会議事説明員の委任について

平成20年4月1日付けの人事異動に伴い、平成20年1月4日付け、福固審発第8号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更したので通知します。

変更前	変更後
総務部長 事務取扱 高橋保雄	総務部長 野崎隆晴

福 議 発 第 25 号
平成 20 年 5 月 27 日

様

福生市議会議長
原 島 貞 夫

議案説明員の出席要求について

平成 20 年第 2 回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第 121 条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

- 1 期 日 平成 20 年 6 月 3 日 (火)
- 2 場 所 福生市議会議場

写

福 監 発 第 9 号

平成 20 年 4 月 9 日

福生市長 野 澤 久 人 様
福生市議会議長
原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 高 橋 章 夫

平成 20 年 2 月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 3 月 26 日 (水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 20 年 2 月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 2 月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、2 月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 20 年 2 月分

平成 19 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本 月 末 歳 入 累 計 額	収 入 率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本 月 末 歳 出 累 計 額	執 行 率	
一 般 会 計	千円 22,937,557	1,050,365,972	15,801,159,902	68.9	運 360,000,000
		1,493,726,722	16,288,407,706	71.0	△487,247,804
国 保 会 計	5,879,257	381,863,644	4,674,234,551	79.5	運 250,000,000
		489,716,433	4,903,708,732	83.4	△229,474,181
老人保健医療会計	3,054,766	266,750,349	2,659,494,566	87.1	30,539,529
		260,044,758	2,628,955,037	86.1	
下水道事業会計	3,142,446	143,024,328	1,338,472,514	42.6	295,355,662
		6,351,810	1,043,116,852	33.2	
介護保険会計	2,748,149	216,302,976	2,309,835,814	84.1	120,733,451
		206,999,165	2,189,102,363	79.7	
受託水道事業会計	466,836	36,477,000	290,357,414	62.2	39,589,562
		31,312,295	250,767,852	53.7	
合 計	38,229,011	2,094,784,269	27,073,554,761	70.8	運 610,000,000
		2,488,151,183	27,304,058,542	71.4	△230,503,781

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	62,128,643	347,178,242	350,450,456	58,856,429
都 税	166,279,155	262,653,089	166,279,155	262,653,089
合 計	228,407,798	609,831,331	516,729,611	321,509,518

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	116,668,607	0	0	116,668,607
庁舎建設基金	1,745,441,683	0	0	1,745,441,683
都市施設整備基金	1,388,630,501	0	0	1,388,630,501
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,698,725	0	0	352,698,725
財政調整基金	運△250,000,000 1,663,708,842	戻 100,000,000 0	運 460,000,000 0	運△610,000,000 1,663,708,842
学校施設等整備基金	1,451,952,564	0	0	1,451,952,564
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	36,646,028	0	0	36,646,028
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費等資金貸付基金	6,000,000	0	0	6,000,000
合 計	運△250,000,000 7,192,878,973	戻 100,000,000 0	運 460,000,000 0	運△610,000,000 7,192,878,973

・ 運は運用金

・ 戻は戻入金

写

福 監 発 第 1 4 号
平 成 2 0 年 5 月 8 日

福生市長 野 澤 久 人 様
福生市議会議長
原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 高 橋 章 夫

平成20年3月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 4月25日(金)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成20年3月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 3月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、3月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 22,906,533	5,235,757,834	21,036,917,736	91.8	1,902,403,302
		2,846,106,728	19,134,514,434	83.5	
国 保 会 計	6,013,455	608,043,243	5,282,277,794	87.8	運 130,000,000
		504,022,058	5,407,730,790	89.9	△125,452,996
老人保健医療会計	3,210,751	353,927,977	3,013,422,543	93.9	121,398,530
		263,068,976	2,892,024,013	90.1	
下水道事業会計	3,114,146	1,657,422,941	2,995,895,455	96.2	63,967,764
		1,888,810,839	2,931,927,691	94.1	
介護保険会計	2,748,149	336,870,836	2,646,706,650	96.3	199,470,342
		258,133,945	2,447,236,308	89.1	
受託水道事業会計	466,836	24,354,791	314,712,205	67.4	39,450,444
		24,493,909	275,261,761	59.0	
合 計	38,459,870	8,216,377,622	35,289,932,383	91.8	運 130,000,000
		5,784,636,455	33,088,694,997	86.0	2,201,237,386

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	58,856,429	489,075,337	474,925,756	73,006,010
都 税	262,653,089	198,588,264	262,653,089	198,588,264
合 計	321,509,518	687,663,601	737,578,845	271,594,274

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	116,668,607	利 560,050	0	117,228,657
庁舎建設基金	1,745,441,683	利積 7,414,305	取 1,667,764,366	85,091,622
都市施設整備基金	1,388,630,501	利 5,888,847	取貸 61,438,004	1,333,081,344
育 英 基 金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,698,725	利 1,141,193	取 1,000,000	352,839,918
財政調整基金	運△610,000,000	戻 645,000,000	運 165,000,000	運△130,000,000
	1,663,708,842	利 2,148,895	0	1,665,857,737
学校施設等整備基金	1,451,952,564	利 5,534,140	取貸 37,163,361	1,420,323,343
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	36,646,028	利 53,976	0	36,700,004
再編交付金事業基金	0	積 51,917,000	0	51,917,000
中小企業振興資金融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費等資金貸付基金	6,000,000	返 2,287,126	貸 2,287,126	6,000,000
合 計	運△610,000,000 7,192,878,973	戻 645,000,000 76,945,532	運 165,000,000 1,769,652,857	運△130,000,000 5,500,171,648

・運は運用金 ・戻は戻入金 ・貸は貸付金 ・利は利子 ・積は積立金 ・取は取崩し



福都ま発第35号
平成20年5月30日

福生市議会議長
原島貞夫様

福生市長
加藤育男 (印)

福生市土地開発公社の経営状況について

このことについて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、福生市土地開発公社の平成19年度決算書及び平成20年度事業計画書等を別紙のとおり提出します。

平成 19 年 度

福生市土地開発公社決算書

福 生 市 土 地 開 発 公 社

目 次

1 事業報告書	1
(1) 概 況	2
(2) 平成19年度福生市土地開発公社 理事会開催状況及びその他事務報告	3
(3) 役員に関する事項	4
(4) 役員に関する事項 (参考)	5
2 決算報告書	6
(1) 平成19年度福生市土地開発公社収入支出決算書	7・8
3 財務諸表	9
(1) 平成19年度福生市土地開発公社損益計算書	10
(2) 平成19年度福生市土地開発公社貸借対照表	11
(3) 平成19年度福生市土地開発公社準備金 (剰余金) 計算書	12
(4) 負債明細表	13
(5) 財産目録 (福生市土地開発公社 保有土地位置図)	14 15
4 監査報告書	16
(1) 平成19年度福生市土地開発公社 決算等の審査意見について	17

1 事業報告書

(1)、概 況

福生市土地開発公社は、昭和48年11月に設立以来、福生市の基本計画を踏まえて策定された実施計画に基づき、市の依頼を受けて公共事業用地等の先行取得を積極的に実施してきたところであるが、用地取得に伴う借入金、借入金利息については、福生市都市施設整備基金等貸付要綱に基づき低金利（年利率0.3%）で借入れをしている。

平成17年度末には、日本銀行が量的金融緩和政策解除に踏み切る等、日本経済は堅調な景気回復基調が維持されていくものと考えられたが、サブプライム問題・原油高等の海外の要因や国内の円高・株安等の様々な懸案を抱えて、全体的には減速・足踏み状態となっていると思われる。当面の減速局面後には、緩やかに改善・回復に推移し成長局面をたどるとの予想もあるが、本市も含め、地方財政等を取り巻く状況については、まだまだ厳しい状態が継続しており、先行きも不透明であると思われる。

このような情勢の中で、平成19年度においては、平成12年度より着手され、8年間に渡る都市計画道路3・4・31号線（柳通り）用地の最終的な部分である265.70平方メートルの用地を市の依頼に基づき取得すべく交渉を行った。

未だ権利者が未確定になっていた土地の地権者の確定に向け、平成19年8月にその土地の一部について確定判決が言い渡されことを手掛りとして、きわめて短期間に権利関係を代表するすべての方々との接触を図り、公社理事等が再三に渡って粘り強い話し合いを継続し、協力要請の繰り返しに努めたことによって、235.66平方メートル（取得希望用地の約9割）について、用地取得の合意を得ることが出来た。

結果的には、その取得方法について市と協議し、検討を重ねたうえで、年度末において市が直接購入する運びとなった。

一方、残りの土地（30.04平方メートル）の取得については、平成20年度予算にて計上しており、さらに市と調整をおこなっていく。

また、公社所有地の維持管理については以下の土地について、草刈、ゴミ拾い等の清掃を実施した。

代替用地2箇所（北田園2-20-16、大字福生字加美1219-5）

都市計画道路3・4・31号線（柳通り）道路用地1箇所

都市計画道路3・4・7号線（富士見通り）道路用地3箇所

(2) 平成19年度 福生市土地開発公社理事會開催状況及びその他事務報告

開催年月日	件名	内容	備考
平成19年4月11日	平成19年度東京都町村土地開発公社連絡協議会総会	平成18年度事業報告及び収支決算・役員改選について・平成19年度事業計画及び収支予算について	東京自治会館
5月16日	決算監査	平成18年度福生市土地開発公社決算及び事業内容についての監査	認定
5月24日	平成19年度第1回理事会	平成18年度福生市土地開発公社決算について	認定
8月16日	平成19年度第1回事務研修会	「土地開発公社の経理処理の基本」 講師 あずさ監査法人 公認会計士 伊藤邦光氏	東京自治会館
10月23日	平成19年度講演会	「公共用地取得の税務と土地開発公社」 講師 立川税務署審理専門官 須田士郎氏	東京自治会館
平成20年2月13日	平成19年度第一ブロッグ会議	情報交換等	あきる野市役所
2月15日	平成19年度東京都町村土地開発公社連絡協議会事務局長会	平成20年度総会について	東京自治会館
3月27日	平成19年度第2回理事会	平成19年度福生市土地開発公社補正予算(第1号)及び資金計画の変更について 平成20年度福生市土地開発公社事業計画・予算及びび資金計画について	可決

(3) 役員に関する事項

平成20年3月31日現在

理事8名 監事2名

役 職	氏 名	市 の 役 職	備 考
理 事 長	高 橋 保 雄	副 市 長	
副 理 事 長	並 木 茂	収 入 役	
理 事	野 崎 隆 晴	企 画 財 政 部 長	
〃	吉 沢 英 治	生 活 環 境 部 長	
〃	清 水 喜 久 夫	都 市 建 設 部 長	
〃	宮 田 満	教 育 次 長	
〃	大 越 英 世	財 政 課 長	
〃	小 林 作 二		
監 事	宮 城 眞 一	教 育 長	
〃	吉 野 栄 喜	議 会 事 務 局 長	

(4) 役員に関する事項(参考)

平成20年4月1日現在

理事9名 監事2名

役 職	氏 名	市 の 役 職	備 考
理 事 長	高 橋 保 雄	副 市 長	
副 理 事 長	小 峯 勝	都 市 建 設 部 長	
理 事	大 越 英 世	企 画 財 政 部 長	
〃	野 崎 隆 晴	総 務 部 長	
〃	森 田 秀 司	生 活 環 境 部 長	
〃	小 林 重 雄	会 計 管 理 者	
〃	宮 田 満	教 育 次 長	
〃	野 島 憲 一	財 政 課 長	
〃	小 林 作 二		
監 事	宮 城 眞 一	教 育 長	
〃	吉 野 栄 喜	議 会 事 務 局 長	

2 決算報告書

(1) 平成19年度 福生市土地開発公社決算書

(収入)

(単位：円)

款 項	予 算 現 額			調 定 額	収 入 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計			
1 事業収入	0	0	0	0	0	0
1 土地売却収入	0	0	0	0	0	0
2 未収入金収入	0	0	0	0	0	0
2 借入金	64,021,000	△ 62,420,000	1,601,000	1,601,365	1,601,365	365
1 借入金	64,021,000	△ 62,420,000	1,601,000	1,601,365	1,601,365	365
3 事業外収入	6,052,000	239,000	6,291,000	6,291,293	6,291,293	293
1 利息収入	483,000	240,000	723,000	723,293	723,293	293
2 補助金	2,724,000	0	2,724,000	2,724,000	2,724,000	0
3 雑収入	2,845,000	△ 1,000	2,844,000	2,844,000	2,844,000	0
4 繰越金	27,780,000	6,000	27,786,000	27,785,550	27,785,550	△ 450
1 前年度繰越金	27,780,000	6,000	27,786,000	27,785,550	27,785,550	△ 450
合 計	97,853,000	△ 62,175,000	35,678,000	35,678,208	35,678,208	208

(單位：円)

(支出)

款	項	予 算 現 額			支 出 済 額	不 用 額	備 考
		当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計			
1	事 業 費	63,892,000	△ 63,892,000	0	0	0	
	1 土地取得費	63,892,000	△ 63,892,000	0	0	0	
	2 宅地造成費	0	0	0	0	0	
	3 前年度未払金	0	0	0	0	0	
2	管 理 費	6,583,000	△ 2,056,000	4,527,000	4,519,647	7,353	
	1 一般管理費	6,583,000	△ 2,056,000	4,527,000	4,519,647	7,353	
3	借入金償還金	0	0	0	0	0	
	1 借入金償還金	0	0	0	0	0	
4	事 業 外 支 出	2,898,000	△ 122,000	2,776,000	2,775,759	241	
	1 支 払 利 息	2,898,000	△ 122,000	2,776,000	2,775,759	241	
5	予 備 費	24,480,000	3,895,000	28,375,000	0	28,375,000	
	1 予 備 費	24,480,000	3,895,000	28,375,000	0	28,375,000	
	合 計	97,853,000	△ 62,175,000	35,678,000	7,295,406	28,382,594	

収入支出差引残額 28,382,802 円

平成20年3月31日 現在

福生市土地開発公社

理事長

高橋保雄

3 財 務 諸 表

(1) 平成19年度 福生市土地開発公社損益計算書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

単位:円

1 事業収益		
(1) 公有地売却収益	<u> 0</u>	<u> 0</u>
2 事業原価		
(1) 公有地売却原価	<u> 0</u>	<u> 0</u>
	事業総利益	<u> 0</u>
3 一般管理費		
(1) 一般管理費	<u>4,519,647</u>	<u>4,519,647</u>
	事業損失	<u>4,519,647</u>
4 事業外収益		
(1) 受取利息	<u> 723,293</u>	
(2) 補助金	<u> 2,724,000</u>	
(3) 雑収入	<u> 2,844,000</u>	<u> 6,291,293</u>
5 事業外費用		
(1) 支払利息	<u> 1,174,394</u>	<u> 1,174,394</u>
	經常利益	<u> 597,252</u>
	当期利益	<u> 597,252</u>

(2) 平成19年度 福生市土地開発公社貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

単位:円

(資産の部)

1 流動資産		
(1) 現金及び預金	<u>238,382,802</u>	
(2) 土地	<u>957,790,336</u>	
流動資産合計		<u>1,196,173,138</u>
資産合計		<u>1,196,173,138</u>

(負債の部)

1 流動負債		
(1) 未払金	<u>0</u>	
2 固定負債		
(1) 長期借入金	<u>924,473,071</u>	
負債合計		<u>924,473,071</u>

(資本の部)

1 基本金		
(1) 基本財産 (福生市出資)	<u>5,000,000</u>	
基本金合計		<u>5,000,000</u>
2 準備金		
(1) 前期繰越準備金	<u>266,102,815</u>	
(2) 当期利益	<u>597,252</u>	
準備金合計		<u>266,700,067</u>
資本合計		<u>271,700,067</u>
負債資本合計		<u>1,196,173,138</u>

(3) 平成19年度 福生市土地開発公社準備金(剰余金)計算書

(平成20年3月31日現在)

単位:円

1 前期繰越準備金	266,102,815
2 当期利益	597,252
3 次期繰越準備金	266,700,067

(4) 負債明細表

未払金

種 別	金 額 (円)	備 考
未 払 金	0	
計	0	

長期借入金

借 入 先	金 額 (円)	備 考
福生市都市施設整備基金	479,593,779	
福生市立学校施設等整備基金	444,879,292	
計	924,473,071	

(5) 財産目録

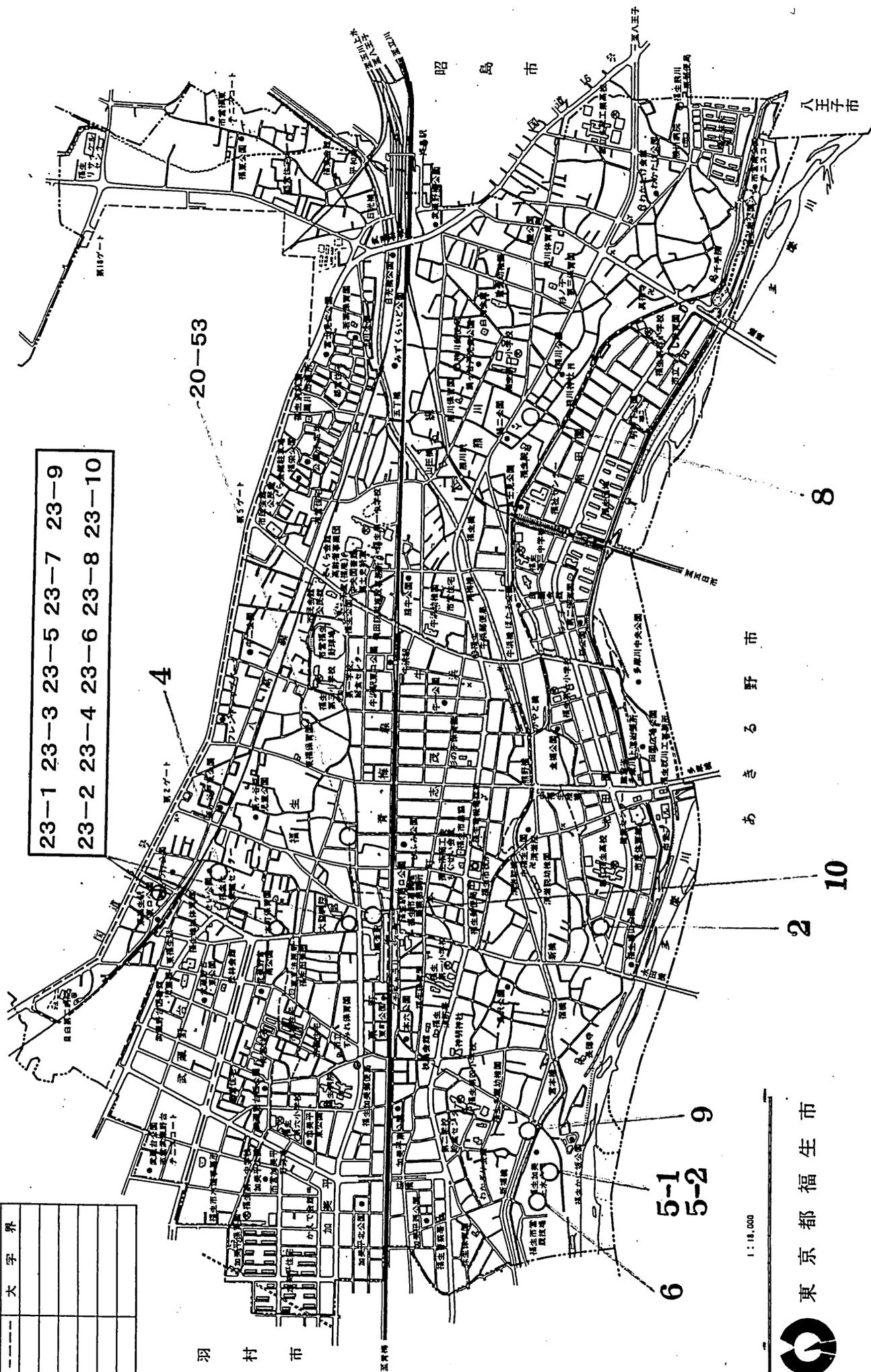
資産の部

(平成20年3月31日現在)

種類	番号	事業名	種別	面積(㎡)	金額(円)	備考	
預金			定期預金		210,000,000	西武信用金庫	
			普通預金		28,382,802	西武信用金庫	
			計		238,382,802		
						(東京都福生市)	
土地	2	代替用地	宅地	111.79	1,117,900	北田園2-20-16	
	4	公園用地	畑	38.04	5,002,285	大字福生字武蔵野2148-2外	
	5-1	公共事業用地	山林	255.14	29,060,258	大字福生字加美1763-1	
	5-2	公共事業用地	山林	24.56	2,908,954	大字福生字加美1763-1	
	6	公共事業用地	山林	175.21	22,514,692	大字福生字加美1773-9	
	8	代替用地	宅地	776.25	361,969,161	大字熊川字北689-35	
	9	代替用地	宅地	162.07	25,715,539	大字福生字加美1219-5	
	10	福生駅東口自転車駐車場(仮称)等用地	宅地	296.39	390,395,388	東町1-6	
	20-53	都市計画道路(柳通り)用地	宅地	40.25	8,291,500	本町39-2	
	23-1	都市計画道路(富士見通り)用地	事務費	0.00	596,610	大字福生字武蔵野2120-9	
	23-2	都市計画道路(富士見通り)用地	事務費	0.00	451,500	大字福生字武蔵野2120-9	
	23-3	都市計画道路(富士見通り)用地	宅地	245.54	61,827,724	大字福生字武蔵野2120-9	
	23-4	都市計画道路(富士見通り)用地	事務費	0.00	20,059,051	大字福生字武蔵野2120-9	
	23-5	都市計画道路(富士見通り)用地	事務費	0.00	241,500	大字福生字奈賀872-17外	
	23-6	都市計画道路(富士見通り)用地	事務費	0.00	152,250	大字福生字奈賀872-17外	
	23-7	都市計画道路(富士見通り)用地	宅地	36.98	10,022,304	大字福生字奈賀872-17外	
	23-8	都市計画道路(富士見通り)用地	事務費	0.00	287,700	大字福生字武蔵野2165-9外	
	23-9	都市計画道路(富士見通り)用地	事務費	0.00	190,050	大字福生字武蔵野2165-9外	
	23-10	都市計画道路(富士見通り)用地	宅地	106.83	16,985,970	大字福生字武蔵野2165-9外	
				計	2269.05	957,790,336	
				合計		1,196,173,138	

平成19年度末 福生市土地開発公社 保有土地位置図

凡 例	
———	市町村界
- - - -	大字



23-1 23-3 23-5 23-7 23-9
23-2 23-4 23-6 23-8 23-10

4 監 查 報 告 書

平成20年5月16日

福生市土地開発公社

理事長 高橋保雄様

福生市土地開発公社

監事 宮城 眞一
監事 吉野 栄喜



平成19年度福生市土地開発公社決算等の審査意見について

福生市土地開発公社定款第7条第4項の規定により、平成19年度福生市土地開発公社の決算等について審査した結果、次のとおり意見を付します。

- 1 審査の期日 平成20年5月16日(金)
- 2 審査の場所 4階副市長室
- 3 審査の対象 平成19年度福生市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び財務諸表について

4 審査の結果

審査に付された、平成19年度福生市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び財務諸表は、証拠書類と照合した結果、その内容は適法かつ正確であることを認める。

また、福生市土地開発公社の業務内容、経営状態についても、事業の目的に沿って健全に運営されている。

なお、福生市土地開発公社の運営については、地価の下落等、発足時とは異なる状況もあるが、用地の先行取得は公共事業を円滑に推進していくためには欠かせないところでもあり、今後とも用地の新規取得に当たっては福生市の施策に沿って計画的かつ効率的に取り組まれるよう努力されたい。

また、現在所有している土地については、早急に市からの買戻しをしていただくよう努力をするとともに、遺漏のないよう鋭意管理に努められたい。

平成 20 年 度

福生市土地開発公社事業計画、予算及び資金計画

福 生 市 土 地 開 発 公 社

平成 20 年度 福生市土地開発公社事業計画

福 生 市 土 地 開 発 公 社

平成20年度福生市土地開発公社事業計画

区 分	事業費 (千円)	事 業 名
土地取得費	6,879	都市計画道路(柳通り)整備事業用地先行取得事業 (福生市本町39の3外2筆 30.04 m ²)
計	6,879	(30.04 m ²)

平成 20 年 度 福 生 市 土 地 開 発 公 社 予 算

福 生 市 土 地 開 発 公 社

平成20年度福生市土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成20年度福生市土地開発公社予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第2条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ51,458千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収入支出予算」による。

(長期借入金及び債券発行の限度額)

第3条 長期借入金及び債券発行の限度額は、1,602千円と定める。

2 前項の限度額のうち本年度において借入又は発行を行わなかった金額は、翌年度に繰り越して借入れ又は発行することができる。

平成20年3月27日

福生市土地開発公社
理事長 高橋保雄

第 1 表

収 入 支 出 予 算

(収 入)

【単位：千円】

款 項	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	説 明
1 事業収入	15,169	0	15,169	
1 土地売却収入	15,169	0	15,169	(40.25 8,291 30.04 6,878 千円) (計 70.29 15,169 千円)
2 未収入金収入	0	0	0	
2 借入金	1,602	64,021	△ 62,419	
1 借入金	1,602	64,021	△ 62,419	① 用地先行取得借入分 0 千円 ② 期末支払利息借入分 1,602 千円
3 事業外収入	6,305	6,052	253	
1 利息収入	732	483	249	① 定期預金(基金および剰余金)利息 692 千円 ② 普通預金利息 40 千円
2 補助金	2,728	2,724	4	福生市土地開発公社運営費補助金
3 雑収入	2,845	2,845	0	福生駅東口駐車場賃貸料等
4 繰越金	28,382	27,780	602	
1 前年度繰越金	28,382	27,780	602	
合 計	51,458	97,853	△ 46,395	

(支 出)

【単位：千円】

款 項	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	説 明
1 事 業 費	6,879	63,892	△ 57,013	
1 土地取得費	6,879	63,892	△ 57,013	① 都市計画道路(柳通り)整備事業用地先行取得 (30.04 m ² 6,879千円)
2 宅地造成費	0	0	0	
3 前年度未払金	0	0	0	
2 管 理 費	6,580	6,583	△ 3	
1 一般管理費	6,580	6,583	△ 3	土地測量・鑑定委託料、公課費、職員給料等
3 借入金償還金	0	0	0	
1 借入金償還金	0	0	0	(m ² 千円)
4 事業外支出	2,774	2,898	△ 124	
1 支 払 利 息	2,774	2,898	△ 124	① 継続借入分に伴う期末支払利息 2,774千円 ② 年度中借入金償還に伴う期末支払利息 0千円 ③ 新規用地先行取得借入金に伴う期末支払利息 0千円
5 予 備 費	35,225	24,480	10,745	
1 予 備 費	35,225	24,480	10,745	
合 計	51,458	97,853	△ 46,395	

平成20年度 福生市土地開発公社資金計画

福生市土地開発公社

平成20年度福生市土地開発公社資金計画

(単位：千円)

区 分	当年度予定額
受入資金	51,458
1 事業収入	15,169
2 借入金	1,602
3 事業外収入	6,305
4 繰越金	28,382
支払資金	51,458
1 事業費	6,879
2 管理費	6,580
3 借入金償還金	0
4 事業外支出	2,774
5 予備費	35,225
差 引	0



福企財発第38号
平成20年5月31日

福生市議会議長 原島貞夫様

福生市長 加藤育男

平成19年度福生市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

このことについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告します。

平成19年度福生市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
9 消防費	1 消防費	起震車購入事業	円 27,624,000	円 27,624,000	円	円 25,000,000	円 2,624,000
10 教育費	6 保健体育費	トレーニング機器購入事業	16,774,000	16,774,000		13,256,000	3,518,000
合 計			44,398,000	44,398,000		38,256,000	6,142,000

報告第2号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の主な内容について

1 第23条から第45条（市民税）

- ①法人の定義の変更に伴う規定の整備
- ②法人市民税均等割の区分を規模の降順から昇順に変更（第31条第2項）
- ③個人市民税申告書に添付する書類に年金の源泉徴収票を加える（第35条の2第5項）

2 第48条、第112条（固定資産税、特別土地保有税）

独立行政法人緑資源機構が廃止され独立行政法人森林総合研究所に資産が継承されたことによる改正

3 附則第9条の3（個人市民税）

住宅借入金等特別控除申告書の提出期限の延長

4 附則第12条の2（固定資産税）

- ①第1項から第7項は引用条文の条ずれによる変更等
- ②第8項 省エネ改修に係る固定資産税の減額措置の創設

5 附則第13条の3（固定資産税）

阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の規定の削除
（福生市においては該当しないため）

6 附則第20条の3（個人市民税）

ベンチャー企業の資金調達をサポートするためのエンジェル税制の見直し。
国税において投資時、譲渡損失時での優遇措置が創設され地方税では譲渡益発生時の優遇が廃止となった。（より投資し易い環境に整備）

報告第2号 福生市税賦課徴収条例の一部改正新旧対照表

部署名：課税課

改正後	改正前	備考
<p>(市民税の納税義務者)</p> <p>第23条 市民税は第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。</p> <p>(1) 市内に住所を有する個人</p> <p>(2) 市内に事務所、事業所、又は家屋敷を有する個人で、この市内に住所を有しない者</p> <p>(3) 市内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>(4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの</p> <p>(5) 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「<u>人格のない社団等</u>」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節中法人の市民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第31条 (省略)</p>	<p>(市民税の納税義務者)</p> <p>第23条 市民税は第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。</p> <p>(1) 市内に住所を有する個人</p> <p>(2) 市内に事務所、事業所、又は家屋敷を有する個人で、この市内に住所を有しない者</p> <p>(3) 市内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>(4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(第3項に規定するものを除く。第31条第2項及び第41条第1項において同じ。)</p> <p>(5) 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。</u></p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第31条 (省略)</p>	<p></p> <p>◎法人の定義の整理により削除</p> <p>◎法人の定義の整理による</p> <p>◎文言の整理</p>

改正後		改正前		備考											
<p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p>		<p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この節において同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p>		<p>◎文言の整理 (以下同じ)</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人</td> <td rowspan="5">年額 5万円</td> </tr> <tr> <td>ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>イ 人格のない社団等</td> </tr> <tr> <td>ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)</td> </tr> <tr> <td>オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人		年額 5万円	ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	イ 人格のない社団等	ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)	エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)	オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産		<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第8号までにおいて「従業者数の合</td> <td>年額 300万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分	税率	1 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第8号までにおいて「従業者数の合
法人の区分	税率														
(1) 次に掲げる法人	年額 5万円														
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)															
イ 人格のない社団等															
ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)															
エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)															
オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産															
法人等の区分	税率														
1 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第8号までにおいて「従業者数の合	年額 300万円														

改正後		改正前		備考
額)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの		計数」という。)が50人を超えるもの		
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	2. 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	3. 資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	4. 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	5. 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	6. 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	
(7) 資本金等の額を有	年額 41万円	7. 資本金等の額が	年額 13万円	

改正後		改正前		備考
する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの		1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの		
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	8 資本金等の額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	9 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 5万円	
<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第1号の2の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第1号の3の連結法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>(法人の市民税の課税の特例)</p> <p>第33条の5 (省略)</p> <p>2 前項の規定を適用する場合における資本の金額又は出資金額は、法人の各事業年度若しくは各連結事業年度又は各計算期間の終了の日における額とする。ただし、法人税法第72条第1項の規定が適用されるものにあつては、当該事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日における額とし、法人が解散した場合における清算中の事業年度にあつては、当該解散の日における額とする。</p> <p>3 第1項に規定する法人税額は、次の各号のいずれかに該当する額とする。</p> <p>(1) 法第292条第1項第4号の法人税額又は法第292条第1項第4号の2の個別帰属法人税額</p> <p>(2) 法第321条の13の規定を適用する法人にあつては、同条の規定を適用して分割する前の金額</p> <p>(3) 事業年度が1年に満たない法人に</p>		<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第1号の2の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第1号の3の連結法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号若しくは第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>(法人等の市民税の課税の特例)</p> <p>第33条の5 (省略)</p> <p>2 前項の規定を適用する場合における資本の金額又は出資金額は、法人の各事業年度若しくは各連結事業年度又は各計算期間の終了の日における額とする。ただし、法人税法第72条第1項の規定が適用されるものにあつては、当該事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日における額とし、法人等が解散した場合における清算中の事業年度にあつては、当該解散の日における額とする。</p> <p>3 第1項に規定する法人税額は、次の各号のいずれかに該当する額とする。</p> <p>(1) 法第292条第1項第4号の法人税額又は法第292条第1項第4号の2の個別帰属法人税額</p> <p>(2) 法第321条の13の規定を適用する法人等にあつては、同条の規定を適用して分割する前の金額</p> <p>(3) 事業年度が1年に満たない法人等に</p>	<p>◎引用条文の規定削除</p> <p>◎文言の整理(以下同じ)</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	

改正後	改正前	備考
<p>対する第1項の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは「1,000万円に当該法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数(この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とする。)を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p>	<p>に対する第1項の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは「1,000万円に当該法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数(この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とする。)を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p>	
<p>(市民税の申告)</p>	<p>(市民税の申告)</p>	
<p>第35条の2 (省略)</p>	<p>第35条の2 (省略)</p>	
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (省略)</p>	
<p>3 (省略)</p>	<p>3 (省略)</p>	
<p>4 (省略)</p>	<p>4 (省略)</p>	
<p>5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の者のうち、所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により<u>給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるもの</u>に、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>	<p>5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の者のうち、所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により<u>給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるもの</u>に、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>	<p>◎所得税法と同様の規定に改正</p>
<p>6 (省略)</p>	<p>6 (省略)</p>	
<p>7 (省略)</p>	<p>7 (省略)</p>	
<p>(法人の市民税の申告納付)</p>	<p>(法人等の市民税の申告納付)</p>	
<p>第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第5項、第24項、第27項及び第28項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項及び第28項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第27項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>第44条 市民税を申告納付する義務がある法人等は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第5項、第24項、第27項及び第28項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項及び第28項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第27項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>◎</p>
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (省略)</p>	
<p>3 (省略)</p>	<p>3 (省略)</p>	
<p>4 前項の場合において、<u>法人</u>が法第321条の8第1項、第2項、第4項、第5項又は第24項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第27項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第</p>	<p>4 前項の場合において、<u>法人等</u>が法第321条の8第1項、第2項、第4項、第5項又は第24項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第27項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人等が法第321条</p>	<p>◎</p>

改正後	改正前	備考
<p>1 項又は第3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321 条の8 第28 項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>の11 第1 項又は第3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321 条の8 第28 項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	
<p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）</p>	<p>（法人等の市民税に係る不足税額の納付の手続）</p>	◎
<p>第45 条 法人の市民税の納税者は、法第321 条の12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>第45 条 法人等の市民税の納税者は、法第321 条の12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、納付書によって納付しなければならない。</p>	◎
<p>（固定資産税の納税義務者等）</p>	<p>（固定資産税の納税義務者等）</p>	
<p>第48 条 固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産を総称する。以下固定資産税について同じ。）に対しその所有者（質権又は100 年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である、土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。）に課する。</p>	<p>第48 条 固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産を総称する。以下固定資産税について同じ。）に対しその所有者（質権又は100 年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である、土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。）に課する。</p>	◎文言の整理
<p>2 （省略）</p>	<p>2 （省略）</p>	
<p>3 （省略）</p>	<p>3 （省略）</p>	
<p>4 （省略）</p>	<p>4 （省略）</p>	
<p>5 土地区画整理法（昭和29 年法律第119 号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55 年法律第86 号）第8 条第1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7 条第1 項第1 号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9 年法律第49 号）第46 条第1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45 条第1 項第1 号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50 年法律第67 号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24 年法律第195 号）による土地改良事業（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11 年法律第198 号）附則第9 条第1 項又は第11 条第1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14 年法律第130 号）第11 条第1 項第7 号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49 年法律第43 号）第19 条第1 項第1 号イの事業を含む。）の施行に係る</p>	<p>5 土地区画整理法（昭和29 年法律第119 号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55 年法律第86 号）第8 条第1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7 条第1 項第1 号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9 年法律第49 号）第46 条第1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45 条第1 項第1 号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50 年法律第67 号）による住宅街区整備事業を含む。以下本項において同じ。）又は土地改良法（昭和24 年法律第195 号）による土地改良事業（独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14 年法律第130 号）により行う同法第11 条第1 項第7 号イの事業及び同法附則第8 条第1 項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11 年法律第70 号）附則第8 条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49 年法律第43 号）第19 条第1 項第1</p>	◎文言の整理 （以下同じ） ◎独立行政法人の廃止統合による

改正後	改正前	備考
<p>定により申告納付すべき日の属する年の1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては、適用しない。</p> <p>3 特殊関係者（法第585条第4項に規定する特殊関係者をいう。以下<u>この項</u>において同じ。）が取得した、又は所有する土地について令第54条の12第2項各号に掲げる事情がある場合における当該土地は、特殊関係者を有する者及び当該特殊関係者の共有物とみなす。</p> <p>4 土地区画整理法による土地区画整理事業（農住組合法第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。以下次項において同じ。）又は土地改良法による土地改良事業（<u>独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。</u>）の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下<u>この項</u>において「仮換地等」という。）の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下<u>この項</u>において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。</p> <p>5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によって管理する土地（以下<u>この項</u>において「保留地予定地等」という。）がある</p>	<p>により申告納付すべき日の属する年の1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては、適用しない。</p> <p>3 特殊関係者（法第585条第4項に規定する特殊関係者をいう。以下<u>本項</u>において同じ。）が取得した、又は所有する土地について令第54条の12第2項各号に掲げる事情がある場合における当該土地は、特殊関係者を有する者及び当該特殊関係者の共有物とみなす。</p> <p>4 土地区画整理法による土地区画整理事業（農住組合法第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。以下次項において同じ。）又は土地改良法による土地改良事業（<u>独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法により行う同法第11条第1項第7号イの事業を含む。</u>）の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下<u>本項</u>において「仮換地等」という。）の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下<u>本項</u>において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。</p> <p>5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によって管理する土地（以下<u>本項</u>において「保留地予定地等」という。）がある場</p>	<p>備考</p> <p>◎</p> <p>◎独立行政法人の廃止統合による</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

改正後	改正前	備考
<p>場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第36条の2の3に規定する日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。</p>	<p>合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第36条の2の3に規定する日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。</p>	
<p>附 則 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第9条の3 (省略) 2 (省略) 3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した<u>市民税住宅借入金等特別税額控除申告書</u>(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税の住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるとき又は法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第12条の2 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適</p>	<p>附 則 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第9条の3 (省略) 2 (省略) 3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した<u>申告書</u>(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第12条の2 法附則第16条第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を</p>	<p>◎規定の整備 ◎期間の延長 ◎引用条文の番号ずれ</p>

改正後	改正前	備考
<p>用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日</p> <p>2 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第2項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所及び氏名</p> <p>(2) 土地の所在、地目及び地籍</p> <p>(3) 令附則第12条第9項各号に掲げる土地の区分</p> <p>3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第31条の規定による認定を受けた旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日</p> <p>2 法附則第16条第3項又は第4項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第2項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所及び氏名</p> <p>(2) 土地の所在、地目及び地籍</p> <p>(3) 令附則第12条第9項各号に掲げる土地の区分</p> <p>3 法附則第16条第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>4 法附則第16条第6項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第31条の規定による認定を受けた旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>5 法附則第16条第7項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>◎引用条文の番号ずれ</p> <p>◎引用条文の番号ずれ</p> <p>◎引用条文の番号ずれ</p> <p>◎引用条文の番号ずれ</p>

改正後	改正前	備考
<p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>6 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>◎引用条文の番号ずれ</p>
<p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかつた理由</p>	<p>◎規定の整備</p>
<p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 居住安全改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p>	<p>7 法附則第16条第11項の高齢者等居住改修住宅又は同条第12項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第11項に規定する改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第7項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p>	<p>◎引用条文の番号ずれ</p> <p>◎規定の整備</p> <p>◎規定の整備</p>

改正後	改正前	備考
<p>(7) <u>居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p>8 <u>法附則第15条の9第9号の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用</u></p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p>	<p>(7) <u>改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由</u></p>	<p>◎項追加</p> <p>省エネ改修</p>
<p>第12条の3 削除</p>	<p>(<u>阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等</u>)</p> <p>第12条の3 <u>法附則第16条の2第10項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条の2第13項第1号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第12条の2第11項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあつては、同項第1号に掲げる者との関係</u></p> <p>(2) <u>法附則第16条の2第13項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第16条第5項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前条第3項第2号に掲げる事項)</u></p> <p>(3) <u>特例適用家屋を取得し、又は改築した年月日(法附則第16条第1項、第2項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前条第1項第3号、第3項第3号又は第4項第3号に掲</u></p>	<p>◎条文削除</p>

改正後	改正前	備考
<p>(都市計画の決定等がされた区域内の市街化区域農地に対して課する固定資産税の減額)</p> <p>第15条の6 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 第1項の規定の適用を受けることとなる年度の前年度までに法附則第15条の8第2項の規定の適用を受けた土地及び法附則第29条の5第1項の認定を受けた市街化区域農地については、市長は、第1項の認定をしないものとする。</p> <p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>第20条の3 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。)により取得(法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした所得割の納税義務者(令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。)について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額</p>	<p>ける事項)</p> <p>(4) 令附則第12条の2第11項第1号に規定する被災家屋(次号において「被災家屋」という。)の床面積</p> <p>(5) 被災家屋が共有物である場合にあっては、当該家屋に係る各共有者の持分の割合</p> <p>(6) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>2 法附則第16条の2第10項の規定の適用を受ける家屋に係る平成17年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税については、前条第1項、第3項、第4項又は第5項の規定は適用しない。</p> <p>(都市計画の決定等がされた区域内の市街化区域農地に対して課する固定資産税の減額)</p> <p>第15条の6 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 第1項の規定の適用を受けることとなる年度の前年度までに法附則第16条第4項の規定の適用を受けた土地及び法附則第29条の5第1項の認定を受けた市街化区域農地については、市長は、第1項の認定をしないものとする。</p> <p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>第20条の3 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。)により取得(法附則第35条の3第11項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした所得割の納税義務者(令附則第18条の6第22項に規定する者を除く。以下この条において同じ。)について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第11項に規定する金額</p>	<p>◎引用条文の番号ずれ</p> <p>◎引用条文の番号ずれ</p> <p>◎引用条文の</p>

改正後	改正前	備考
<p>は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第35条の2第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第4項において準用する同条第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> <p>3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3第12項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第35条の2第1項又は第3項の規定による申告書(第4項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第20条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における附則第20条の2第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは、計算した金額(附則第20条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)とする。</p>	<p>は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第35条の2第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第4項において準用する同条第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。<u>第8項において同じ。</u>)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。<u>第8項において同じ。</u>)に限り、適用する。</p> <p>3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3第14項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第35条の2第1項又は第3項の規定による申告書(第4項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第20条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における附則第20条の2第1項及び附則第20条の2の3の規定の適用については、<u>附則第20条の2第1項中</u>「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(附則第20条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)と、<u>附則第20条の2の</u></p>	<p>番号ずれ</p> <p>◎追加</p> <p>◎引用条文の番号ずれ</p> <p>◎削除</p> <p>◎削除</p>

改正後	改正前	備考
<p>5 略</p> <p>6 略</p>	<p>3 中「計算した金額 (」とあるのは「計算した金額(附則第20条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 特定株式を平成12年4月1日から平成21年3月31日までの間に払込みにより取得した所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡(法附則第35条の3第8項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第18条の6第35項に定める期間が3年を超える場合に限る。)をした場合における附則第20条の2第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の6第36項で定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。</p> <p>8 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第35条の2第1項又は第3項の規定による申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p>	<p>◎廃止</p> <p>◎廃止</p>

報告第3号 福生市都市計画税条例の一部改正新旧対照表

部署名：課税課

改正後	改正前	備考
<p>(納税義務者) 第2条 (省略) 2 前項の「価格」とは当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第11項まで、第23項、第24項、第26項、第27項、第29項又は第31項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 3 (省略) 4 (省略)</p>	<p>(納税義務者) 第2条 (省略) 2 前項の「価格」とは当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第11項まで、第23項から第28項まで、第30項、第31項、第33項又は第36項から第38項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 3 (省略) 4 (省略)</p>	<p>引用条文の条ずれ</p>
<p>附則 16 法附則第15条第2項、第13項、第28項、第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項若しくは第53項から第58項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは「若しくは第31項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>附則 16 法附則第15条第2項、第14項、第15項、第32項、第34項、第38項、第41項、第42項、第44項、第45項、第47項から第52項まで、第55項若しくは第57項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第36項から第38項まで」とあるのは「若しくは第36項から第38項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>同上 同上</p>

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
(福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

福生市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が47万円を超える場合においては、基礎課税額は47万円とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が12万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は12万円とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が9万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、9万円とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が53万円を超える場合においては、基礎課税額は53万円とする。</p> <p>3 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が9万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、9万円とする。</p>	<p>P.1870</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者支援金等課税額の規定を追加</p> <p>基礎課税額の限度額の改定</p> <p>後期高齢者支援金等課税額の限度額の規定を追加</p> <p>規定の追加による項番号の改正</p>

<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の3.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、<u>14,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第14条において同じ。)以外の世帯 <u>1,200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>600円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.80</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、<u>11,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.30</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、<u>25,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、<u>1世帯</u>について、<u>1,200円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.30</u>を乗じて算定する。</p> <p>第8条 削除</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。</p>	<p>基礎課税に係る所得割額の税率改正</p> <p>P.1871</p> <p>基礎課税に係る均等割額の改正</p> <p>【激変緩和】後期高齢者制度へ移行したため、単身世帯となった者(特定世帯1/2)とそれ以外の世帯に係る平等割額</p> <p>後期高齢者支援金等課税に係る所得割額の税率及び均等割額の規定を追加</p> <p>第2条の改正に伴う引用条項の改正及び追加条文に伴う条番号の改正</p> <p>規定の削除</p> <p>第2条の改正に伴う引用条</p>
--	---	--

第10条 削除

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)
第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第14条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。

3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主(以下次項までにおいて「2項世帯主」という。)である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主(以下次項までにおいて「1項世帯主」という。)となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から月割をもって当該納税義務者に課する。

4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)
第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第14条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下本条において同じ。)を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第1号から第5号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。

3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主(以下次項までにおいて「2項世帯主」という。)である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主(以下次項までにおいて「1項世帯主」という。)となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から月割をもって当該納税義務者に課する。

4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日(国民健康保険法第6条第1号から第5号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当

項の改正及び追加条文に伴う条番号の改正

削除

p.1872

規定の整理

引用する法の法律番号の削除及び条文の改正

引用する法条文の改正

<p>該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から月割をもって当該納税義務者に課する。</p> <p>6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。</p> <p>7 省略 8 省略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 720円</p> <p>(イ) 特定世帯 360円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6,600円</p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被</p>	<p>該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から月割をもって当該納税義務者に課する。</p> <p>6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日(国民健康保険法第6条第1号から第5号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。</p> <p>7 省略 8 省略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が53万円を超える場合には、53万円)並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について15,000円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について720円</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被</p>	<p>引用する法条文の改正</p> <p>p. 1873</p> <p>基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金の減額限度額を規定</p> <p>合計所得33万円以下の世帯(6割軽減)基礎課税の均等割に対する減額</p> <p>基礎課税の平等割の減額を特定世帯とそれ以外に分けて規定後期高齢者支援金等課税額の均等割の減額</p>
---	---	---

<p>保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について6,600円</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。) 1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,600円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 480円</p> <p>(イ) 特定世帯 240円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円</p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円(国民健康保険税の減免)</p> <p>第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) 災害等により生活が著しく困難となった者</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者</p> <p>ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</p> <p>(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者</p> <p>(ウ) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済</p>	<p>保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について6,600円</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者(当該納税義務者を除く。) 1人につき地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89第1項に規定する金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について10,000円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について480円</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円(国民健康保険税の減免)</p> <p>第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) 災害等により生活が著しく困難となった者</p>	<p>合計所得 33万円+24万5千円以下の世帯(4割軽減)</p> <p>基礎課税の均等割に対する減額</p> <p>基礎課税の平等割の減額を特定世帯とそれ以外に分けて規定</p> <p>後期高齢者支援金等課税額の均等割の減額</p> <p>75歳に到達したことにより被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被扶養者から国保被保険者となった65歳以上の者について2年間減免をするもの</p>
--	---	---

組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納したものを除く。

(3) 省略

- 2 省略
- 3 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額賦課の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第14条の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(2) 省略

- 2 省略
- 3 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額賦課の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第14条の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。
(平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例)

3 平成18年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「旧法による特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた

p. 1874

公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額賦課の特例の対象者に係る規定の整備(特定同一世帯所属者の追加)及び略称規定の削除

経年による削除

ときにおける第14条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

(平成19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例)

4 平成19年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第14条の規定の適用については、附則第2項の規定にかかわらず、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

(平成18年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例)

5 平成18年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第3条の規定の適用については、同条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から13万円を控除した金額によるものとする。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」とする。

(平成19年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例)

6 平成19年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第3条の規定の適用については、同条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同

p. 1875

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中

条第2項第1号の規定によって計算した金額から7万円を控除した金額によるものとする。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるの

特例の対象者に「特定同一世帯所属者」を追加

規定の削除による項番号の繰上げ及び特例の対象者に「特定同一世帯所属者」を追加

p. 1876

規定の削除による項番号の繰上げ及び特例の対象者に「特定同一世

<p>「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</p> <p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における附則第5項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合に</p>	<p>は「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の2の6第7項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</p> <p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の3第13項の規定の適用を受ける場合における附則第9項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第13項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の4第4項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中</p>	<p>帯所属者」を追加</p> <p>規定の削除による項番号の繰上げ、特例の対象者に「特定同一世帯所属者」の追加及び引用法条番号の改正</p> <p>規定の削除による項番号の繰上げ、特例の対象者に「特定同一世帯所属者」の追加及び引用法条番号の改正</p> <p>規定の削除による項番号の繰上げ及び、特例の対象者に「特定同一世帯所属者」の追加</p>
---	---	--

<p>おける前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>規定の削除による項番号の繰上げ及び、特例の対象者に「特定同一世帯所属者」の追加</p> <p>規定の削除による項番号の繰上げ及び、特例の対象者に「特定同一世帯所属者」の追加</p>
<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	<p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	<p>p. 1877</p> <p>規定の削除による項番号の繰上げ及び、特例の対象者に「特定同一世帯所属者」の追加</p>

<p>適用利子等の額」とする。 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が「租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が「租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>規定の削除による項番号の繰上げ及び、特例の対象者に「特定同一世帯所属者」の追加</p>
--	---	--

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〕
平成19年度福生市国民健康保険特別会計決算見込

平成20年5月16日現在

単位:円

歳入	予算現額 A	収入済額 B	比較 A-B
	6,013,455,000	5,747,252,711	266,202,289
歳出	予算現額 C	支出済額 D	比較 C-D
	6,013,455,000	5,892,964,653	120,490,347

収入済額 B	5,747,252,711
支出済額 D	5,892,964,653
差引	△ 145,711,942 (繰上充用金額)

(歳入)

款	予算額	収入済額
1国民健康保険税	1,831,143,000	1,608,560,506
2国庫支出金	1,384,895,000	1,357,641,378
3療養給付費等交付金	1,250,865,000	1,210,143,640
4都支出金	282,475,000	359,120,651
5共同事業交付金	561,489,000	508,948,074
6繰入金	696,707,000	696,706,224
7繰越金	0	0
8諸収入	5,881,000	6,132,238
歳入合計	6,013,455,000	5,747,252,711

(歳出)

款	予算額	支出済額
1総務費	45,407,000	43,278,397
2保険給付費	3,894,945,000	3,841,736,806
3老人保健拠出金	978,988,000	978,986,180
4介護給付費納付金	365,951,000	365,950,901
5共同事業拠出金	610,484,000	552,787,089
6保健事業費	18,242,000	13,973,943
7公債費	268,000	69,653
8諸支出金	27,912,000	27,838,738
9予備費	2,915,000	0
10前年度繰上充用金	68,343,000	68,342,946
歳出合計	6,013,455,000	5,892,964,653

福生市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）</p> <p>第 2 章 市営住宅の管理（第 4 条—第 40 条）</p> <p>第 3 章 駐車場の管理（第 41 条—第 47 条）</p> <p>第 4 章 補則（第 48 条—<u>第 53 条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第 1 条～第 5 条 略 （入居者の資格）</p> <p>第 6 条 市営住宅に入居することができる者（<u>第 5 号に掲げる場合</u>にあっては、<u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）</u>を含む。）は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。</p> <p>（3）、（4） 略</p> <p>（5） <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u></p> <p>2～6 略 （入居者資格の特例）</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 前条第 1 項第 3 号イに掲げる市営住宅の入居者は、<u>同項各号（同条第 2 項各号に掲げる者</u>にあっては、<u>同条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで）</u>に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から 3 年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第 8 条～11 条 略 （同居の承認）</p> <p>第 12 条 略</p> <p>2 <u>市長は、前項の当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者が暴力団員であるとき</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）</p> <p>第 2 章 市営住宅の管理（第 4 条—第 40 条）</p> <p>第 3 章 駐車場の管理（第 41 条—第 47 条）</p> <p>第 4 章 補則（第 48 条—<u>第 51 条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第 1 条～第 5 条 略 （入居者の資格）</p> <p>第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 現に同居し、又は同居しようとする親族（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。</u>）があること。</p> <p>（3）、（4） 略</p> <p>2～6 略 （入居者資格の特例）</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 前条第 1 項第 3 号イに掲げる市営住宅の入居者は、<u>同条第 1 項各号（同条第 2 項各号に掲げる者</u>にあっては、<u>同条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号）</u>に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から 3 年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第 8 条～11 条 （同居の承認）</p> <p>第 12 条 略</p>

新	旧
<p>は、同項の承認をしてはならない。</p> <p>3 <u>第1項の承認を与える場合の基準その他必要な事項については、公営住宅法施行規則第10条の規定に定めるもののほか、市規則で定める。</u> (入居の承継)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>市長は、前項に規定する引き続き当該市営住宅に居住を希望する者(同居する者を含む。)</u> <u>が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の承認を与える場合の基準その他必要な事項については、公営住宅法施行規則第11条の規定に定めるもののほか、市規則で定める。</u></p> <p>第14条～39条 略 (住宅の明渡請求)</p> <p>第40条 略 (1)～(4) 略 <u>(5) 住宅を取得したとき。</u> <u>(6) 暴力団員であることが判明したとき(同居する者が該当する場合を含む。)</u> (7) 略 (8) 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 市長は、第1項第2号から<u>第7号</u>までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。</p> <p>5 市長は、市営住宅が第1項<u>第8号</u>の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 略 (使用許可及び使用期間)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 <u>市長は、前項の駐車場を使用しようとする者が暴力団員であるときは、前項の許可をしてはならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>2 <u>前項の承認を与える場合の基準その他必要な事項については、公営住宅法施行規則第10条の規定に定めるもののほか、市規則で定める。</u> (入居の承継)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>前項の承認を与える場合の基準その他必要な事項については、公営住宅法施行規則第11条の規定に定めるもののほか、市規則で定める。</u></p> <p>第14条～39条 略 (住宅の明渡請求)</p> <p>第40条 略 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 略 (6) 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 市長は、第1項第2号から<u>第5号</u>までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。</p> <p>5 市長は、市営住宅が第1項<u>第6号</u>の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 略 (使用許可及び使用期間)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p>

新	旧
<p>第43条～45条 略 (使用許可の取消し)</p> <p>第46条 略 (1)～(4) 略 (5) <u>暴力団員であることが判明したとき(同居する者が該当する場合を含む。)</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>第47条～49条 略 (許可等に関する意見聴取)</p> <p>第50条 <u>市長は、市営住宅の入居資格の審査、入居の許可、同居若しくは入居の承認をしようとするとき又は現に市営住宅に入居している者(同居するものを含む。)</u>について市長が特に必要があると認めるときは、<u>第6条第1項第5号、第12条第2項、第13条第2項、第40条第1項第6号及び第42条第2項に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。</u></p> <p>(市長への意見)</p> <p>第51条 <u>警視総監は、市営住宅に入居しようとする者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)</u>又は現に入居している者(同居する者を含む。)<u>について、第6条第1項第5号、第12条第2項、第13条第2項、第40条第1項第6号及び第42条第2項に該当する事由の有無について、市長に対し、意見を述べることができる。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第52条 略 (委任)</p> <p>第53条 略 附 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> (経過措置)</p> <p>2 <u>この条例による改正後の福生市営住宅条例(以下「新条例」という。)第40条第1項第6号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第11条第4項の規定により入居の許可を受けた者に適用する。</u></p> <p>3 <u>施行日前にこの条例による改正前の福生市営</u></p>	<p>第43条～45条 略 (使用許可の取消し)</p> <p>第46条 略 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>第47条～49条 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第50条 略 (委任)</p> <p>第51条 略</p>

新

旧

住宅条例（以下「旧条例」という。）第 11 条第 4 項の規定により入居の許可を受けた者が、新条例第 40 条第 1 項第 6 号の規定に該当していること（次項に定める場合を除く。）が判明したときは、市長は、当該許可を受けた者に対して、明渡しを勧告をするものとする。

4 施行日前に旧条例第 11 条第 4 項の規定により入居の許可を受けた者が暴力団員と同居しており、新条例第 40 条第 1 項第 6 号の規定に該当していることが判明したときは、市長は、当該許可を受けた者に対して、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告するものとする。

5 市長は、前 2 項の規定による勧告に従わないときは、入居者に対して明渡しを請求することができる。

6 第 2 項から前項までの規定にかかわらず、施行日前に旧条例第 11 条第 4 項の規定により入居の許可を受けた者が新条例第 40 条第 1 項第 6 号の規定に該当し、他の入居者の安全が著しく害されるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められる場合は、市長は、入居者に対して明渡しを請求することができる。

7 前 2 項の規定による明渡しの請求については、新条例第 40 条第 2 項及び第 4 項の規定を準用する。

別表第 1（第 3 条関係）

名称	位置	建設年度	構造	面積	戸数	備考
第一市営住宅	福生市大字福生 959 番地	昭和 31 年度	木造平家	33.05 平方メートル	9 戸	
		昭和 31 年度	木造平家	34.71 平方メートル	12 戸	
		昭和 31 年度	木造平家	39.66 平方メートル	1 戸	

別表第 1（第 3 条関係）

名称	位置	建設年度	構造	面積	戸数	備考
第一市営住宅	福生市大字福生 959 番地	昭和 31 年度	木造平家	33.05 平方メートル	10 戸	
		昭和 31 年度	木造平家	34.71 平方メートル	12 戸	
		昭和 31 年度	木造平家	39.66 平方メートル	1 戸	

福生市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条 略 (申込者の資格)</p> <p>第 2 条 特定公共賃貸住宅の使用申込みをしようとする者(第 5 号に掲げる場合にあつては、<u>現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)</u>を含む。)は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。</p> <p>(3)、(4) 略</p> <p>(5) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。</u></p> <p>第 3 条 略 (福生市営住宅条例の準用)</p> <p>第 4 条 福生市営住宅条例(平成 9 年条例第 25 号)第 4 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条から第 26 条まで、第 34 条、第 39 条から第 47 条まで及び第 49 条から第 51 条までの規定は、特定公共賃貸住宅について準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と読み替えるものとする。</p> <p>第 5 条 略</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> (経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行の際入居の許可を受けた者が暴力団員であることが判明した場合の住宅の明渡請求に係る経過措置については、福生市営住宅条例の一部を改正する条例(平成 20 年条例第 号)附則第 2 項から第 7 項までの規定の例によるものとする。</u></p>	<p>第 1 条 略 (申込者の資格)</p> <p>第 2 条 特定公共賃貸住宅の使用申込みをしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。)</u>があること。</p> <p>(3)、(4) 略</p> <p>第 3 条 略 (福生市営住宅条例の準用)</p> <p>第 4 条 福生市営住宅条例(平成 9 年条例第 25 号)第 4 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条から第 26 条まで、第 34 条、第 39 条から第 47 条まで及び第 49 条の規定は、特定公共賃貸住宅について準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と読み替えるものとする。</p> <p>第 5 条 略</p>

平成20年第2回定例会会期日程(案)

(会期18日間)

月	日	曜	種 別	内 容
6	3	火	本 会 議	} 一般質問
	4	水	本 会 議	
	5	木	本 会 議	
	6	金	本 会 議	一般質問・議案審議
	7	土	休 会	
	8	日	〃	
	9	月	〃	
	10	火	〃	建設環境委員会 A10 庁舎建設特別委員会 P1:30
	11	水	〃	市民厚生委員会 A10
	12	木	〃	総務文教委員会 A10
	13	金	〃	横田基地対策特別委員会 A10
	14	土	〃	
	15	日	〃	
	16	月	〃	
	17	火	〃	
	18	水	〃	議会運営委員会 A10
	19	木	〃	
	20	金	本 会 議	審査報告

一 般 質 問

平成20年第2回福生市議会定例会

通 告 者	質 問 内 容	時 間
1 大 野 聰	1 市長の所信について (1) 市長の基本的な市政運営の方針について (2) 選挙戦で戦った候補者との融和について (3) マニフェストの実現に向けての方策について (4) 職員に対する基本姿勢について (5) 議会との関係の基本姿勢について	1 時間
2 乙 津 豊 彦	1 福祉バスの試行について (1) 市民への周知について (2) 施行後1カ月経過時点での状況について (3) 利用者の反応について 2 後期高齢者医療制度について (1) 市民への周知について (2) 市への問い合わせ、苦情等について (3) 厚生労働省から東京都広域連合への事務連絡について 3 個人情報保護法の見直しについて (1) 政府の見直しについて (2) 市への影響について	1 時間
3 増 田 俊 一	1 公立福生病院について (1) 医師不足の解消など、病院の経営改善は進んでいるのか (2) 新市長として福生病院組合に要請していきたいものとは何かお聞かせください (3) 公立福生病院の改革プラン策定に係る取り組み状況について	4 5 分
4 清 水 義 朋	1 中央体育館について (1) バリアフリー化について (2) 耐震化工事のその後について 2 環境政策について (1) レアメタルの回収について	4 5 分

通 告 者	質 問 内 容	時 間
5 堀 雄 一 朗	1 広域連携について (1) 公共施設（プール等）の利用について (2) 福祉バス利用状況と広域活用について 2 総合窓口について 3 自転車・歩行者等の安全について (1) 自転車関連事故の傾向と対策について (2) 自転車・歩行者等対象の交通安全施設について 4 教育行政について (1) 小中学校の植栽点検と管理について (2) 学校給食用食材の地産地消等について	1 時間 30 分
6 武 藤 政 義	1 福生七夕まつりについて (1) 企画、運営について (2) 今後のあり方について 2 輝き市民サポートセンターのホームページについて (1) 期待される効果について	45 分
7 原 田 剛	1 教育行政について (1) 中学校スプリングスクールの状況について (2) 新学習指導要綱について (3) 情報モラル教育について (4) 学校支援ボランティアについて 2 安全・安心まちづくりについて (1) 不審者情報の状況について (2) 防犯カメラの設置について 3 道路行政について (1) 永田橋架け替え工事について	1 時間 15 分
8 末 次 和 夫	1 都市基盤整備について (1) 都市計画道路 3・4・2 号線（志茂中央線・多摩橋通り）について (2) 都市計画道路 3・3・30 号線（武蔵野工業線・産業道路）について (3) 牛浜駅のバリアフリー化（駅舎改修及びエレベーター、エスカレーター）について 2 町会、自治会について 3 災害時の支援の受け入れ体制（マニュアルの作成）について 4 ごみ収集車による小・中学生の見守り放送について 5 5月の市長選挙及び市議会議員補欠選挙の開票事務等について	1 時間

通 告 者	質 問 内 容	時 間
9 杉 山 行 男	1 福生市の自然環境と地域の活性化について (1) エコツーリズムについて (2) 観光資源としての自然環境について (3) 玉川上水緑地について	50分
10 青 海 俊 伯	1 生活安定化総合対策事業について (1) 東京都の緊急総合対策三カ年事業の福生での取り組みについて (2) 関係部門間調整について (3) 都の関係施策と福生市の独自施策について 2 小学校就学前後の外国人児童に対する日本語教育について (1) 現在行われている日本語教育の現状について (2) 教育スタッフの充実と訓練についての人材バンクの活用 (3) 義務教育就学前からの日本語教育の必要性について 3 動物との共生について (1) 地域猫支援事業の今までの実態について (2) 今後の展開について	1時間 30分
11 阿 南 育 子	1 子育て支援策について (1) 中学生までの医療費無料化について 2 福祉バスについて (1) 現状について (2) 登録所を増やすことについて 3 教育行政について (1) 基礎学力向上策について (2) 地域支援室について	1時間
12 田 村 正 秋	1 教育問題について 2 後期高齢者医療制度等について 3 市民参画について 4 集いとにぎわいのあるまちづくりについて	1時間
13 串 田 金 八	1 指定管理者制度について 2 救命ボートについて	40分
14 大 野 悦 子	1 SPコードについて 2 エコへの取り組みについて (1) 新庁舎の視察状況 (2) エコへの具体的な取り組みについて (3) 緑化について	30分

通 告 者	質 問 内 容	時 間
15 羽 場 茂	1 市長の所信について 2 住宅政策について (1) ワンルームマンションの増加について (2) 高齢者等の入居制限について	40分
16 小野沢 久	1 市長の施政方針について (1) 5つの元気の推進について 2 特定健康審査・特定保健指導等について (1) 概要等について (2) 実施時期及び検査項目の変化等について (3) 国保加入者以外の市民への対応について 3 防災行政について (1) 防災訓練について (2) 災害対策本部について (3) 避難所の機能について	1時間 15分
17 高 橋 章 夫	1 都市整備について (1) 拝島駅自由通路について (2) 未利用地活用提案と方向性について 2 教育行政について (1) 学校教育にかかわる今年度最大の施策について (2) 社会教育の振興について	45分
18 奥 富 喜 一	1 高齢者医療費負担を軽減することについて (1) 2006年の医療改革で強行された医療制度改悪について (2) 後期高齢者医療制度について (3) 基本健診、葬祭費給付での内容変更について (4) 前期高齢者の医療制度の変化について (5) 資格証明書の発行について65歳から74歳の障害者等について (6) 高齢者医療費負担を半減にすることについて 2 ごみ袋を無料にすることについて 3 国民健康保険税、下水道料金値下げについて 4 中学校卒業までの医療費を無料化することについて 5 ひとり暮らし高齢者への家賃補助について 6 大学、高校、専門学校の入学金について 7 基地のない平和な福生を次世代に残すことについて 8 福祉バス及び市内循環バスについて	1時間 30分

議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成20年6月3日第1回福生市議会定例会

付託委員会名	議案(請願・陳情)番号	付託件名
総務文教委員会	議案第33号 議案第36号 議案第32号 議案第39号	福生市手数料条例の一部を改正する条例 福生市基本構想審議会条例 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 平成20年度福生市一般会計補正予算(第1号)(歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分)
建設環境委員会	議案第34号 議案第35号 議案第39号 陳情第20-5号	福生市営住宅条例の一部を改正する条例 福生市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 平成20年度福生市一般会計補正予算(第1号)(歳出予算のうち建設環境委員会所管分) 下水道使用料の減免についての陳情書
市民厚生委員会	議案第39号 議案第40号 議案第41号 陳情第20-4号	平成20年度福生市一般会計補正予算(第1号)(歳出予算のうち市民厚生委員会所管分) 平成20年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第1号) 平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める国への意見書を提出する陳情書
議会運営委員会	陳情第20-6号	議会は使命を果たすことを求める陳情書

